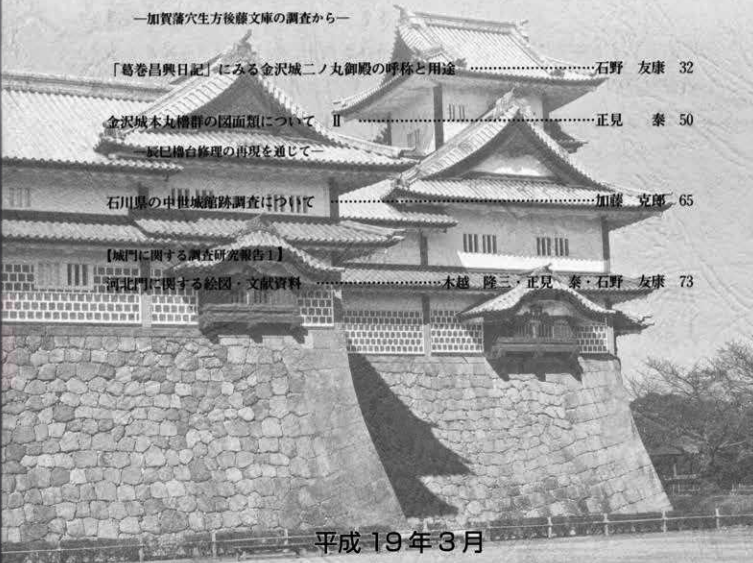


研究紀要

金沢城研究

第5号

- 
- 近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程木越 隆三 1
—加賀藩穴生方後藤文庫の調査から—
- 「葛巻昌興日記」にみる金沢城二ノ丸御殿の呼称と用途石野 友康 32
- 金沢城本丸櫓群の図面類について Ⅱ正見 泰 50
—長巳櫓台修理の再現を通じて—
- 石川県の中世城跡調査について加藤 克郎 65
- 【城門に関する調査研究報告1】
河北門に関する絵図・文献資料木越 隆三・正見 泰・石野 友康 73

平成 19年3月

石川県教育委員会事務局
文化財課 金沢城研究調査室

第5号の刊行によせて

金沢城研究調査室は、平成13年7月に開設以来、はや6年を経過しました。この間、絵図・文献や埋蔵文化財、建造物や石垣等、各種資料の基礎的な調査研究に室員一丸となって取り組み、貴重な歴史遺産である金沢城跡の実態解明を進めてまいりました。今年度は、河北門復元整備に伴う埋蔵文化財や絵図文献等の調査に着手し、史実性の高い整備に不可欠な知見を数多く得ることとなりました。また、情報発信におきましても、平成19年1月には、「第4回全国城跡等石垣整備調査研究会」を金沢で開催し、全国の石垣整備関係者をはじめ多数の県民の皆様これまで石垣調査・研究の成果について、満足いただける情報を提供できたと考えております。

本書も第5号を数えるに至りましたが、本号では石垣技術書として全国的に名高い加賀藩穴生方後藤文庫の調査にもとづく、「石垣秘伝書」の形成過程に関する論文や、復元整備が行われる河北門に関する資料紹介など、室員による日々の調査研究の成果を中心に掲載いたしました。

この4月には調査室を石川県金沢城調査研究所へ改組することとしております。これを機に、これまでの調査研究を更に発展させ、全国的な視点にたった金沢城の比較研究を推進する所存です。

最後になりましたが、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城の保存・活用の一助となり、広く近世城郭研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成19年3月

石川県教育委員会
教育長 中西 吉明

近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程

—加賀藩穴生方後藤文庫の調査から—

木越 隆三

はじめに

金沢城研究調査室では、石垣構築等の伝統技術の解明をめざし、平成14年以来、北垣聰一郎氏を中心とする金沢城調査研究（伝統技術）専門委員会からの指導・助言のもと、戸室石切丁場の発掘および測量調査のほか、石工道具調査、県内石材産地調査、石垣技術者穴生方文献調査など、さまざまな調査・研究をすすめてきた。本論は、これらの調査のうち、加賀藩穴生方（石垣職人）の後藤家に伝来した古文書調査の中で、新たに確認された知見をもとに、伝統的な石垣構築技術が、江戸時代後期の穴生、後藤彦三郎によって、どのように認識され、「秘伝書」として記述されていったのか、彼らの置かれた境遇にも目を配りつつ考察したものである。また、秘伝書の執筆過程の再構成という、この検証作業は、同時に、後藤家に残る石垣秘伝関係資料の史料批判を徹底せずして達成できないものであり、技術「秘伝」という特異な歴史資料群を、史料として活用する際の基本要件や可能性を探る試みでもある。

調査対象となる後藤家文書は、加賀藩穴生の子孫である後藤卓美家に伝来した213点の江戸期の古文書・記録・絵図面などからなる資料群で、昭和31年頃、金沢市立玉川図書館に寄贈され「後藤文庫」として所蔵されている。後藤文庫の価値に、いち早く注目したのは北垣聰一郎氏と喜内敏氏である。北垣氏は1970年頃より後藤文庫の調査を行い、石垣技術と穴生に関する論稿を次々と公表し⁽¹⁾、その成果を『石垣普請』（法政大学出版局、1987）に結実させている。喜内敏氏も同じ頃、後藤文庫の価値に注目され、調査成果を公表されたほか⁽²⁾、金沢大学法文学部の日本海文化研究室から1976年、後藤文庫の金沢城石垣関係資料をすべて翻刻した『金沢城郭史料—加賀藩穴生方後藤家文書—』（日本海文化研究室編、石川県図書館協会刊）を刊行された。これにより後藤文庫の核心部が公にされ、巻末に付された喜内氏と能嶋結一氏の解題・解説から加賀藩穴生の家に伝来した石垣構築技術の概要が明らかとなった。

『金沢城郭史料』という刊本の出現に加え、喜内氏・北垣氏のほか内藤昌氏など指導的な城郭研究者によって、穴生方後藤家の石垣技術に関する考察や紹介がなされたので⁽³⁾、最近では、一般向けの書物などでも後藤流石垣技術として広く紹介されるに至った。昨今の城郭ブームの中で、多くの書物で後藤流の石垣技術が取り上げられているが、一般向けの解説書の中に、間々、誤解を増幅させるような表現がみうけられる。喜内氏・北垣氏らが、原史料を丹念に精査され、江戸時代の石垣構築技術を史料や遺構にもとづき克明に検証された考察プロセスを検証しないまま受け売りする傾向が一部にあるように感ずる。

金沢城研究調査室では、このような安易な方法によらず、再度、後藤文庫所蔵の石垣技術関係史料の原本を再度、精査するほか、金沢城の石垣遺構の調査成果との照合などもすすめている。このほか、金沢城石垣の石材の供給地である戸室石切丁場の調査も実施しているが、戸室石切丁場・石引き道などについては、北島俊朗氏が、金沢市から委託され関連の文献資料調査や石工労働に関する民俗調査などの成果をまとめており、金沢城研究調査室の調査にとっても導きの糸となっている⁽⁴⁾。とくに北島氏の『戸室石引き道』には、戸室石切丁場の来歴と宝暦以後の再興の様子を克明に記録した後藤文庫の留帳2点が翻刻され、明治前後の石工関係資料も併載し利用価値の高い調査報告書となっている。

この間の再調査では、こうした研究成果に学びつつも、批判的な検証や再検討も行った。喜内氏・北垣氏・北島氏によって切り開かれた研究内容を、さらに前進させるべく、今後の方向性を探りたいと考え、今も調査・研究をすすめているところである。

その際、金沢城石垣の分類・編年に関する調査研究が、北野博司氏、富田和気氏、滝川重徳氏らにより、ここ数年、長足の発展をみたことは心強いことであった¹⁰。城内石垣について、7期に編年する試案が提示されるに至り、各期ごとの石積みの特徴が詳細に示され、後藤文庫の石垣秘伝書に記された石積み分類との関連性も指摘されている。寛永年間に登場した切石積石垣の多彩な様式的展開、また「場」に応じた石垣様式の選択や案出についても論じられ、金沢城石垣の研究水準は、10年前に比べ格段に進展した。こうした石垣遺構調査の成果と照らし合わせつつ、金沢城石垣の構築技術の変遷過程を解明することは、後藤文庫の再検討においても大きな課題である。

小論で、こうした大きな課題に即応した答が出せるわけではないが、まずは、後藤文庫所蔵史料のうち、いわゆる石垣秘伝書と呼ばれる約70点余の古文書・記録・絵図を対象に、調査結果を概略、紹介し、とくに石垣構築技術の秘伝書と特定できる56点の大半が、後藤家6代目彦三郎と嫡男小十郎の著作であることから、この56点の執筆過程を検討する。この検討のあと、江戸時代中期に一旦途絶しかけた技術が、江戸後期（文化・文政期）に多数の石垣秘伝書・秘伝図によって再生された意義について言及したい。彦三郎らによって再発見された石垣構築技術とは、どのようなものであり、その再生プロセスはどのようなものであったか、以下二つの章に分けて紹介したい。

1章 後藤彦三郎による石垣構築技術書の執筆過程

(1) 加賀藩の穴生と後藤家

加賀藩では、天正15年、穴太源介を知行100俵で召抱えたのを手始めに、多くの穴生を召抱えた。その経緯は、昨年のシンポジウム等でも紹介したが¹¹、詳細は【表1】「加賀藩穴生召抱の年譜」に時代をおいて概要を示したので参照されたい。こうした穴生の登用実態と金沢城石垣の編年とを対応させ、石垣編年の画期ごとに主な穴生名をあげてみるなら、①1・2期石垣（文禄～慶長期）に対応する穴生は、穴太源介ほか宮川彦助・穴生源三郎などがいた¹²。なお、金沢城の天主創建は天正14～15年とされるので、源介への天正15年の知行宛行は、天主台石垣に尽くした功績に報いたものかもしれない。

②3・4期石垣（元和～寛永期）の造営に関わった穴生として、まず「寛永四年侍帳」に載る6人の穴生をあげることができるが、この中の一人に後藤家初代の後藤彦八（空兵衛）がいた。後藤家初代彦八は由緒書で、加藤清正から石垣秘伝を授けられた後藤又兵衛の弟だといひ、播州三木城主別所氏に仕えていたところ、母衣役の武將として天正年中、前田利家に仕官したと主張する¹³。兄又兵衛から弟彦八に授けられたとする石垣秘伝書が（3点、四巻）、後藤彦三郎によって書き直されたものだが残っている（表3参照）。この秘伝書の評価については、あとで検討することとし、むしろ、ここでは後藤家初代が前田家に仕官した時、穴生でなく母衣役であったと主張することに注意したい。彦八はのち利家の有力家臣であった篠原出羽守一孝（知行1万3000石）に与力として預けられ、慶長4年、篠原から知行100俵を拝領している。この篠



（写真1）篠原一孝知行宛行状（慶長4年7月28日）

【表1】 加賀藩穴生召抱の年譜

天正6年(1578) : 穴太源齋、越前府中にて城主前田利家に仕える。
 天正15年(1587) : 穴太源齋、金沢城主利家から新知行100俵拝領。
 慶長4年(1599) : 播州三木出身の後藤彦八、藤原家に仕え、藤原出羽より知行100俵拝領。
 慶長10年(1605) : 前田利長、穴生源三郎に宮川彦助跡30石の扶持を与える。
 ☆元和6年 : 前田家、大坂城第1期天下普請動員(担当丁場崩壊し釈明、石垣技術の不備表面化)
 元和8年(1622) : 後藤彦八、前田利常の直臣となり70石拝領、奎兵衛と改名。
 ☆寛永元・2年 : 前田家、大坂城天下普請第2期に動員。
 寛永4年(1627) : 「寛永4年侍帳」に、(戸波)清兵衛300石・(杉野)久左衛門100石・(後藤)奎兵衛70石・(奥)源兵衛50石・(杉野)清右衛門50石・(藤田)三右衛門40石など6名の穴生登載。

寛永8年 : 金沢城の大平焼失し、以後二ノ丸拡張や石垣普請などすめる

☆寛永5年 : 大坂城第3期天下普請、寛永13年 : 江戸城普請などに前田家動員される。
 万治元年(1858) : 江戸城天守台普請に「石切頭」として小川長右衛門、戸波清兵衛(駿河)、杉野茂兵衛、後藤奎兵衛(2代目)の4人ほか石工400人動員(「古伝書」)。

※寛永以後の穴生

・小川長右衛門・矢倉彦兵衛、穴生又助、杉野茂兵衛(以上知行取か)・(以下切米取)杉野伝右衛門、後藤勘左衛門、林市左衛門(扶持人石切から登用)など(「文禄年中以来日記」)。

☆元禄9~15年頃の穴生・扶持人石切等(「普請会所役付等覚書」河内山家文書より)
 ・戸波駿河300石(近江在住、藩主御目見は途絶えがち)・奥源三郎70石・後藤権兵衛49俵・杉野伝右衛門35俵・後藤勘左衛門30俵・林市左衛門29俵(このうち、奥源三郎・後藤権兵衛・林市左衛門は元禄4年時点で病者ゆえ勤務できず、後藤勘左衛門と杉野伝右衛門の2人で御普請担当。元禄16年御用見習の奥源八郎が跡目相続)
 扶持人石切は正木甚左衛門(2人扶持給銀200匁)と下沢市左衛門(2人扶持給銀200匁、ほかに12名の二十人石切)。

宝永3年(1706) : 3代後藤権兵衛、寛文以来の勤務履歴を執筆。
 享保9年(1724) : 「享保9年士帳」に奥源右衛門70石・後藤奎兵衛(4代)50俵10人扶持・後藤只右衛門40俵の穴生3人登載。

宝暦2年(1752) : 4代後藤奎兵衛、享保以来の勤務履歴を執筆。

宝暦9年 : 金沢城、宝暦大火で大平が焼失。翌年から再建の石垣普請始まる

宝暦10~11年(1760~61) : 河北門の石垣普請、町石工に委託。

宝暦13年6月 : 五十間長屋下石垣の大改修(鍛始石出土)、穴生正木甚左衛門が主導。

明和初年 : 宝暦大火後の石垣普請本格化。中山村の貯石払底、戸室山本丁場再開検討。

安永2年(1773) : 戸室山本丁場開く(田嶋村領などで)。

安永4年(1775) : 奥(穴太)源左衛門、父源右衛門の遺知70石相続し穴生となる。

安永5年(1776) : 5代後藤用助(明和元年相続)、戸室山仮小屋に結める。

安永7年(1779) : 奥源左衛門、戸室山石引新道付替につき山奉行・道奉行兼務。

安永8年(1780) : 後藤用助、山奉行・道奉行兼務。

天明3年(1783) : 穴生正木氏、吉左衛門へ代替わり。「天明3年士帳」に奥源右衛門70石・後藤元右衛門・後藤用助・正木吉左衛門の穴生4人を登載。当時の扶持人石切は青木・水登身三兵衛・青山・浅野・宮野・坂井の6人。

天明5年(1785) : 奥源左衛門・正木吉左衛門、前藩主重教の不興を買い、知行・役目召放ち。

・☆印は関連する出来事など。□内は金沢城の画期となる火災。アミかけは近江穴太系の穴生方。
 ・「穴生方伝書」「戸室山初年号等留帳」「河北郡戸室山開之事等留帳」「金沢城郭史料」「奥家由緒一類附帳」などによる。

原から後藤彦八宛の知行宛行状は、後藤文庫では最古の確実な古文書（正本）であり、初代彦八の存在と、篠原家の家来となったことを立証する重要な史料（写真1）である。

篠原一孝といえ、元禄元年の本丸高石垣築造に手腕を示した武将として著名であり、城下町の外惣構も一孝の仕事をとされている⁽⁴⁾。石垣作り、土木工事に才能を発揮した武将として知られる篠原の配下に入った後藤彦八が、その後、穴生に転身したのは、篠原家において城作り、石垣造営事業へ参画した経験が作用しているのではないかと推測に留めざるを得ない。

後藤彦八は、元和2年の一孝死後、篠原家を離れ、元和8年、3代藩主利常の直臣にもどり知行70石を拝領した。その当時の前田家は、元和6～7年の本丸の西北拡張工事など大掛かりな城普請を実施していたほか、元和6年の徳川期大坂城天下普請第1期に参画し、担当した青屋口の石垣にたいし、幕府奉行や藤堂高虎から厳しい評価をうけ、築き直しの詮議をうけた⁽⁵⁾。後藤彦八は元和8年に、空兵衛と改名し利常の家臣となり、以後穴生として活躍するが、利常のもとに帰参する前、すでに篠原一孝のもとで穴生の技を身に付け、藩主からも一目置かれる存在であったがゆえに、利常の下に帰参したと想定するのが自然ではなからうか。

しかし、彦三郎はじめ後藤家歴代は、由緒書などでこれを裏付ける履歴に言及していない。のみならず、兄又兵衛から石垣秘伝を伝授された時期を、又兵衛が大坂城で戦死した元和元年とする点や、元和8年の帰参の時初めて、秘伝の価値に気付いたと主張する点⁽⁶⁾は、後年の付会としても不自然さが際立つ。初代空兵衛の穴生への転身は、慶長年間からとみるのが妥当ではないのか。

ともあれ、「寛永四年侍帳」に載る6人の穴生が、元和～寛永期の金沢城石垣造営を担った中心的な存在であることは間違いない。同時に行われた大坂城・江戸城などの天下普請にも参画した。6人のうち戸波駿河300石は、幕府に仕える公儀穴生でもあり、彼は天下普請専門に出役した別格の穴生であり、技量未熟との評価もあった前田家穴生にたいし技術指導の役割も果たしたのではないかと推測される。寛永13年に初代後藤空兵衛が病死、代わって2代目空兵衛が万治元年の江戸城主台石垣の天下普請の頃まで、公儀穴生の戸波や近江穴太系の穴生たちと共に働いた。

③5期石垣（寛文～元禄期）と対応する穴生の中で、最も活躍した一人が後藤家の3代権兵衛であった。この頃、戸波駿河を中心とする近江穴太系の穴生（杉野家・奥家・小川家など）に人材を欠いていたのか、権兵衛の御用を勤めた箇所は、寛文年間に従事した玉泉院丸北面石垣、二ノ丸北面石垣、土橋門石垣、本丸辰巳櫓下の「崩丁場」石垣（いもり堀の鯉喉櫓台石垣）、松原屋敷など数多く、小松城や近江大津・海津の御旅屋土台石垣などにも参画した⁽⁷⁾。5期石垣を代表する鯉喉櫓台石垣、二ノ丸北面石垣について、後藤家6代目の彦三郎は城内で一番、二番という優れた石垣であると批評し祖先の業績を誇っている⁽⁸⁾。

【表1】の元禄年間の史料からは、扶持人石切出身の穴生、林市左衛門の名がみえるほか、扶持人石切の正木と下沢の存在も確認できる。一方で、元禄年間の穴生6人のうち1人は近江穴太に在任する戸波氏で、あとの3人は病者、わずかに後藤空兵衛の別家とみられる後藤勘左衛門（以下では「別家後藤」とする）と杉野伝右衛門の2人で御用を勤める際どい状況にあったこともわかる。

④宝暦9年大火後の6期石垣（宝暦～安永期）の頃、最も巧みな穴生は正木甚左衛門であった。その頃、正木とともに穴生を勤めた5代目の後藤助助や、奥源右衛門・源左衛門、後藤元右衛門などの動向に目覚ましいものを感じられない。宝暦11年、正木は扶持人石切から穴生に取り立てられたが、「享保九年侍帳」には穴生として見えないから、親の代まではずっと扶持人石切で、宝暦大火後の再建事業のなかで頭角を表し穴生に昇格したのであろう。正木の名前は、彦三郎の著作に数多く登場し、石垣「巧者」、「器量の者」という評価のほか「虚を実に仕なす」者などと批判された人物であり、天明初年に53歳で死去した⁽⁹⁾。

以上から、元禄年間、穴生6人のうち実働可能な人材がわずか2名という状態に陥り、「享保九年侍帳」では穴生はわずか3名に減り、宝暦大火後は、初期からの伝統的穴生である奥家・後藤両家の3家に、正木家加わる程度であったことがわかる。18世紀に入ってからの藩穴生の凋落傾向は、石垣御用が減少し、穴生への注目度が低落したことで表裏の現象である。扶持人石切からの穴生登用は、こうした穴生の立場の凋落傾向と密接に関連する動向であり、後藤家6代彦三郎の危機感の大きな要因となった。

⑤7期石垣(文化・文政期)に対応するのは、本論の考察対象となる後藤家6代目の彦三郎と、その嫡男小十郎である。

このように石垣編年の両期ごと、穴生の名前まで推認できる城郭は全国的にみてきわめて稀で、特筆できるが、このようなことが可能になったのは、藩が幕末まで穴生・石切を召抱え続け、後藤文庫・藩政文書のなかに、各時期の穴生の状況をよく記録していたからである。

【表1】掲載の穴生を、近江穴太出身(戸波駿河、奥・杉野・小川、表1では網かけ)と、それ以外(後藤家と別家後藤、扶持人石切から昇進した林・正木など)に区分することもできる。このような区分で【表1】を見ると、加賀藩初・前期の穴生の主流は近江穴太系であり、その中心人物が戸波駿河であった。戸波駿河は、北垣氏によれば公儀穴生となった近江穴太の中の有力な一族であり¹⁰⁾、元禄中頃まで加賀藩から知行300石を受けている。3代藩主利常が戸波駿河を召抱えた動機は明確でないが、元和6年の大坂城第1期の天下普請において、前田家担当丁場が築き直しの詮議をうけた事件などは要因として可能性が高い。

17世紀後半(5期石垣)になると、近江穴太系ではない後藤家が頭角を現し、18世紀中・後期(6期石垣の頃)は、扶持人石切出身で近江穴太系ではない正木甚左衛門が活躍し信任されていた。18世紀末から19世紀になると、後藤家の6代彦三郎と嫡男小十郎が抜群の働きをしたので、加賀藩の穴生は17世紀前半までは近江穴太系が主導的役割を果たしたが、18世紀以後は近江穴太系以外から人材が輩出され、穴生の主流となったといえる。

(2) 後藤彦三郎の生涯と「秘伝」執筆

金沢市立玉川図書館の近世資料館に所蔵される穴生方後藤文庫213点の内容を概観すると、近世～近代にわたる加賀藩士の家に伝来した一群の武家文書であって、先祖由緒、知行宛行、相続、遺書、勤方覚、政務覚書、留帳などが見られるほか、穴生の家独特のものとして、金沢城図(6点)のほか金沢城の来歴や石垣技術に関する記録・秘伝書等(約70点)を蔵する。「金沢城郭史料」は、石垣技術関連資料のみならず由緒・役儀・相続・知行・縁組・法事・遺書・勤方・金沢城絵図など合わせて144点を掲載する。これらをもとに、後藤家歴代の子孫や6代彦三郎の生涯を具体的に示すことが可能であり、【表1】【表2】の重要な典拠であった。嫡男小十郎が彦三郎の右腕となって父を助け、文政4年には定番御歩に取り立てられたので、【表2】「後藤彦三郎年譜」では、小十郎に関する主な事績にもふれている。

彦三郎の経歴で注目すべきは、彼の実父が定番御歩であって後藤家の養子として御歩並の穴生になった点である。つまり、栗山家の次男であった彦三郎は、23歳のとき後藤助用(5代)の娘婿に迎えられたのであり、城内石垣や戸室石切丁場の見習御用を命ぜられたのは天明4年、29歳のときであった。後藤家は助用まで実子相続であったが、彦三郎から養子相続も行われるようになった¹¹⁾。穴生は、御大工・料理人・細工者・算用者などと同じ「御歩並」身分であるが、加賀藩では御歩並までが士分であった。士分のうち「お目見え以上」は騎馬戦士である平士以上(約1400人)が該当し、与力・御歩・御歩並は「お目見え以下」の士分(約1000人)で、士分の下に足軽・小者という軽輩の奉公人がいた¹²⁾。なお、加賀藩の石垣職人としては穴生のほかに、足軽クラスの待遇をうけた「扶持人

【表2】 後藤彦三郎 (定番御歩栗山家次男) 年譜 (1756生～1828没)

- 明和8年(1771) : 10代藩主重教、金谷御殿に隠居し、治脩11代藩主となる。
- 安永7年(1778) : 後藤家5代用助の婿養子となる(23才)。
- 天明4年(1784) : 金沢城石垣御用・戸室山石伐出等御用見習を命ぜられる。
- 天明5年11月 : 用助の永年精勤の褒美として彦三郎を穴生に召出す。切米30俵拝領(30才)。
- 天明6年(1786) : 10代藩主重教逝去につき戸室石で石塚作り野田山に納める。
- 寛政5年(1793) : 養父死去につき跡目相続し切米50俵拝領(38才)。
- 寛政11年(1799) : 寛政大地震で城石垣大破につき、幕府への城郭修補願図御用を担当。
- 寛政12年(1800) : 地震で損害を受けた石垣等の修築始まる(文化7年まで「定普請」が始まり、日勤同様に勤務、手合御用も勤務)。山奉行・道奉行を兼帯。嫡子小十郎、穴生に召出される。
- 享和3年(1803) : 11代藩主齐広へ代替わりにつき、普請奉行に穴生勤方帳を提出。
- 文化元年(1804) : 彦三郎、病気を機に「門台石垣規合等秘伝書」「石垣本高さを以矩方等秘法之事」「家業之書」など執筆(49才)。
- 文化3年(1806) : 嫡男小十郎と共に、石川門続櫓下石垣等を修理。
- 文化5年(1808) : 二の丸御殿焼失後の再建事業に参画。橋爪門続櫓台石垣・二の丸御居間先土蔵石垣等の修築に従事
- 文化7年(1810) : 鼠多門続櫓台の修築に従事し規合矩方絵図作成。
- 文化8年(1811) : 地震後の石垣修築御用精勤につき、関屋中務より拝領。
- 文化11年(1814) : 閏11月「河北郡戸室山開之事等留」を執筆し、宝暦～明和期の穴生批判。
- 文化12年 : この頃までに「唯子一人伝」5冊本を書き上げる。「御鍛始略記」など執筆。
- 文化13年(1816) : 本丸南面(三の角=小鍋)高石垣の修築に従事。この頃、辰巳櫓下・大鏡・小鍋付近の縄張図・矩方規合図など数点作成。12月27日、城中石垣御用精勤につき10俵加増され60俵となる。「石垣にかやり三様之事」など執筆。
- 文化14年(1817) : 「石垣築根元心得之事」「高石垣三の角批判之事」など多数執筆。
- 文政2年(1819) : 竹沢御殿御廻御普請につき、石垣普請に従事(～文政5)。
- 文政3年(1820) : 数十年の精勤功勞により新知行80石拝領(65才)。
- 文政4年(1821) : 小十郎、定番御歩に登用され、翌年60石拝領、別家をたて独立。
- 文政5年(1822) : 竹沢御殿(12代藩主の隠居所)の石垣普請御用終わる。
- 文政6年(1823) : 彦三郎の娘に婿養子久兵衛を迎える。
- 文政7年(1824) : 「高さにて矩方を知る法之事」「崩石垣縄張秘伝図」等のほか「唯子一人伝」1冊本を執筆。「落葉集」も執筆。
- 文政8年(1825) : 「文禄年中以来等之旧記」「金城深秘録」などを執筆。20石加増うけ100石取となる(70才)。
- 文政11年(1828) : 病死(73才)。久兵衛が跡目相続し100石拝領。

後藤家系図



石切」(10人以下)、小者並みの待遇をうけた「二十人石切」(定員20)が召抱えられており、穴生は工事の設計・監理ほか現場指導、扶持人石切以下の人事管理などを職務とし、扶持人石切・二十人石切が現場作業にあたった⁽¹³⁾。

彦三郎の出自が御歩並の穴生より一ランク上の御歩身分であったこと、穴生職の見習いとなったのは29歳からで、穴生としての自覚は婿養子に入った23歳以後に芽生えたと見なければならないことなどから、彦三郎は生粋の穴生というより、成人したのち自覚的に穴生としての技芸や矜持を身に付けた人物といえる。遅咲きの穴生といつてよいが、彦三郎の最初の転機は、天明5年、30歳のときにやってきた。

天明5年9月、前藩主重教は、天明飢饉に対する11代治脩の対応に飽き足らぬものを感じ、隠居の立場で勝手方政務を担当すると宣言し、実質的に藩主に代わり政務を横取り、急激な改革を進めた。しかし、どの政策もうまく運ばず、天明6年2月頃には挫折し間もなく病死した。この1年足らずの政変を「天明の御改法」というが、出頭人の池田権左衛門・富田彦左衛門らの献策を採用し、驕慢と映った十村や家臣たちを処罰・解任し人事の一新を図った。治脩は重教の弟であり、明和8年に兄から藩主の座を譲られたので、兄の横暴を黙認するほかなかった⁽¹⁴⁾。

「天明の御改法」が着手された天明5年9～11月に、奥源左衛門・正木吉左衛門の穴生二人が解任されたが⁽¹⁵⁾、その理由は曖昧なもので、政争に翻弄された処罰とみられる。しかし、この解任の影響で、後任の穴生として登用されたのが彦三郎であった。登用の名目は父用助の精勤の「褒美」による取立てであったが、こうして婿養子の彦三郎が切米30俵で穴生に召抱えられた。翌年、重教の葬儀・埋葬にあたり、野田山の前田家墓所に納める戸室石製の石櫛を作る御用が彦三郎に申し付けられたが、これが穴生として最初の御用であった。「鉛ちぎり」や「鉛たぼぞ」などを施した重教の「石櫛図」が加越能文庫中⁽¹⁶⁾に残っており、彦三郎の作った最初の石造品の概要がわかる。

寛政5年、38歳のとき養父用助が病死したので、後藤家の家督を相続し6代目となるが、当初は藩主一族の石櫛作り以外目立った業績が確認できない。城内石垣の管理保守を担当する立場にはあったが、財政難もあり、大掛かりな石垣修理御用を確認できない。しかし、寛政11年の地震で石川門付近や本丸の石垣で大きな被害が出、彦三郎ら穴生には、「定普請」が指示されたので、彦三郎らは、本格的な石垣普請に参画する機会を得ることになった。定普請とは、毎年の石垣修理費の上限が前もって決められた石垣普請と推定され、長期にわたる普請に際し採用されたものであろう。20代後半から研鑽を続けた彦三郎が技量を試す機会がいよいよきたのである。このように彦三郎は45歳頃になってようやく、本格的な石垣普請を経験したようであり、この点でも遅咲きであった。

彦三郎は文化元年の5月から9月にかけて病気のため長期欠勤を余儀なくされた。その際、彼自身死の危険を感じ、それまでに会得した石垣構築技術を嫡男小十郎のため書き残そうと決意、以後多くの石垣秘伝書の執筆を行った⁽¹⁷⁾。彦三郎49歳の時であった。

後藤文庫に残る石垣構築技術に関する資料は56点で、そのほか、金沢城や城下町の歴史や城内諸施設・名称等の来歴などを考証した記録類が11点、穴生としての心得や勤方覚なども5点あった。この合計72点のほか、金沢城絵図約6点が後藤文庫の金沢城関係の基本資料である。本論末尾に付載した【表3】は、このうち石垣構築技術書56点について年代順に配列し、形態や内容の要点も併記したものである。約40点に年号等の記載があったが、無年号も約20点あった。無年号資料については、伝来、内容、印章、筆跡、など古文書学的関心をもって、年記推定を試みた⁽¹⁸⁾。その



(写真2) 後藤彦三郎の朱印

結果、彦三郎の筆跡とみられるものが、56点中50点ちかくあり、小十郎の執筆と見られるものは5点ほどであった⁽¹⁰⁾。彦三郎の朱印も文化元～5年頃使用された印章A類のほか、文化14年から文政7年頃まで使用された朱印B類に分類できたので、年記推定の参考とした。

【表3】をみれば、文化元年以前は彦三郎の著作がなく、小十郎の著した2点を見るのみであるが、彦三郎が大病をした文化元年に、彦三郎自筆の秘伝「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」「門台石垣規合等秘伝書」が書かれたのは画期的なことであった。その後、小十郎とともに地震で破損した城内各所の石垣修理（定普譚）に奔走し、そのつど指図等を数多く執筆した。例えば、文化3年の石川門左方太鼓塙下石垣に関連した110・101号（表3参照、以下同）、文化5年の二ノ丸御居間先土蔵石垣に関する141号、橋爪門続橋台石垣修築に関する105号・108号・109号、文化7年の玉泉院丸北槽台石垣修築に関する107号、文化12～13年の本丸南面高石垣三の角（小角間）修築に関する126号・100号・144号などが、石垣修築を体験するなかで作成された秘伝図であった。これらの絵図のなかには、設計図とみられる「指図」（108号など）と、仕上がった石垣を検査するための「曲尺合図」（109号）を区別した事例もあった。こうした絵図は、扶持人石切・二十人石切らの現場作業を指揮監督するなかで作成されたものであった。

彦三郎による秘伝書執筆は、「唯子一人伝」5冊本の執筆によって一つの画期を迎える。能嶋絃一氏の指摘にあるように、「唯子一人伝」は彦三郎の石垣秘伝を集大成したものであることは間違いないが、「唯子一人伝」について、実はこれまでの研究に若干の誤解もしくは理解不十分な点があったので指摘したい。すなわち、「唯子一人伝」には、海老茶色の表紙の5冊本と黄土色表紙の1冊本の2種類あり、この両者は区別して論ずべきなのに、両者の区別を曖昧にしたまま論じてきたのである。5冊本は文化年間、1冊本は文政7年11月に執筆されたもので、内容的にもかなり相違があるのに、この点を配慮せず1冊本を5冊本の別巻という程度に扱う場合が多い。しかし、「唯子一人伝」5冊本の5巻目末尾に朱書で「右五冊、文化十二年、致一見候所、ケ条之内仕様不宣、趣意違之趣等有之、今一篇致校正度存念候得共、大病故、無其義残念、無是非事候」と、改訂の必要に言及しているの、文化12年以前に成立したことは明確であり、文化10年頃には大半が完成していたと推測してよからう。1冊本には「文政7年11月」の年記と彦三郎自署と花押・朱印（B）が施され、記述内容も大きく縮小・改訂されていたことから、両者は明確に区別すべきものと考える。

そこで、彦三郎が病気を機に秘伝執筆を始めた文化元年、「唯子一人伝」5冊本を書き上げた文化10～12年頃、再度1冊本にまとめ直した文政7年を、彦三郎による石垣秘伝執筆の画期とみることができる（表2）。文政年間の彦三郎の経歴をみると、知行取への昇進、嫡男小十郎の定番御歩への取立てなど輝かしい事績が続くが、彦三郎はすでに60代で、小十郎の御歩への取立ては、後藤家にとって穴生の跡継ぎを新たに迎えることを迫る事件でもあった。したがって、文政7年までの期間は、新たに迎えた養子久兵衛に改めて石垣秘伝を伝授する使命を感じた時期といえる。「唯子一人伝」5冊本は実子小十郎を念頭にした伝授の書であったが、1冊本は養子久兵衛を念頭に書かれた秘伝書であった。彦三郎による秘伝書執筆過程の3時期区分の要点は以下の通りである。

I期（寛政5年～享和3年）：伝統ある穴生の家の家督を継ぎ、責任の重さを感じながら、以前に増して城内石垣を観察、穴生方役所にある書類などを参考に穴生としての技能習得にいそしんだ時期。寛政12年から小十郎とともに、寛政地震で痛んだ金沢城の石垣修理の御用に精勤、現場作業の指揮を取りつつ、石垣作りの技術を批判的に検証した時期。なお、この時期の石垣秘伝図は小十郎執筆のものしかない（表3）。

II期（文化元年～文化10年頃）：文化元年5～9月の大病を契機に、これまでの研鑽によって確認できた石垣構築秘伝を「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」「門台石垣規合等秘伝書」として著し、病氣回復後は小十郎と共に城内石垣修築の現場監督に就き、指図や穴生専用の施工監理図面（表4）

の107～109など)を作成したほか、先祖が残してくれた秘伝書再興にも心を尽くした。元和・寛永秘伝および宝永秘伝の執筆は、この時期に行われたと見られる(次項参照)。こうした指図や監理図面、秘伝書作成の経験をもとに、金沢城における石垣構築技術の要諦、「秘伝」を体系化すべきと考え、「唯子一人伝」5冊本を執筆した。これにより18世紀後半の穴生家に伝来していた技術知識と石垣普請現場で実行されていた技が、ある意味で融合、集大成された。

Ⅲ期(文化12年～文政7・8年)：文化12年、「唯子一人伝」5冊本を閲読したところ、「仕様宜しからざる、趣意違ひの趣」を発見し、校正の必要を痛感。さらに、文化13年の本丸南面高石垣の修築で高石垣造営の難しさも痛感した⁽²⁰⁾。換言すれば、それまでに会得し執筆した秘伝について再検討を迫られた時期といえる。文政年間には知行取へ昇進し、小十郎が定番御歩へ出世するなど一族は立身し厚遇されたが、他方で、自分たちの石垣技術の未熟を恥じ、秘伝の改訂に邁進した時期であった。その結果が「唯子一人伝」1冊本の執筆へつながる。また、この時期は、城内の歴史・来歴への関心も高まり、城作りに込められた伝統的な軍事思想と技術再生を、対外危機の高まる中で主張し始め、文政8年「文禄年中以来日記」「金城深秘録」をまとめ、金沢城代村井氏へ献上、城防備の必要を上申している。

(3) 元和・寛永「秘伝」の執筆動機

【表2】をもとに彦三郎の秘伝書執筆過程を3つの時期に区分してみたが、【表3】冒頭に掲げた9点の初期秘伝書の成立事情については触れなかった。後藤家の初代・2代奎兵衛および3代権兵衛から伝授されたとするからである。これら初期秘伝書を、北垣氏は大きく2つに分け考察したが⁽²¹⁾、本論もこれに倣い、元和・寛永年間の秘伝と主張する6点をA群「元和・寛永秘伝」、宝永2年の秘伝と主張する3点はB群「宝永秘伝」と仮称し、以下の考察を進めたい。

まずA群6点(表3の1～6)のうち3点は、卷子仕立て(90・91・92号)で他の3点(101・147・104号)は一紙文書である。まず卷子仕立ての、いかにも秘伝らしい体裁をもつ90号「城石垣始秘伝抄」1巻、91号「新積地形准繩極秘抄」2巻、92号「石垣積方秘伝書」1巻について、その成立事情を考察してみたい。いずれも、彦三郎の筆跡であり、その大半が「唯子一人伝」5冊本に、そのまま引用されている。

例えば「唯子一人伝」5冊本の巻一「城石垣根元」では90号「城石垣始秘伝抄」の大半を引用しているが、「右私儀、加藤主計頭清政公へ度々召され、御物語の席に城取石垣の事、これを承り聞書、金府において、其家にあたっては黄石公より伝え候巻物にも劣り申すまじく候」以下は採っていない⁽²²⁾。91号「新積地形准繩極秘抄」の下巻に記載された「石垣に三忌五禍之事」「二祥三吉の事」「積方ならびに規矩歌」は、5冊本の巻一・巻四に引用され、92号「石垣積方秘伝書」の五臓之色体と積方の関連を示した秘伝の大半が、5冊本巻五「石垣積方五行ヲ表候ニ付五臓之色体之事」にそのまま引用されている。このほか、これら元和・寛永秘伝書に書かれた、石垣秘伝の項目や積方名目などを、「唯子一人伝」5冊本でより詳しく叙述した所が随所にみられ、「唯子一人伝」5冊本とA・B二つの初期秘伝書群は密接な関連をもつことがわかる。

ただ、この卷子仕立ての秘伝3点は、明らかに彦三郎の筆跡であるうえ、内容的にも疑問が多い。最も大きな不審点は、91号・92号に載せる石積名目に「金場取残」「布築切合」など金沢城石垣編年では5期(寛文期)以後とされるものが堂々と記載される点である。このような石積みは、元和以前の金沢城では確認し得ず、また元和・寛永段階で、江戸後期に登場する金沢城石垣の類型までも念頭に入れ石垣分類を行った点に、江戸初期の秘伝書として相容れないものを感ずる。

また、元和・寛永秘伝書のうち90号は、元和元年4月、後藤又兵衛から伝授され、元和8年から一子相伝の秘伝としたと述べ、初代奎兵衛の署名と朱印が押されるが、作為性が強い。91号は2巻あり

90号と同様、元和元年からの伝来事情を述べるが、下巻の最後に「ヶ条の内五十ヶ条、虫喰見えず」と記す。この点を、「唯子一人伝」5冊本の巻一の冒頭で「清政語られ候間書、様子ありて元和元年、元祖左兵衛へ相伝すといへども、家に入らざるなれば、そのまま置き候ところ、元和八年、穴生に仰付られしをもって取り出し、虫喰い繕り、或いは切て見えずヶ条もあり。これより家宝として、これを校正し仕り、代々伝授、この趣をもって石垣築くなり」と解説する。元和元年に相伝された秘伝を、なぜ元和8年まで打ち捨てていたのか。元和元年には石垣職人に転身していた可能性が高いだけに不審である。また、わずか8年間で虫喰いで読めないほどに痛むのであろうか。虫損等の著しい秘伝書を修復し校訂したのは、初代左兵衛と読めるが、現存するのは彦三郎の筆跡によって校訂されたものである。左兵衛が修復・校訂したものを再度、彦三郎が校訂し直したというのであろうか。初代左兵衛の校訂したものであるなら、又兵衛の印章と左兵衛の印章が、同時に押印されるのは不審であり、伝授の様式に大きな疑義を感じる。

90・91号が年記「寛永10年11月吉日」の下に初代左兵衛の朱印を押すのは、寛永13年に左兵衛が病死したからであり、2代目左兵衛へ伝授した秘伝であることを意味している。しかし、92号も同じく寛永10年11月吉日の年記をもちながら、署名者は初代左兵衛と2代左兵衛の二人であり、両者とも朱印を押す。家督を相続していない2代目まで署名したのはなぜか、これも不審である。左兵衛なり彦三郎が痛んだ相伝の秘伝書を修復・復元したのであれば、補修にいたった事情を説明し、判読できた分のみ示すのが正統な伝授の様式であろう。補訂を加えることは認めてよいが、わざわざ正本に見せかけるような署名・押印までは不要であろう。伝来事情を説明し、相伝者を列挙する様式のほうが秘伝らしい様式といえる¹²⁰。彦三郎の施した作為に一貫性が無いので、疑問ばかりが広がる。

こうした点に20年以上前、北垣氏はすでに気付いており「彦三郎自らが秘伝書を創作した」¹²¹の可能性に言及したが、卓見であると考えられる。彦三郎の著した「唯子一人伝」5冊本に、初期の秘伝書の大半が取り込まれているので、彦三郎による秘伝書創作時期は、文化12年以前とすべきで、秘伝執筆第Ⅱ期とみて間違いないだろう。

このような疑問は、B群「宝永秘伝」の3点〔表1〕の7～9についてもあてはまる。3点とも筆跡は彦三郎のものであるが、署名者は初代・2代左兵衛に3代権兵衛が加わる形となる。しかし秘伝の内容は、元和・寛永秘伝と酷似しているが、例示内容や説明順序に異点がある。縄張りの秘伝の内容などを相互に比べると微妙に精粗があり、元和・寛永秘伝を改訂したものと印象をうける。全体により詳しくなっているのである。同じ初代・2代が署名した秘伝なのに、これだけ内容に異点があるのは、いかにも不審である。つまり、宝永秘伝は、元和・寛永秘伝の改訂版という性質をもつのに、なぜ、初代・2代左兵衛の署名・朱印まで必要なのか疑問が残るのである。また3代権兵衛の経歴をみると、元禄年間から中風を患い、穴生として勤務できない状態となっていたので、権兵衛が秘伝書を新たに執筆した時期を宝永2年としたことは疑念を増幅させる。これも彦三郎による創作とみるほかない。

北垣氏は、こうした不審な初期秘伝書を排除し、彦三郎・小十郎以外の筆跡の秘伝書を2点発見した。それが、寛永3年の年記をもつ「先祖家芸之事」(101号)と「宝永二」の年記がみえる「石取並石図」(147号)である。いずれも、後藤家に数は少ないながら秘伝書が伝来していたことを示す貴重な資料である。しかし、今回の調査で、寛永3年「先祖家芸之事」も彦三郎の筆跡である可能性ができた。「石取並石図」については、北垣氏の指摘通り、彦三郎・小十郎以外の筆跡である。ところが、寛永3年「先祖家芸之事」の記載内容はすべて「石取並石図」に書いてある事柄に一致し、「石取並石図」に書かれた「宝永二」という文字は、「寛永三」と誤読される可能性のある筆跡であった。大胆な仮説を立てるなら、彦三郎は、後藤家に伝来した「石取並石図」をもとに「先祖家芸之事」を書き写し、年記を「寛永三年」と誤記したのではないか。年記は誤記なのか作爲なのか検討が必要で

あるが、「石取並石図」は後藤家に伝来した数少ない秘伝書の覚書とみてよく、その成立時期は宝永2年以前であることは確実で、17世紀初期・前期にまで遡り得るものと推定される。

上述の考察から、後藤家に先祖からの技術伝授が全くなかったと主張することは誤りで、数は少なかったかもしれないが「石取並石図」のような秘伝の覚書が、それなりに伝来していたことは推測できる。しかし、彦三郎が「唯子一人伝」をまとめるにあたり、そうした先祖相伝の秘伝書がどれほどの役割を果たしたかとなると、現状では、比重が高いとは言いかねる状態である。

2章 「秘伝」とされた石垣構築技術の認識過程

(1) 石垣構築「秘伝」執筆の起点

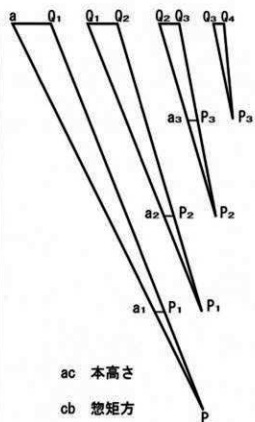
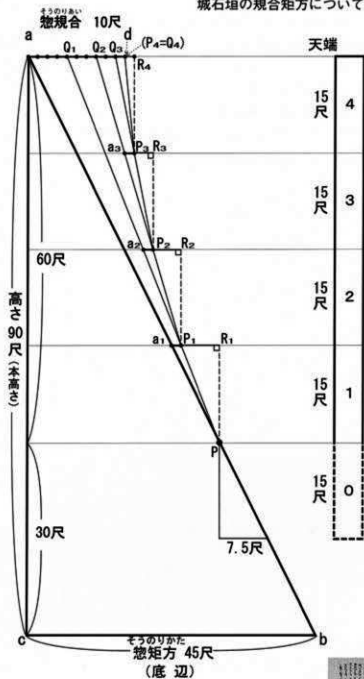
後藤彦三郎が執筆した秘伝書の内容は、多岐にわたる。北垣氏(前掲1987)は、全国的な視点から、これを他の石垣秘伝書や兵学書と比較しながら丹念に要点を紹介された。城地選定後の地形・根切、水縄・水見、陰陽和合の縄張り、石取・石図り、石垣勾配の規合・矩方、蹴始祭式と禁忌(吉凶・風水など)のほか、石積みの分類、デザインの種類から、鑿石の配置、栗石詰めなど、その内容は包括的であった。本論では、そのすべてに触れられないので、考察対象は彦三郎の石垣技術の認識過程の変化が直截にみとれるものに限定したい。

そこで注目したいのは、文化元年に書き始めた、最初の秘伝書「門台石垣規合等秘伝書」(142号)・「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」(146号)で彦三郎は、まず何を記述したかである。それは「矩方・規合」という石垣勾配に関する秘伝、「ノリ・ソリ」の理論とも呼ばれるものであった。彦三郎が病気を機に、まず子孫に伝授すべき知識として、矩方・規合の技を記述したことは注目され、矩方・規合に関する技術認識が、その後いかに変化してきたかここで追跡してみたい。

この検討に先立ち、後藤流石垣理論として流布している、彦三郎が提示した石垣勾配とノリ・ソリに関する理解について、あらかじめ概要を説明しておきたい。周知の知識であるが、研究史において誤解を与える説明がなされていた時期もあるので^①、まず、後藤流石垣勾配理論の典型を確認することから始めたい。そこが確定されていないと、矩方・規合に関する秘伝について、彦三郎がどのように認識を変容させていったか、理解できないからである。彦三郎が、最終的に到達した石垣勾配に関する秘伝は、本論の趣旨に沿って説明すれば以下の5点に要約できる。解説図として高さ90尺の石垣を例示しているので、これも参照されたい。

- ① (高さ三分一からソリ付け) 彦三郎によれば、金沢城石垣の勾配は、根石から石垣高さの三分一までは直線勾配(根石勾配)を用いるが、三分一から上は、段階をおって勾配を急にし、天端付近では起き上がるような急勾配とするのが特徴である。勾配を急にすることを「ソリ」を付けるといい、「ソリ」の程度は「ノリ=矩」の変化で示されるから、ノリ・ソリの秘伝とも呼ばれる。
- ② (石垣高さに「矩」を掛ければ惣矩方が出る) 石垣勾配は、石垣底辺の長さで表現できるので、彦三郎は、高さ1尺に対する底辺長さをもって勾配を示した。これを「矩」もしくは「尺当り矩」と呼ぶ。たとえば、「2寸矩」ならば、高さ1尺に対し底辺が0.2尺の勾配をいう。この勾配は $\tan x = 5$ (1/0.2) であるから角度 $x \approx 79$ 度となる。解説図では、高さ90尺の石垣で「5寸矩」の場合を例示したが、高さ1尺に対し底辺が0.5尺の勾配なので ($\tan x = 2$ だから角度 $x \approx 64$ 度)、石垣高さに対する底辺は、高さに0.5を掛ければ求められる。つまり、石垣高さ(解説図の線分 ac) に「矩」(尺当り矩)を掛けると、底辺長さ(解説図の線分 bc) が算出されるが、この底辺長さを「惣矩方」という。惣矩方は石垣高さに応じた勾配が決まれば自から決まるが、石垣高さに対する「惣矩方」・「尺当り矩」の決め方を、彦三郎は秘法として伝授する。解説図では、石垣高さに「5寸矩」を掛けたい惣矩方45尺を示す(90尺×0.5尺=45尺)。

城石垣の規合矩方についての解説図



ac 本高さ
 cb 惣矩方
 ad 惣規合
 a_1P_1
 a_2P_2
 a_3P_3) 各区の規合 (=t)

$ad = t(1+2+3+4)$
 $t = ad \div (1+2+3+4)$



(写真3) 新積地形准繩極秘抄図 (後藤文庫104号)
 金沢市立玉川図書館蔵



(写真4) 文政7年「高さにて矩方を知る法之事」
 (後藤文庫122号、表8dに表示)
 金沢市立玉川図書館蔵

- ③ (規合と矩方の区別) 彦三郎は、石垣勾配を示す「矩」[尺当り矩]のことを「矩方」といい、石垣高さに対する底辺は「惣矩方」と呼んだ。これに対し、勾配を変化させる割合を示す概念として「規合」という用語を使用し矩方と対置させた。そこで「矩方」に対する「規合」という用語を解説したい。

石垣高さの3分1までと3分1以上では勾配の取り方が異なるというのが、彦三郎の発見した基本原理であったが、下3分1の勾配は解説図でいうと線分abの斜線で示され、例示では5寸矩であり、これを根石矩という。ところが、3分1以上では、いくつか等間隔の区分を設け、各区分ごとに一定の割合で勾配を根石矩(基本勾配)より急な勾配にしていく。勾配を急にするには、底辺を短くすればよいが、短くした長さを「規合」という。各区分ごとに、基本勾配の矩を短くすることで、その石垣独特の勾配が生まれる。石垣の3分1以上に対してなされる、この変化する勾配設定を「規合を付ける」といい、「かやり」「起き上がる」とも呼ぶ^②。

例示した解説図では、天端から60尺の石垣について規合が施される。解説図では説明を簡潔にするため、15尺ごとの4区分とし各段階ごとに矩を1尺ずつ通減させた(実際の施工指図では、高さ90尺の石垣なら、5尺ごと12段階とか4尺ごと15段階に区分)。例示した解説図では、各区分ごとの規合は線分 a_1P_1 、 a_2P_2 、 a_3P_3 で示され、長さはすべて1尺である。第1区分の線分 a_1R_1 は、その下段(解説図0段目)と同じ矩方7.5尺であるが、ここから、規合 a_1P_1 (1尺)の分だけ短くすると、矩方 P_1R_1 は6.5尺となり勾配が急となる。同じように第2区分では、第1区分の矩方6.5尺(a_2R_2)から規合($a_2P_2=1$ 尺)を差し引き、さらに急な矩方($P_2R_2=5.5$ 尺)を得る。同じように、第3区分では、第2区分の矩方($P_2R_2=a_2R_2$)から、規合 a_3P_3 を差し引いた線分 P_3R_3 が矩方となる。最後は、天端における線分 Q_4R_4 が第4区分の矩方となる。このように各区分ごとに示された矩方の線分 P_1R_1 、 P_2R_2 、 P_3R_3 、 Q_4R_4 は漸次、通減してゆき弧状の優美な曲線が出来るというわけである。

- ④ (規合の割付け方: 各区規合と惣規合の関係式) 規合とは勾配を急にする度合いを示すもので、各区分ごとの矩方の通減量であると理解できたが、そこで、各区ごとの規合の単なる合計ではない「惣規合」について説明しよう。ここで、各区規合と惣規合との関係に関する秘伝を紹介したい。惣規合とは、簡単にいえば、各区ごとの規合を石垣天端で集計したものである。各区分ごとの規合(a_1P_1 、 a_2P_2 、 a_3P_3 、 Q_4P_4)を、例示では、すべて1尺(t)と仮定しているので、合計は4尺($4t$)となるが、惣規合は4尺ではなく、天端の線分 ad ($=a_4Q_4$)であり10尺となる。解説図の PP_1 の延長線と天端ラインとの交点を Q_1 、 P_1P_2 の延長線との交点を Q_2 、 P_2P_3 の延長線との交点を Q_3 とすれば、惣規合 $ad=a_4Q_1+Q_1Q_2+Q_2Q_3+Q_3Q_4$ となる。線分 a_4Q_1 と各区規合 a_1P_1 との関係は、例示した三角形 aPQ_1 を取り出して見れば了解できる。三角形 aPQ_1 と三角形 a_1PP_1 は相似であり、線分 a_4Q_1 と各区規合 a_1P_1 の長さ比は相似比(高さ比4:1)であるから、各区の規合を t とすれば a_4Q_1 は $4t$ となる。同様に第2区分の線分 Q_2Q_3 は、各区規合 $a_2P_2=t$ の3倍となるので $3t$ 、3区目では $2t$ 、4区目では $1t$ となる。これを一般化して表すと、総規合 $a_4Q_1=(1+2+3+4)t=10t$ となる。この関係は規合を付ける区分数を増やしても同じなので、区分数を n とすると、惣規合 $= (1+2+3+4+\dots+n)t$ となり、北垣氏の示した規合割付公式となる。各区規合 t を同一値と仮定した、この規合割付公式は、後述するように文政年間の「唯子一人伝」1冊本で初めて記述されたものであり、文化年間の5冊本は、ここまで画一的なものと認識していない。しかし、この規合割付公式こそが後藤流の石垣勾配理論として広く普及し、後藤家の代表的な主張と理解されているので、ここでも広く流布された理念型をもって説明した。
- ⑤ (惣矩方の約4分1を惣規合とすべし) 「惣規合」と底辺である「惣矩方」の関係について、彦三郎は、惣規合は惣矩方の4分1もしくは0.24倍が適当であると考察し、これを「秘法二五」「秘法二四」と呼んでいる。「起きあがる」矩ともいう規合の合計は、惣矩方(底辺)の4分1までに止

めるのがよいというわけだが、石垣勾配の安全規準の目安として、こういう数値を発見したのであろう。しかし、「秘法二五」「秘法二四」の根拠は示していない。(なお例示では、4分1になっていないが、特段の理由はない。4分1になるようtを設定すればよいだけで、tを1と簡潔に例示したため生じた齟齬。)

以上、「後藤流」の石垣勾配理論、つまり彦三郎が最終的に提示した矩形・規合秘伝の概要を再確認したが、文化元年7月吉日に書かれた「門台石垣規合等秘伝書」と「石垣本高さを以て矩形極意等秘法之事」の記載内容をみると、上記④以外、文化元年までに認識されていたことは明らかである。

まず、「門台石垣規合等秘伝書」の内容をみよう。表題に「門台石垣規合之事、櫓台石垣等用規合之事、惣矩方を以て規合を知る事、はた張を割規合を知事」とあり、その脇に「但、古石垣二用秘法」と記す。また、その末尾では「右之秘法、年々謹みて考え、一子相伝の外は、これを許さざる者なり」と記し、自署に印・花押を付ける。こうした文書の体裁から、事書に掲げた内容を「秘伝」として子孫に伝授せんとしたことがわかるだけでなく、これらの「秘法」は「古石垣」に適用されたものと注記している点が注目される。つまり、ここに記された「秘法」は、当時現存していた金沢城石垣、とりわけ江戸初期・前期に構築された古石垣を観察して得られた「秘法」であることが予想されるのである。

「門台石垣規合之事」「櫓台石垣等用規合之事」では、「秘法二四」「秘法二五」を惣矩方に掛ければ「規合」（惣規合の意）がわかると述べる。惣矩方は、高さに「尺ノ矩方」を掛けることで算定されることを前提に、「秘法二四」「秘法二五」説を伝授するのである。

「惣矩方を以て規合を知る事」では、4寸5分矩の勾配で高さ60尺の石垣を例に、惣矩方27尺（60×0.45）の四分之三が惣規合（6尺8寸）となることを知るべきだという（秘法二五の適用例）。「はた張を割規合を知事」では、惣規合の別の算出方法を示す。「惣矩方を以て規合を知る事」は、石垣底辺から惣規合を算出する秘法であったが、石垣が現存する場合は、その底辺を正確に測るのは、測点が地表にないため技術的に難しい。そこで実測の利便性から「はたばり（端張り）」から惣規合を算出する方法を紹介するのである。「はたばり」とは、石垣底辺cbから惣規合adを差し引いた長さで、現存石垣の天端から「はたばり」の長さ分の水平線を延ばし、そこから垂線を点b（根石）に向かって下ろし、点bに一致する天端の水平長さを測定すれば、「はたばり」は簡単に把握できる。「はたばり」から惣規合を算定するほうが、実測は簡単なのである。惣矩方の4分1が惣規合という原則からすると、「はたばり」は惣矩方の4分3となり、これを3で割れば惣規合が算定される。こういう簡単な原理であるが、この惣規合算出法も秘法としている。

このような秘法解説のあと「ただし、規合の儀、石垣二間より三間まで規合。左の法に五六分増しても苦しからず。すべてこの趣にて高き所は二三寸増ても苦しからず。右は定法と言う者である」と補足する。ここに例示した惣規合は、高さ2～3間（12～18尺）の石垣に関するものと限定したうえで、秘法二四、秘法二五といっても、「定法」にすぎず、多少の増減は現場に応じ柔軟に適用すべきであると論ず。彦三郎のいう「定法」とは、不変の原理ではなく、基本となる目安であり、現場での臨機応変の対応を排除するものではなかった。こうした秘法は、先例として城内に現存する石垣を詳細に観察した結果、得られたものであり、確たる構造型論にもとづくものではないから、こうした幅のある表現にせざるを得なかったのであろう。

この後に、角石を設置するにあたり開きを付ける極意についても伝授しているが、病中の著作でもあり、全体に簡素で、最も伝えたい核心のみ示したようである。

ここで指摘された、「秘法二四」「秘法二五」は上記⑤そのものだが、その前提として、上記①②③に示した石垣勾配の原則や矩形・規合等の用語理解が不可欠であるから、上記④以外の勾配理論は、本書の執筆時点（文化元年）で、おおむね了解していたとみてよい。

「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」(146号)は、喜内氏・北垣氏も紹介する基本的な秘伝史料である^⑩。石垣高さ90尺から6尺まで19の事例について、尺当たり矩、惣矩方、惣規合を例示するものであり、惣矩方と惣規合の関係は、「秘法二五」により惣矩方の4分1を惣規合として示す(但し75尺以上では「秘法二四」に近い数値もある)。したがって、この時点で、彦三郎は高さ90尺の高石垣から10尺程度の低い石垣まで「秘法二五」の適用範囲を広げたことがわかる。7月に書いた「門台石垣規合等秘伝書」では、高さ12~18尺の門台石垣に限定し「秘法二五」「秘法二四」を指摘したが、9月の「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」になると、これを高さ20尺以上の高石垣にまで適用したからである。ただ、末尾でやはり、「矩方も少しの増減これあるべき事に候、是は大法を出す極意なり。右の法、相考え、これを伝うものなり」と述べるので、教条的な運用を避けるべきとの信念に変化はない。彦三郎にあっては、究極の原理を「大法」といい、それに至る途上の基準的な原理を「定法」と位置付け、伝授した秘法といえども「定法」にすぎず、場に応じて再考しながら適用することで「大法」となる。だからこそ「定法」は「大法」に至る極意だというわけである。

「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」では「尺当たり矩」の決め方について、高さに0.0079を掛けるとし、これを「秘法七九」と名付けた。この秘伝は「門台石垣規合等秘伝書」に指摘されていないことであり、9月のこの秘伝書で始めて言及した点である。「秘法七九」で算出した「尺当たり矩」に高さ(h)を掛ければ、惣矩方(y)となるが、これを方程式にすると、惣矩方 $y=0.0079h^2$ となる。これを、北垣氏は石垣高さ60尺以下では、惣矩方 $y=0.008h^2$ の関係式となるとして紹介された^⑪。しかし、ここで注目すべきは、石垣高さに、ある係数(0.0079や0.008)を掛け「尺当たり矩」、つまり高さに応じた適正勾配を示した点であり、それを「秘法七九」として伝授した点である。そこで、適正勾配をなぜ「秘法八〇」つまり、高さに0.008を掛けると言わず「秘法七九」としたのであろうか。北垣氏の指摘どおり、高さ75尺から10尺までの15例では、すべて高さに0.008を掛けて「尺当たり矩」としているの、「秘法八〇」でもいいのに、あえて0.0079にした理由は何なのだろうか。

明確な回答は直ちに用意できないが、高さ80尺・85尺の高石垣では、0.0079を掛けた「尺当たり矩」を例示するので、その辺に彦三郎の意図が隠されているのかもしれない。0.008を掛ける事例を多数掲げながら、あえて少ない事例の0.0079で「秘法」を語ったのは、秘法の単純理解、教条的理解を排するための配慮ではないかと推量する。八という明快な数値を秘伝として示せば、安易に利用され、それで適正勾配が出ると錯覚しては困る。それは、あくまでも目安値であって不変の絶対値ではないことに気付かせる仕掛けだったのではないか。その後の秘伝書に示された同高さの「尺当たり矩」をみると、かならずしも0.008h²となっていないからである。彦三郎自身、適正勾配について、とくに教条的に解釈されるべきではないと考え、その後も石垣の観察などの研鑽を続けたようである。つまり「秘法七九」は未完もしくは未だ熟さぬ「秘伝」であったがゆえに、曖昧な「七九」という数値を選択したものと思う。

(2) 「矩方・規合」 「規合割付」秘伝の姿容

彦三郎は、文化元年時点で、すでに「矩方」と「規合」の用語の区別をしており、惣矩方・惣規合の適正な関係、石垣高さに対する適正勾配(尺当たり矩)の認識を有していたことをみてきたが、それが「唯子一人伝」5冊本を書き上げてゆく第2期、さらには第3期の文政年間に、どう姿容していくのか、「矩方・規合」理論のうち、とくに「規合割付」方法(上掲④)に焦点をあて、みていきたい。

前にみた石垣高さに0.008を掛けるという秘法は、換言すれば高さを125で割るということでもある。したがって、適正勾配すなわち「尺当たり矩」を決める係数を、「高さを割る数」で表記することもできる。割る数が125であれば、0.008を掛けることであり、126であれば0.0079を掛けることになる。【表4】は、彦三郎の「矩方・規合」に関する認識変化を探る目的で、秘伝書・秘伝図56点の中から、

【表5】「唯子一人伝」一冊本の規合矩方の極め方

惣高さ A	高さを割る数	尺当り矩 B	惣矩方 C	惣規合 D	惣規合の決め方 (惣矩方を割る数)C÷D
90尺	180「一八」	5寸	45尺	9尺	5,0「五」
大シノギ 84尺		①右方6寸 ②左方5寸	①50尺4寸* ②42尺*	①7尺2寸 ②5尺	①5,8「五八」 ②8,8「八八」
小シノギ 90尺	①200「二」 ②235「二三五」	①右4寸5分 ②左3寸8分	①40尺5寸 ②34尺2寸	①4尺9寸 ②3尺4寸	①8,2「八二」 ②10,0「一」
60尺	150「一五」	4寸	24尺	5尺6寸	4,28「四二八」
50尺	140「一四」	3寸57	17尺85	4尺47	4「四」
45尺	150「一五」	3寸	13尺5寸	3尺37	4「四」
40尺	140「一四」	2寸8分	11尺2寸*	2尺45*	4「四」
35尺	150「一五」	2寸3分	8尺5分	2尺	4「四」
30尺	140「一四」	2寸1分	6尺3寸	1尺58	4「四」
25尺	130「一三」	1寸9分	4尺75	1尺19	4「四」
20尺	120「一二」	1寸66	3尺32	8寸3分	4「四」
15尺	120「一二」	1寸2分	1尺8寸	4寸5分	4「四」
10尺	120「一二」	8分3厘	8寸3分	2寸7厘	4「四」
6尺	120「一二」	5分	3寸	1寸5分	2「二」
18尺	180	1寸	1尺8寸	4寸3分*	4
15尺	180	8分4厘	1尺26	3寸15	4
12尺	* 180	6分7厘	8寸	2寸	4
10尺	180	5分6厘	5寸6分	1寸4分	4
8尺	180	4分5厘	3寸6分	9分	4

(注)・*印は「門白石台矩方等之事」に載るデータ。それ以外は「石垣秘法等左ニ記」に載る。
・*印は史料の数値では計算が合わないことを示す。

【表6】同高さにおける適正勾配の違い

高さ	文政7年1冊本		文化元年(146号)	
	尺当り矩方	角度	尺当り矩方	角度
90尺	5寸	63° 26'	7寸3分	53° 52'
	4寸5分	65° 46'		
	6寸	59° 2'	6寸7分	56° 11'
84	5寸	63° 26'		
	4寸	68° 11'	4寸8分	64° 22'
50	3寸5分7厘	70° 21'	4寸	68° 12'
45	3寸	73° 18'	3寸6分	70° 12'
40	2寸8分	74° 21'	3寸2分	72° 15'
35	2寸3分	77° 3'	2寸8分	74° 21'
30	2寸1分	78° 8'	2寸4分	76° 30'
25	1寸9分	79° 14'	2寸	78° 41'
20	1寸6分6厘	80° 34'	1寸6分	80° 55'
15	1寸2分	83° 9'	1寸2分	83° 9'
10	8分3厘	85° 15'	8分	85° 26'
6	5分	87° 8'	4分8厘	87° 14'
18尺	1寸	84° 17'	1寸	84° 17'
15	8分4厘	85° 12'	8分5厘	85° 8'
12	6分7厘	86° 10'	7分	86° 0'
10	5分6厘	86° 48'	5分6厘	86° 48'
8	4分5厘	87° 25'	4分5厘	87° 25'

【表7】「唯子一人伝」5冊本の規合割付

2尺間6区順番	各区規合	天端の規合	各区矩方	計算による	
				各区規合	天端の規合計算値
0			0,3		
1	0,03	×6=0,18	0,27	0,03	×6=0,18
2	0,03	×5=0,15	0,24	0,03	×5=0,15
3	0,026	×4=0,104	0,214	0,026	×4=0,104
4	0,04	×3=0,12*	0,174	0,04	×3=0,12
5	0,04	×2=0,08	0,114	*0,06	×2=0,12
6	0,06	×1=0,06	0,054	0,06	×1=0,06
合計		6寸9分			7寸3分4厘

(注)・太い罫線内が(巻3)「規合わり付録之事」の記述(高さ18尺 1寸5分矩、惣矩方2尺7寸、惣規合6寸5分の石垣)
・表示の*印は0,08と誤記を犯していたので、0,12に直した。訂正値にしたため合計も6寸9分となり史料表記の6寸5分と異なりました。彦三郎は、ここでは計算ミスをしたまま規合を算定しているのである。
・「計算による各区規合」「天端の規合計算値」は史料に示された各区矩方にもとづいて計算したもので、*印の計算ミスにより各区矩方から計算すると惣規合は7寸3分くらいになる。

上述の石垣勾配の原則を明示した資料をピックアップし、そこに例示された (A) 石垣高さ・(B) 尺当り矩・(C) 惣矩方・(D) 惣規合を表示したものである。このほか、各区規合の割付方に關し、「上3分2の区分数」欄には、上3分2の石垣の区分数 (n) と1区分当りの尺間を、「各区規合の割付方」欄には、各区規合の実寸などを記載した。これらは、いずれも史料に記載されたデータである。これに対し、「基準規合」の欄に示したのは、前項の後藤流石垣構築理論④に示した理念型の公式 (各区規合 $t = \text{惣規合} + (1+2+3+4+\dots+n)$) から導かれた基準規合 (すなわち、各区規合を同一とみたり) であり、史料に書かれていない数値である。また、「高さを割る数」欄の数値は、適正勾配を算出するための割る数であり、惣矩方と惣規合の関係を示した「C+D」欄の数値と共に、筆者が算定した数値データである。ただし、史料原文に数値相互の関係を「秘法」として言及している場合は「」で表記し注意を促している。文化元年以前の初期秘伝書3点も含め、作成年次のわかるデータに絞り表示した。【表4】を検討し、彦三郎の石垣勾配の秘伝に関する認識が、どう変容していったかみたい。

(ア) まず、【表4】の「高さを割る数」欄によって適正勾配に関する認識の変容をみていきたい。前述のように、文化元年9月の「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」では、割る数125または126で、統一的に適正勾配 (尺当り矩) の秘法を示したが、それ以前の史料をみると、同年7月の「門台石垣規合等秘伝書」に例示された高さ60尺の石垣では133.33で割り、享和元年の高さ18尺石垣では178で割る例を示す。一方で、初期秘伝書では125より小さな数で割るというように、文化元年以前の史料では125以外の数字がランダムに提示され、文化元年にあえて125という数値に特定した根拠が何なのか理解しにくい。125~126を「定法」とした根拠は、意外に曖昧であり確たるものではないのかもしれない。しかし、ある基準係数をもって、尺当り矩=石垣高さ÷125 (=0.008h) というように適正勾配の算定を公式化しようと試みた点は注目される。ただし、それが固定的に理解されるなら、適正勾配の選択幅は狭まり現実と合わなく恐れがでる。つまり、わかりやすい単純な原理を示すことによって、かえって隘路に迷い込むのである。だが文化元年には、このようなリスクを押してでも、一つの原理を画一的に示す必要があったのであろう。その最大の要因は、大病を契機とする技術伝授にたいする切迫感と推察されるが、その後の研鑽のなかで、この原理は修正されてゆく。現実の石垣を見れば、適正勾配をそれほど単純にたった一つの原理、それも一次関数の1つの係数だけで決められるわけがないからである。

文化元年以後の様相をみると、文化13年頃まで、割る数125より緩くなる (数値が小さい) 事例が多い。125より急勾配となる (数値が大きい) のは、橋爪門続櫓台の西角左方と鼠多門続櫓台石垣だけである。前者は二の丸表玄関に向かう階段に接続する石垣で、切石積の垂直に近い形状を求められたため急勾配となったもので、後者は石垣編年の7期独特の切石積石垣を構築した箇所であるためであろう。

125以下の係数で高さを割るという原則は、既存の石垣を観察した中で発見された「定式」「法式」ではないかと推測される。しかし、彦三郎が修築すべき石垣は、江戸初期から江戸後期まで多様であり、用途、場所により適正勾配も多様であった。彦三郎が事前に想定していた以上に複雑であったことに気付いた時点から、現実的な要請にこたえるには、125で割る「定法」に固執せず、柔軟に対応するようになったことが、【表4】から読み取れる。このような認識の変化がおきたのが第2期であった。

第3期を見ると、60尺以上の高石垣では係数 (割る数) は150~200と大きくなり、40尺以下では120以下の係数を採用している。明らかに、石垣の性格に応じ、基本勾配を使い分ける意図が窺える。「唯子一人伝」1冊本には「高さを割る数」の事例が、高さ90尺から6尺まで19例を掲げるので、これは【表5】とし別に表示した。これを見ると、係数125以下は、割る数を120とした高さ20尺から6尺までの4例だけで、それ以外すべて、割る数は130以上であった。しかも、文化元年は「秘法七九」と

(B) 尺
「上3
割付方」
。これ
(各区規
)であ
するた
た数值
」で表
り表示
とい。

たい。
は126で、
石垣
は178で
の史料
何なの
かもし
に適正
、適正
)によ
一つ
にた
垣を見
られる

例が多
だけで
たため
あろう。
「法式」
様であ
ったこ
に对应
明であ

は120
。「唯
これは
5尺ま
9」と

いい石垣高さに掛ける数値で係数を表していたのに、文政7年の「唯唯一人伝」1冊本では、「割る数」が180ならば「高サ九丈ヲ秘法一八ニ而われば九尺と成」というように「割る数」で係数を表記する。150なら「秘法一五」、120なら「秘法一二」という具合に、係数はすべて割る数で表記し4種類の係数を示す。文化元年は1つの係数(125)に収斂させて「秘法」としたのと明らかに異なる。石垣の適正勾配は、一律に1つの係数を掛けて決めるのではなく、石垣の高さや形状に応じて、数種類の係数を使うようになったのである。文化元年と比べ石垣勾配に対し、画一的な原理に拘泥せず包括的な認識をもつに至ったことがわかる。

そこで、文化元年の係数125の勾配と、文政7年の1冊本に示された勾配(【表5】)を、同じ高さどうしで比較してみた。その結果は【表6】に示したが、高さ60尺から25尺の高石垣については、文政7年のほうが短1分から8分、角度でいうと1度から4度ほど急勾配になっている。84尺と90尺では、さらに差が大きくなり、文政7年のほうが3~7度あるいは10~12度も急勾配となる。石垣が高くなるほど、適正勾配が急になる係数を用いている。これにたいし、20尺以下では、両者に大きな差がなく、ほぼ同じ係数である。【表6】の18尺以下8尺までの5例は、「門台石台矩方之事」という項目に例示されたもので、「但、門台は矩方も弱く故、規合も右ニ准ル也。矩よわく築ハ、門柱と石垣との間ガ、おほくすき不申為也(中略)高サ七八尺ノ門台は、矩なしにて築もよし」と指摘する⁶⁾。20尺以下の高さの石垣については、場の用途に応じた勾配を例示したのであろう。60尺以上の高石垣で、文化元年と文政7年で異なる適正勾配が示された理由については、参考にした城内高石垣が異なっていたことなどが想定できる⁶⁾。

(イ) つぎに、惣規合の決め方について、【表4】で変化を探ってみたい。「唯唯一人伝」5冊本までは「秘法二四」「秘法二五」を基本としていたが、文政年間(3期)になると、原則破りが散見される。1冊本では、秘法二四、秘法二五以外に、惣矩方の5分1や「秘法四二八」が登場する。ここでは秘法の複数化、多様化がみられる。それは彦三郎自身の研鑽の深まりと評することもできるが、混迷状態を示すのかもしれない。

最後に、各区規合と基準規合の比較をしてみたい。【表4】の「基準規合」と石垣構築指図等に示された実際の各区規合を比べると、「各区規合の割付方」欄に示したように、基準規合が原則通りに使用されていない現実が浮かび上がる。たとえば、寛永秘伝の一つである104号に記載された高さ82尺の高石垣では、基準規合は、区分数 n が11なので、その総和66で惣規合14尺3寸7分を割ると、約2寸2分と算出される。しかし、11に区分された各区規合を示す模式図では、区分(5尺間)の1区から3区までは1寸75、4区は2寸、5区は2寸25、6区・7区は2寸5分、8区は3寸、9~11区は3寸75というように、11区すべて均等にしておらず、2寸2分の基準規合は1つも見られない(写真3)。2寸2分を中心にして前後の数値を、暫時勾配が急になるよう配置して矩方を削減させ、惣規合だけ原則に合わせている。先に示した後藤流の典型的な規合割付理論よりも複雑である。しかし、惣規合は典型理論でも各区ごとに異なる規合を付けた場合でも、ほぼ同じであった。基準規合2寸2分は基準的な意味をもっていたが、各区規合は1寸75から3寸75までバラつくのが石垣の実状であった。

このようなバラつきは、20尺以下の比較的低い切石積み石垣では小さく、30尺以上の高石垣で大きい。【表4】でいうと、119号に掲載された高さ30尺石垣では、基準規合3分8厘にたいし、各区規合は、下から4分、3分、3分、3分、4分、4分、5分、5分、6分、4分と10区にわたりバラつきをみせる。107号に記載された高さ32尺石垣例では、基準規合7分2厘にたいし、下から5区分までが6分で、上の2区分は9分としている。しかし、惣規合は同じであった。

しかし、基準規合と実際の各区規合が、このように違うからといって石垣勾配のラインが、見た目

にどれほど違うかという、どれも数センチ程度の違いなので、ほとんど違いはわからない。ただ精細なグラフで比較すれば、微妙なカーブの違いを示すことができる。基準規合で指図したけれど、仕上がりは各区ごとバラつきのある規合になったということなのかもしれない。それだけ小さい差異であることを指摘し、考察結果を整理しておきたい。

【表4】に掲げた、文化元年以前の年号をもつ秘伝は、1章の考察により、2期すなわち文化元～12年頃に執筆されたものとみてよいので、これらも含めて2期における「規合割付」の彦三郎の認識を総括すれば、20尺以下の石垣では、各区規合がほぼ一定と見られる事例が多い。しかし、「唯子一人伝」5冊本に例示された高さ18尺の石垣の場合、各区矩方から各区規合を計算すると齧船があり、惣規合を算定するプロセスを示す数値にも齧船が目立つが、惣規合は惣矩方のほぼ0.24に合わせている(【表7】)。したがって、各区規合の計算方法はかなりアバウトな印象をうけ、前に示した基準規合を算出する公式と比べ、現実的な対応に終始しているように見える。秘法二四に合った惣規合となるよう、各区規合を調整したものといえよう。つまり、文政7年の「唯子一人伝」1冊本で示した基準規合算出公式の理念型より、秘法二四、秘法二五を優先しており、規合割付が不均等となる現実を容認し、現状との整合に終始していたといえる。規合割付の理念型つまり各区規合は同一の基準規合に統一すべきとの認識は、5冊本執筆時の彦三郎にはなかったのである。それは、宝永秘伝の93号で、規合の付け方について「この割様、口伝」と記し、記述することを避けたことから窺える。

これにたいし、3期すなわち文政年間になると、124号、122号に示された各区規合と天端規合の関係(【表8】)は、各規合にバラつきはみられるものの、文政7年の1冊本に示された理念型通り正確に計算されており、バラつきは現存石垣の実態もしくは修理後の石垣実態を反映すると解され、基準規合と現実の石垣との齧船に拠るものといえる。このように規合割付は理念型に近付いたけれど、惣規合は秘法二四、秘法二五と食い違ってきている。124号では、高さ12尺の門台石垣のみ秘法二五に合致しており、122号では、惣矩方の5分1とし、文化年間の秘法に捉われない数値を例示する(写真4)。その結果【表4】に示したように、「唯子一人伝」1冊本では、90尺の高石垣では、惣矩方の5分1、60尺石垣では「四二八で割る」という新しい秘法表現が表われ、50尺以下10尺の石垣で従来通りの「秘法二五」を主張するという変更がみられる。これと平行して、規合割付の理念型を90尺と60尺の高石垣を例に「十二返し」「十三返し」と称して解説し、基準規合の公式も示す。ここで彦三郎はようやく、流布している後藤流石垣ノリソリ理論に到達するわけであるが、同時に、文化元年に提示した秘法二四、秘法二五は後に退かせた感がある。どちらの秘法、「法式」を優先するかは、石垣の高さ、積み方、現状、用途など様々な条件を勘案して決めなければならないのであって、どれか一つの秘法を教条的に適用してはならないのである。それは前述の通り、彦三郎が「唯子一人伝」ほか多くの秘伝書で繰り返し注意を促していることであった。

彦三郎の石垣勾配の秘伝の形成過程をおってきた結果、2期と3期で変化があったことを指摘できたが、同時に彦三郎が到達した後藤流の石垣構築理論は、様々な調査や経験をもとに指定されたもので、教条的に理解し運用すべきではないことは、もはや明らかであろう。文政7年の彦三郎の所説のみで「後藤流」を語るのではなく、文化元年から文政7年に至る彦三郎の認識過程の全体をふまえ、伝統的な石垣技術を解明しようと努めた、その方法や態度にこそ、学ぶべき点が大いではないか。

(3)「石取・石図り」の秘伝について

最初期の秘伝書である寛永秘伝、「先祖家芸之事」(101号)、「石取並石図」(147号)は、1章でみた通り、寛永3年(101号)という年号に疑問はあるものの、宝永2年まで後藤家に伝来した秘伝書であることは間違いない。とすれば、その秘伝の内容は何か、その意義を検討したい。

【表8】 文政年間秘伝での規合割付

表8a 124号の12尺石垣における各区規合			表8b 124号の18尺石垣における各区規合		
区分番号	各区規合	天端での規合	区分番号	各区規合	天端での規合
5	0.03	×1=0.03	8	0.03	×1=0.03
4	0.015	×2=0.03	7	0.03	×2=0.06
3	0.02	×3=0.06	6	0.03	×3=0.09
2	0.02	×4=0.08	5	0.025	×4=0.10
1	0.02	×5=0.10	4	0.025	×5=0.125
合計		0.3	3	0.025	×6=0.15
			2	0.025	×7=0.175
			1	0.025	×8=0.20
			合計		0.93

表8c 124号の60尺石垣における各区規合			表8d 122号の90尺石垣における各区規合		
区分番号	各区規合	天端での規合	区分番号	各区規合	天端での規合
13	0.06	×1=0.06	15	0.12	×1=0.12
12	0.06	×2=0.12	14	0.10	×2=0.20
11	0.06	×3=0.18	13	0.10	×3=0.30
10	0.06	×4=0.24	12	0.08	×4=0.32
9	0.06	×5=0.30	11	0.08	×5=0.40
8	0.06	×6=0.36	10	0.06	×6=0.36
7	0.06	×7=0.42	9	0.08	×7=0.56
6	0.06	×8=0.48	8	0.06	×8=0.48
5	0.06	×9=0.54	7	0.06	×9=0.54
4	0.06	×10=0.60	6	0.06	×10=0.60
3	0.06	×11=0.66	5	0.08	×11=0.88
2	0.06	×12=0.72	4	0.08	×12=0.96
1	0.06	×13=0.78	3	0.08	×13=1.04
			2	0.08	×14=1.12
			1	0.08	×15=1.20
合計		5.46	合計		9.08

・単位はすべて尺。

【表9】 石取・石固り秘伝 基準寸法一覧

資料番号	資料名	b 石垣高さ	a 1番角石の寸長	高さとの関係 (h+a)	b 1番角石控え長さ aとの関係の 小面寸法(カッコ内は h+b)	c 角石総数・ 石垣斜面長さ	
101 147	先祖家芸之事(寛永3年) 石取・石固	60尺(10間)	6尺5寸~7尺	約10分1 (9.2~8.6)	2尺5寸	31本、62尺	
104	新積地形准備極秘伝抄 秘伝 (寛永秘伝)	90尺(15間)	8尺5寸~10尺	約10分1 (10.5~9)	3尺	約3分1 (30)	45本、107尺4寸
93	新に石垣築置極秘伝之 事(宝永2)	①18尺(3間) ②30尺 ③40尺 ④60尺 ⑤82尺 ⑥90尺	①4尺~4尺5寸 ②5尺~5尺5寸 ③5尺5寸~6尺 ④7尺~7尺5寸 ⑤8~9尺 ⑥9~10尺	①4分1(四つに割4尺5寸) ②6分1(六つに割5尺) ③7分1(七つに割5尺7分) ④8分1(八つに割7尺5寸) ⑤9分1(九つに割9尺) ⑥9分1(九つに割10尺)	①1尺8寸 ②2尺 ③2尺1寸 ④2尺4寸 ⑤2尺7寸 ⑥3尺	①2.5分1 (10) ②2.5分1 (15) ③2.5分1 (19) ④3分1 (25) ⑤3分1 (30) ⑥3分1 (29)	記載なし
119	規合矩方秘伝(宝永2)	①30尺 ②18尺 ③12尺	①5尺~5尺5寸 ②4尺~4尺5寸 ③3尺~3尺5寸	①6分1 ②4分1 ③4分1	①2尺 ②1尺5寸 ③1尺3寸	①2.5分1 (15) ②3分1 (12) ③2.5分1 (9)	①22本、38尺3寸 ②16本、20尺8寸 ③13本、12尺8寸
95	唯子一人伝 5冊本 (文化12年以前)	①12尺 ①18尺 ②30尺 ③40尺 ④60尺 ⑤82尺 ⑥90尺	①3尺~3尺5寸 ①4尺~4尺5寸 ②5尺~5尺5寸 ③5尺5寸~6尺 ④7尺~7尺5寸 ⑤8尺~9尺 ⑥9尺~10尺	①4分1 ①4分1(四つに割4尺5寸) ②6分1(六つに割5尺) ③7分1(七つに割5尺7分) ④8分1(八つに割7尺5寸) ⑤9分1(九つに割9尺) ⑥9分1(九つに割10尺)	①1尺3寸 ①1尺8寸 (例)に尺5寸の事(例) ②2尺 ③2尺1寸 ④2尺4寸 ⑤2尺7寸 ⑥3尺	①2.5分1 (10) ①2.5分1 (15) ②2.5分1 (10) ③2.5分1 (19) ④3分1 (25) ⑤3分1 (30) ⑥3分1 (29)	①13本、14尺8寸 ①16本、20尺8寸 ②22本、38尺3寸 ④45本、107尺4寸
96	唯子一人伝 1冊本 (文政7年)	①90尺 ②80尺 ③60尺 ④18尺	①8.5尺~10尺 ②8尺~8尺8寸 ③6尺5寸~7尺 ④4尺5寸~5尺	①「控は高さの十分一」 ②約10分1 ③約9分1 (9.2~8.6) ④「控は高さの十分一と知べし」 ⑤4分1 (4~3.6)	①3尺 ②2尺8寸 ③2尺5寸 ④2尺5寸	①「前3分1(30)」三つに割1 ②約3分1(29) ③2.6分1~2.8分1 「高さを24にて割れば小面」 ④約2分1(7.2)	①45本、107尺4寸 ②43本、96尺 ③37本、75尺8寸 ④9本、21尺3寸

「石取並石図」は、高さ10間石垣を例に、どういふサイズの角石・角脇石・平石が何個必要か、角石・角脇石をそれぞれ3グループに分け小面・控の寸法を例示し、角石・角脇石それぞれ31本ずつ62本必要と記したものである。平石についても角石同様、3グループに分け、小面・控の寸法を例示するが個数の例示はない(何十、何百という表現に止まる)。最後に、一番角石、二番角石、三番角石と3つに分け例示したのは10間石垣に対するもので、10間以下の石垣ならば一番石グループを省き、二番石グループから用意すればよい、高さ5間の石垣では3番石グループから調達すればよいと注記がある。指示としては、おおまかで、穴生が現場で指揮するとき、すぐ役立つ情報といえる。このような技を、本論では「石取・石図り」秘伝と呼んでいきたい。

寛永秘伝の内容と深く関連する「新積地形准繩極秘伝抄絵図」(104号)や宝永秘伝「新に石垣築繩張極意之事」(93号)・「規合矩方絵図」(119号)でも、同様に「石取・石図り」秘伝を詳細に伝授する。しかし、文化年間以後の秘伝図・秘伝書には全く記載がない。しかし、「唯子一人伝」5冊本と1冊本には、数例の石垣高さごとに「石取・石図り」秘伝を頁を割いて説明する。【表9】は、「石取・石図り」に触れた秘伝書から、一番角石に関する情報に限定し一覧を作成したものである。【表9】のhとa-c欄のみ史料に書かれた数値で、それ以外は筆者による計算値および加工値である。

「唯子一人伝」5冊本は、石垣高さ7例について、高さと控長さおよび小面の寸法の関係を例示する。例えば、低い石垣の一番角石の控は、高さを「四つに割る」「六つに割る」とし、80~90尺の高石垣になると「九つに割る」などと解説し寸法を例示する。小面の寸法も「二五にて割れば」「一九にて割れば」などと高さを割る数を示しつつ例示する。ここで、高さごとに異なる割る数を示し、秘伝の普遍化を試みている点は注目され、その手法は、基本的に1冊本でも継承される。1冊本には「控は高さの十分一」というように、ときに定式化した言及がみられるが、そのつど、こうした「法式」に過度に拘泥するな、多少の寸法の長短は構わない、「あまり法にかかわり申す事にてもなく」、「大法万物、法なくては成らざるゆゑ、かくのごとく法を」出したのである、と警句を発するが⁷⁾、釈明もしくは弁明であるように受け取れる。

【表9】を見た限り、「唯子一人伝」5冊本と1冊本ともに、「石取・石図り」秘伝について認識に大きな相違はなく、二つの宝永秘伝とも基本的に同じである。とくに5冊本と宝永秘伝は、例示された石垣高さや、示された複数の割る数まで同一であり、両者が同じ時期に成立したことの証左にもなる。1冊本には、5冊本の内容を幾分改訂する意図が窺え、表現などが多少異なるものの、基本認識に大きな差はないと考える。

これにたいし、寛永3年の101号、147号は上述の通りで、控長さ・小面寸法と高さとの関係をとくに明示していない。寛永秘伝104号も同様で、一番角石、二番角石というように角石・角脇石・平石をそれぞれ5つのグループに分け、控・小面の寸法を削減させたことを「五ツ二割」というだけで、とくに高さとの関係には言及していない。「是にて段々石の目形軽く懸かり、石垣こたへ全きなり」⁸⁾と述べるに止まる。つまり「石取・石図り」秘伝というのは、石垣の安定を図るため、5番のグループに分け石の大きさを漸次小さくする技だと解説するのみであった。ここから「石取・石図り」秘伝の狙いとする点が理解できるわけだが、果たして、それだけが、「石取・石図り」秘伝の要点であろうか。

104号が例示する石垣本高さは82尺であるが、これを5番に分けた角石45本すべてを積み上げた高さで表すと107尺4寸になると彦三郎自身、計算し表現していることに注意したい。垂直高さ82尺にたいし、基本勾配7寸3分に惣規合14尺3寸7分をつけた石垣勾配の斜面長さが107尺4寸ということになるわけだが、この実際に出来上がった石垣斜面の長さは、「唯子一人伝」5冊本、1冊本に例示された「石取・石図り」秘伝に概ね記載されており、これこそ穴生が、石垣勾配とともに必要とした情報ではないのか。つまり、石垣斜面長さが「石取・石図り」秘伝から判明することに注目すべき

であり、矩形・規合秘伝とともに穴生にとって必須の知識とみなければならないのである。

むしろ「石取・石図り」秘伝の核心は、この石垣斜面の長さにあるとすら思われ、「石取・石図り」秘伝が後藤文庫の石垣秘伝書のなかで最も古い年記をもつ点からみると、規合・矩形秘伝に先行する秘伝であり、斜面長さとして石垣高さで適正勾配を体得していたのではないか。この点は、更に検証が必要だが、「石取・石図り」秘伝の実用的な有用性は、石垣斜面長さで適正勾配を感得し、かつ必要な石材のサイズと数量を具体的に示した点にあった。

とすれば、斜面長さとして石垣高さの適正な勾配を例示してもよかったと思うが、そのような記述は後藤文庫の秘伝書に見えない⁹⁰。そうした知見は、古くから個々の穴生の経験と勘に任されていた領域、口伝の領域であったのではないか。「石取・石図り」秘伝に書かれた角石のサイズ別の数量のような技術が、江戸初期・前期に穴生たち間で相互に了解しあっていた共通の技術であり、ここに書かれていない、勾配の取り方、規合の付け方などは、個々の穴生の裁量に任されていた秘伝ではないのか。

(4) 秘伝化された石垣技術の由来と特徴

彦三郎の執筆した石垣技術のうち、石垣勾配と「石取・石図り」の秘伝に限って、認識過程をみてきたが、彦三郎は、何を根拠にこうした秘伝を発見したのであろうか。この点を最後に検討したい。

彼の秘伝の根拠の一つは、彼が職務上、保守管理を命ぜられていた城内石垣の観察結果であった。同時に、城内石垣の観察にあたり、穴生方役所に保管されていた城内石垣絵図や石垣管理に関する書類などを参照したはずである。しかし、宝暦大火によって、宝暦以前の書類の大半が失われていたため、さほど確実な資料を見ることができなかったようにみえる。そのことは、穴生の技術の衰退に拍車をかけるものと彦三郎に認識されており、彼の秘伝書執筆の大きな要因ともなった⁹¹。したがって、初期・前期の石垣を観察する時、必要な箇所は自ら高さなどを計測し、初期の石垣構築技術の真髄を探るほかなかったと思われる。そうした観察結果があったからこそ、3分1までは直線的な根石勾配、3分1以上はソリの付いたカーブにするという「法式」を再発見できたのである⁹²。城内石垣を10種類に分類し、それぞれの築造履歴にもつき出来栄を批評した点も、彼の観察眼のただならぬことを示す。北野博司氏らの石垣編年作業において、こうした彦三郎の眼力は、少なからぬ影響を与えている。あわせて、石垣築造にまつわる逸話や名称考証なども克明であるが、焼失を免れ江戸後期に伝来した諸本や自家伝来の勘方覚などによって丹念に考証した成果といえよう⁹³。彼の歴史的な考証能力も卓越していた。

二つめは、石垣普請の現場で見聞した情報から学び取った点である。金沢城内の石垣普請の作業現場では、穴生の下に置かれた専門職人の扶持人石切と二十人石切、あるいは雇用された町石工らが現場作業を担当していたが、その業務を指揮するなかで、彦三郎は作業手順や働きぶりを漏らさず実見し、学ぶべき点をしっかりと掌握していた。具体例をあげれば、本丸三の角（小箱下）とその左右の平積み石垣が、大きく孕み出し「崩れ申すほどか、計り難きに付き、寛政九年三月、御扶持人石切水登清六、式拾人石切仁左衛門を召し連れ、右孕み所、縄張り申し付け候趣、左の通り」⁹⁴と前置きし、陰の縄、陽の縄の張り方等を詳述しているが、この縄張りに関する秘伝は、扶持人石切と二十人石切の作業そのものを実見した結果に基づいたことが明瞭である。また、「石を和シテ遣フ秘伝抄」(145号)という秘伝書は、川石のような硬い石を柔らかくする技を纏々紹介するものだが、「右の法、石切伊助立替後申し聞く」とあり、二十人石切から、退職後に教えてもらったものである。このように現場で働く職人の技を観察し、あるいは直接聞き取り、石切たちの技を詳細に記録したことが、彦三郎の秘伝の重要な根拠となっていたのである。

三つめは、後藤家に伝来した口伝や秘伝の記録類からの知見である。「石取並石図」が、その好例

であるが、わずか一例に止まる。今後の調査で「唯子一人伝」の中に、江戸初期からの口伝に由来する秘伝がなかったのか慎重に検討される必要があるが、目下は、前述の通り「石取・石図り」秘伝だけであった。熊本藩の穴太役であった野口小次右衛門が筆記した延宝8年の「石垣秘伝之書」(熊本市教委所蔵)のような、確実な石垣秘伝書などとの比較検討によって¹¹⁾、17世紀中期までに、どのような石垣技術が確立したか検討することが課題となろう。

なお本論は、周知の「後藤流」の石垣勾配理論をもって、江戸初期から承継された秘伝とする説に懐疑的な立場をとっているが、これを結論とすることは留保しておきたい。本論の論証の限りでは、江戸初期から承継されてきたことを、完全に否定しきれないからである。しかし、上記のような情報源を根拠とし、江戸後期に再構成された秘伝であることは確実だと考えている¹²⁾。

彦三郎は、先例として現存の石垣遺構を観察し、分類・評価しただけでなく、配下の石工などの職人の技を注意深く見出し、批判的に検証した結果、あれだけの秘伝書をものすことになったのであるが、その際参照した家伝の記録について、有用な情報がどれほどあったか懐疑的な立場を披瀝した。後藤家以外の穴生の家では、後藤家以上に深刻な状態であったことが、彦三郎の著作を通して赤裸々に伝わってくる。奥家や後藤別家には、穴生家に伝来すべき技術秘伝は、ほとんど途絶しかけていたと推定される¹³⁾。

18世紀になって、石垣普請の仕事自体が大幅に減少し、穴生の数も減少するという衰退傾向を背景に、穴生の家に伝来されるべき技能が途絶しかけていたことは1章でも触れた。それは、たとえば「切合せ石垣積様に丈夫・不丈夫之事」(113号)の中で、彦三郎が、穴生は石切の仕事をぬかりなく監督せよ、目を離しているとし切任せとの「白徒(素人)石垣」に墮すと忠告したなかで、「御普請も中絶致し候へば、穴生は必ず不功者にあり候は眼前なり。去るによって調え置き候書を会得して、御普請の時、驚き申さず、夫々指図するを、家柄と言ひ、平生の心得次第なり」、「図の如く角石・角脇・平積ども、堅(堅)筋の曲り申は、白徒(素人)石垣と名付け、これハ穴生の不せんさく、不知ゆえなり。御城中に所々これ有り候。細工人(石工)にまかせ置き候故に候。石垣の事は大体、人は知ざるゆえ、ケ様の積み様にても、まず相済み候えども、肝煎なき村方のごとくにて、さてさて不興に候」と苦言を呈した所からも窺える。

石垣普請の仕事量が減れば経験不足による技術衰退がおきるのであり、穴生の責任感欠如と怠慢が重なれば、石切任せとなり、伝統に背く壊れやすい石垣が出来るというのである。こうした事態が続くと、伝統的な石垣技術が廃れ、「法式」が失われるのである。これを深く憂慮した言葉が、彦三郎の著作に満ち溢れ、それが彦三郎の秘伝書執筆の大きな動機となっていた。

文化元年9月「家業之書」では、穴生として平生より修行を積むことの大切さを指摘し、家業の書を書き残す意義を説いたあと「中古よりは家業すたり不具千万、宝暦年中、河北御門台などは、縄張仕る者なく、御扶持人石切等のうち巧者の者、縄張仕よし、誠に恥辱なり。その後、御扶持人石切まかせなり¹⁴⁾と述べているのも上記の証左となる。河北門台石垣が再建された宝暦11年は、正木甚左衛門が扶持人石切から穴生に昇進したばかりの頃で、当時の伝統的穴生家の凋落ぶりが窺え、技術伝授が途絶えかけていることへの焦燥感、危機感が伝わってくる。彦三郎の批判の矛先は、ともすれば正木甚左衛門に集中するが、そこに扶持人石切・二十人石切との職能や職責の差を、ことさらに強調する独特の身分意識が窺える。身分秩序の緩みや流動化現象に対する反動なのであろう。

本来口伝されていた情報を、あえてあれだけ丹念に記述した熱意に注目すると、「秘伝」執筆のもう一つの動機が浮かび上がる。彦三郎は、おそらく技術伝授方法としての「口伝」に限界があることを早く察知し、明確な認識をもって文書・絵図等の文字媒体や画像媒体で承継するのを感じたのではない。口伝は不確実で不安定であるがゆえに、穴生の家でも技術伝授が途絶えかけたと考え、技術を客観的対象として記述する伝承媒体に切り替えたのである。技術の承継方法を口伝(主観的な言

業)から文書(客観化された記述)に転換させた意義はすこぶる大きい。言葉でしか伝えられないものと信じていた穴生の世界の「常識」を覆したからである。その結果、今日まで江戸の石垣技術が文字情報として伝わるという波及効果まで生みだしのである。

このような承継方法を思い付いたのは、まずは彦三郎の個性によるものといえるが、他方で、彼の生きた時代からうけた影響も見逃すことができない。12代藩主齐広の下で蘭学や経世学が興隆し、科擧者(遠藤高塚・石黒信由)が活躍し藩主からも評価された時代状況、文化・文政期の学問熱の高まりが、彦三郎をして、そのように突き動かした点も見逃せない⁽¹⁸⁾。

彦三郎の秘伝書や著作を瞥見した限り、有沢永貞・山鹿素行などの兵学書などからの影響は小さく、軍学や城取りといった伝統的な知の枠にとらわれず、石垣作りの技術の記述に徹している。但し勾配の理論などは一見高邁な技術論にも見えるが、じつは高度な数学知識や工学知識は見出せない。基本的な和算知識や職人技術さえあれば理解できるものであり、その点は、同時代の遠藤高塚・石黒信由ら碩学と比べ好対照であった。技術としての正当性を、儒教的な職業倫理に求めている点は、農書などとも通ずる面があり、大きくみると儒教文化圏(東アジア)に共通する文化的特徴かもしれない。

結 び

2章にわたり、後藤彦三郎による石垣技術の執筆過程を追跡した結果、18世紀に、穴生の家に伝来されるべき技術は断絶の危機にあり、それが秘伝書執筆の動機となったこと、また、そうした危機感、扶持人石切出身の穴生、正木甚左衛門が宝暦大火後の石垣修理で指導的役割を果たしたことによって増幅され、身分意識丸出しの正木批判につながったことなどを指摘してきた。同時に、石垣構築技術を確実に承継する方法として、秘伝書・絵図・和歌などの記述媒体が必要だと考え、これを実践したことの意味の大きさに言及した。

こうして執筆された秘伝書の内容は、彦三郎が石垣管理という日常業務を通し見聞した経験を土台とし、ときに石垣現場職人から直接聞き取り、城内石垣を綿密に観察し、穴生方役所架蔵の絵図や文書と対照させ認識されていたものといえる。後藤家に伝来した秘伝書や口伝も当然参考にしたが、それが、どれほど役立つかは不明である。その唯一の例である「石取・石図り」秘伝が、「唯子一人伝」の全体構成の中で、どういう位置を占めるのか考えたとき、矩方・規合に関する秘伝との間に溝があり相互の関連性は乏しい。文化元年以後の秘伝執筆過程で、彦三郎自身の学識と経験知をもとに、独自に石垣勾配に関する認識を深めたことが明らかとなったが、江戸初期からの口伝や秘伝とどこまで関連性があるのか、縄張り技術など、今回考察対象から外したことも検討対象とし、さらなる検証が必要である。

本論では、矩方・規合秘伝を中心に、周知の後藤流「ノリソリ」理論は、彦三郎の30年以上にわたる研鑽プロセスの到達点であることを論証し、所謂「後藤流」石垣勾配理論を単純化し理解することに警鐘を鳴らしたが、それは彦三郎自身、子孫に伝授するなかで繰り返して警告したことであった。「法式」「定法」といっても基本となる目安にすぎず、絶対化してはならないのであり、現場の状況に応じた判断が常に求められる。この点は、現在進められている石垣修築事業の現場でも、再度噛み締めるべき警句であろう。

金沢城石垣の伝統技術が、彦三郎の学識と倫理性を媒介に、文化・文政年間に再興されたことは、まことに意義深い。明治以後、一旦途絶えたとされる伝統的な城郭石垣構築技術を再生するにあたり、彦三郎が行った古来の石垣技術の「法式」を再発見するために払った努力とともに、技術を再発見した方法や精神の中に今日、学ぶべき点が多く含まれる。金沢城には、彦三郎が観察し、修築した石垣がいまも残っており、それらの遺構に即した検討も可能である。しかし他方で、その多くが明治

以後の改変で破壊され残っていない。彦三郎による矩方・規合データ入りの石垣秘伝図は、失われた石垣を解明するうえで、極めて貴重な資料なのである。(稿了：07・3・13)

(付記) 本論は平成19年1月18日に第4回国城郭等石垣整備調査研究会で行った報告内容をもとに、報告時に削愛したことも含め原稿化したものである。

(注) はじめに

- (1) 「近世城郭の石垣築成者について—とくに近江穴太衆を中心として—」(『伝承文化研究』3号、1968年)、「訂補近世城郭の石垣築成者について—とくに近江穴太衆を中心として—」(『城』56号、1969年)、「近世城郭における穴太の系譜」(『城』61号、1970年)、「近世城郭における穴太の動静—明暦・万治の江戸城修築を中心として—」(『伝承文化研究』6号、1971年)など。
- (2) 「築城の土木工学的考察」(『日本城郭全集』1巻、1961年)、「城石垣の秘法と史料」(『探訪日本の城(別巻：築城の歴史)』小学館、1969年)ほか。
- (3) 田中哲夫「日本の美術 城の石垣と堀」(通巻403号、1999年)。内藤昌編『ビジュアル版 城の日本史』(角川書店1995年)ほか。
- (4) 「金沢の石切り—石切り緊急調査報告書—」金沢市教育委員会(金沢市文化財紀要65 1987年)、「戸室石引き道調査報告書」(金沢市生活環境部、1995年)。
- (5) 北野博司「加州金沢城の石垣修築について」(『東北芸術工科大学紀要』8号、2001年)、同「金沢城石垣の変遷1・2」(『金沢城研究』1・2号、2003・4年)など。「戸室石切丁場発掘調査の概観」(『金沢城研究』3号、2005年)。滝川重徳「金沢城石垣の調査」・富田和氣夫「戸室石切丁場の調査」(『金沢城研究』4号、2006年)等。

1章

- (1) 木越隆三「城郭石垣を築いた人々」(『金沢城研究』4号、2006年)。
- (2) 「穴生方伝書」(『松雲公遺編類纂』141、金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)。
- (3) 「古伝書」(後藤文庫97号)の「後藤家由来之事」(133頁、以下「金沢城郭史料」所収頁を示す。以下同)、宝永3年「先祖由緒并跡々勤方等之覚」(後藤文庫4号、3頁)など。
- (4) 「三堂問書」、「越登賀三州志」、「譜士系譜」の篠原氏(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)。篠原一孝は、慶長10年から20年まで3代藩主利常の年寄衆として、横山長知・奥村氏とともに年寄連誓奉書を多数発給した利家股肱の重臣であったが、二代目の行状に問題があり年寄衆の地位を失う。
- (5) 「古伝書」(後藤文庫97号)の「後藤家由来之事」(136～7頁)、「文禄年中以来等之日記」(後藤文庫96号、167～8頁)ほか。朝臣直弘「元和六年案紙について」(『朝臣直弘著作集』4巻、2004年、初出は1976年)。
- (6) 「唯子一人伝」5冊本の巻1冒頭に「家に入らざるなれば、そのまま置き候」(347頁)と述べる。
- (7) 前掲宝永3年「先祖由緒并跡々勤方等之覚」(4頁)、前掲「古伝書」(後藤文庫135～6頁)。上掲史料から3代権兵衛は、露地作りや謡も連者で数人の人持衆に指南するほどの芸連者であったことがわかる。元禄年中に中風で倒れ20年ほど治療に専念したのち宝永3年病死亡した。
- (8) 「唯子一人伝」1冊本の末尾(436頁)。
- (9) 北野博司「発掘余話：金沢城跡五十間長屋出土「銀始」刻石—その3、おそるべしジンザー」(『石川県埋蔵文化財情報』3号、2000年)。
- (10) 北垣聰一郎「穴太の系譜と石垣運搬」(『日本城郭大系』別巻1、1981年)、北垣前掲1987。
- (11) 文政11年「先祖由緒—類附帳(穴太源平)」(後藤久兵衛)、慶応3年「先祖由緒—類附帳(後藤久兵衛)」(後藤文庫2・3号、11～24頁)など。
- (12) 「第2編2章 武士の身分と奉公」(『金沢市史』通史編2、2005年)。
- (13) 前掲「城郭石垣を築いた人々」(『金沢城研究』4号)。
- (14) 長山直治「寺島藏人と加賀藩政」(桂書房、2003年)、日置謙「石川県史」2。
- (15) 明治3年「先祖由緒并—類附帳(穴太源平)」(金沢市立玉川図書館、加越能文庫蔵)の7代奥源左衛門の項目に「天明五年九月、思召しに応ぜさせられざる趣これある由にて、御知行召したる」(原漢文を書下す)とあり、寛政3年7月、11代藩主治経によって再び穴生に召返されたとある。正木吉左衛門(甚左衛門の伴)の改

- 12～13年に本丸南面で初めて高石垣修理工を体験したことが挙げられる。
- (7) 『金沢城郭史料』420頁、原漢文を書下す。
 - (8) 『金沢城郭史料』291頁、原文を書下す。
 - (9) 高さに対する斜辺は、彦三郎は高さに対する「延び」という用語を使い算定していた。石垣斜面に「陽の繩」を張る際に、高さ100にたいし、延び「2寸2分6厘」とあれば、高さに1.0226を掛けて斜辺長さを出す(104号、288頁)。これは陽の繩張りの技法であって、適正勾配の原理に言及するものではない。
 - (10) 『河北郡戸室山間之事等留帳』(後藤文庫212号)。ここに書かれた朱書は、正木甚左衛門批判に終始、そこに伝統的穴生家の危機感を読みとれる。
 - (11) 『石垣にかやり三様之事』(128号)で、「崩丁場規合付様見候所、石垣中程大キニ規合強く、夫より段々弱ク出来正しき也。能く心を付け、何方の石垣も見るべし」(書下し文)と述べ城内石垣観察の要領を述べる。
 - (12) 『文禄年中以来等之旧記』「古伝書」など『金城深秘録』に結実する諸本。
 - (13) 『高石垣繩張一巻』(98号、310頁)、原文を書下す。
 - (14) 『石垣秘伝之書』の原本を熊本市教委のご厚意により閲覧させて頂き、良質の秘伝書であることを現認できた。熊本市の今村課長に御礼申し上げたい。
 - (15) 初期の高石垣が現存することから、初期から構築技術の存在したことは自明といえるが、それが具体的にどういう技術で、それがどう承継されたかという問題とは別の課題である。それぞれ独自に追究したうえで、相互に成果を交流させることが重要なであろう。
 - (16) 文化元年「家業之書」(103号、88頁)で、別家の後藤金平家や奥家に秘伝の核心部分を口外するなど口止めしているが、その口ぶりから、他の穴生家に、彦三郎が会得した秘伝は伝わっていないことが窺える。
 - (17) 『金沢城郭史料』87頁、原文を書下す。
 - (18) 尾鍋智子『絶対透明の探求—遠藤高環著「写法新術」の研究—』(思文閣出版、2006年)、本康宏史「加賀の技術文化と地域蘭学」(『国立歴史民俗博物館研究紀要116集』2004年)、『金沢市史』通史2(近世)2005年。『越中の偉人 石黒信由』(新湊市教育委員会、1985年)など。

【表3】 加賀藩穴生方後藤文庫 石垣秘伝書 (56点) 編年資料目録 (金沢市立玉川図書館蔵)

文庫 番号	標題・「金沢城 郭史料」所載頁	年号	西暦	発給者・作成者	備考	形態
101	先祖家芸之事 (85頁)	寛永3年 4月改置	1626	著者不明(筆跡は彦 三郎か)	北垣著書で注目の秘伝。「高 十間石垣 矩方規合別紙絵図 記、従前口伝」	1通(統紙3枚) 24×109cm
147	石取並石図 (481頁)	不記	1626	筆写者不明	上記101号の写、関連文書	1通(統紙3枚) 24×95cm
90	城石垣始様伝抄 (281頁)	寛永10年 11月吉日	1633	後藤壱兵衛(実は彦 三郎筆跡)	元和元年4月 後藤又兵衛 (朱印)より代々相伝之	1巻、竪17.8cm、 紺地金彩の卷子仕 立
91	新積地形准繩極秘 抄(282頁)	寛永10年 11月吉日	1633	後藤壱兵衛(実は彦 三郎筆跡)	「元和元年四月後藤又兵衛(朱 印)後藤彦八宛、	紺地金彩の卷子2 巻(上中巻・下巻) 竪17.7cm
92	石垣積方秘伝書 (291頁)	寛永10年 11月吉日	1633	後藤壱兵衛(実は彦 三郎筆跡)	代々伝之	1巻、竪18cm
104	新積地形准繩極秘 伝抄絵図(286頁)	不記	1633	(後藤彦三郎)	辰巳櫓付近の縄張り彩色図、 「十一返し」規合図、石取り など	1枚、45×108cm (35×24cmの用紙 6枚張羅ぐ)
93	新に石垣築縄張極 意之事(294頁)	宝永2年 正月吉日	1705	後藤壱兵衛・壱兵衛 ・権兵衛(実は彦三 郎筆跡)未印		1巻
119	規合矩方絵図 (455頁)	宝永2年 9月吉日	1705	後藤壱兵衛・壱兵衛 ・権兵衛(実は彦三 郎筆跡)未印		1通(統紙12枚) 24.5cm
94	辰巳御櫓下御石垣 矩方等取様縄張之 事(298頁)	宝永2年 11月吉日 改之	1705	後藤壱兵衛・壱兵衛 ・権兵衛(実は彦三 郎筆跡)未印		1巻
136	控上台之図(475頁)	(寛政4年)	1792	(後藤小十郎)	「此絵図14歳後藤小太郎調ル」	1枚
115	石垣東南角根水之 図(451頁)	享和元年 10月吉日	1801	(後藤小十郎)		1枚
142	門台石垣規合等秘 伝書(479頁)	文化元年 7月吉日	1804	後藤彦三郎 花押・印(朱印A)	「子々孫々江」	1通(統紙)裏面 反故、18.5×57cm
146	石垣本高さを以矩 方等極意秘法之事 (342頁)	文化元年 9月吉日	1804	後藤彦三郎 花押・印(朱印A)	「子々孫々江」	1通(切統紙2枚) 19×56cm 裏面も記載
138	野面積崩所修理図 (476頁)	子6月	1804	(後藤彦三郎)	文化元年か13年の子年	1枚
110	石川御櫓下等御石 垣積直絵図(447頁)	文化3年 4月	1806	後藤小十郎 印	「右之通出来、猶応其時々、 可指図者也」	1枚
111	石川御櫓下等御石 垣積直絵図(448頁)	文化3年 4月	1806	(後藤小十郎)	「右之通出来、猶応其時々、 可指図者也」	2枚
106	四拾間御長屋台同 統御櫓台指図絵図 (443頁)	文化4年 5月	1807	(後藤小十郎)	小十郎執筆の指図	1枚
108	橋爪一之御門台並 御櫓台御石垣積直 指図絵図(445頁)	(文化5)	1808	(後藤小十郎)		1枚
109	橋爪御櫓台御石垣 積直出来曲尺合等 之性絵図(446頁)	(文化5)	1808	(後藤小十郎)		1枚

文庫 番号	標 題	年号	西暦	発給者・作成者	備 考	形 態
20	117 橋爪御門御櫓台下 石積之図 (453頁)	(文化5)	1808	後藤彦三郎筆		1枚
21	105 橋爪二之御門下鋪 石式拾分一之図 (442頁)	(文化5)	1808	(後藤小十郎)		1枚
22	141 二之丸御居間先御 土蔵下御石垣縄絵 図 (478頁)	文化5年	1808	(後藤彦三郎)		1枚
23	107 辰多御門絛御櫓台 御石垣規合矩方絵 図 (444頁)	文化7年	1810	(後藤彦三郎)	規合図	1枚
24	150 御銀初略記(483頁)	文化12年	1815	(後藤彦三郎)		1冊
25	149 御銀初式図	不記	?	(後藤彦三郎)		3枚
26	95 唯子一人伝 5冊 本 (347頁)	文化12年 まで	1815	自署なし。文化12年 に校正すべきだが病 氣ゆえできない旨未 書き		5冊(横帳)14× 20cm えび茶色表装
27	128 石垣にかや三様 之事 (468頁)	文化13年 6月吉日	1816	後藤彦三郎	自署のみ	1通(絛紙2枚) 未書入り図付。 27×74cm
28	126 新に石垣築様縄張 規合矩方絛法絵図 (465頁)	文化13年 頃	1816	後藤彦三郎 印(和陸未印B)	3枚とも自署印	3枚、彩色図①49 ×39cm②50×39cm ③50×39cm
29	98 高石垣縄張一卷 (303頁)	不記	1817	彦三郎自署なし自筆		1冊(横帳)14× 20cm、紫色表装
30	144 石垣築根元心得之 事 (340頁)	文化14年 4月	1817	後藤彦三郎 印(和陸未印B)		1通(切絛紙2枚) 14×80cm 書状
31	116 二之丸雁木坂横切 合御石垣縄張之事 (452頁)	文化14年 夏潤之	1817	(後藤彦三郎)		1枚
32	100 御城高石垣之事等 (314頁)	文化14年	1817	彦三郎署名なし自筆	①文化14年5月吉日「高御石 垣等批判之事」、②文化14年6 月吉日「宝曆9年以来御石積 方善悪等之事」、③御城中御 門々名目、④御長屋間敷并御 城之米歴等品々之事から成る。	1冊(横帳) 13.3×20cm 藍色表装
33	114 湖水縁に石垣築様 之次第 (338頁)	文化14年	1817	(後藤彦三郎)		1枚
34	127 砂浜に城を築は損 失之事 (339頁)	文化14年	1817	(後藤彦三郎)		1通
35	129 蓮池御露路御門等 石垣積直図(469頁)	文政5年 秋	1822	(後藤彦三郎)		1枚
36	137 学校御門内御用地 境川石垣積図 (476頁)	文政初年	1822	(後藤彦三郎)	文化5年以後の作成	1枚
37	124 角一方の規合矩方 図 (463頁)	不記	1824	後藤彦三郎 印(和陸未印B)		2枚、未書入り。 ①33×39.5cm ②16×39.5cm

文庫番号	標 題	年号	西暦	発給者・作成者	備 考	形 態
122	高さにて矩方を知る法之事 (462頁)	文政7年 仲秋改	1824	後藤彦三郎 印(和陸朱印B)	「藤原和陸此一巻譜而作之」	1枚、①51×37,5cm ②7,5×15,5cm ③14×15,5cm ④ 13,5×15,5cm
121	崩石垣縄張深秘図 (461頁)	文政7年 10月吉日	1824	後藤彦三郎 印(和陸朱印B)		4枚
96	唯子一人伝 1冊 本 (414頁)	文政7年 11月吉日	1824	後藤彦三郎 印(和陸朱印B)	「藤原和陸此一巻譜而作之」	1冊(横帳) 16×18,5cm 肌色表装
125	湖水縁に石垣築様秘図 (464頁)	文政7年 初冬吉祥日	1824	後藤彦三郎 印(和陸朱印B)	「藤原和陸此一巻譜而作之」	3枚、朱書・彩色 ①25×36cm②50× 38cm③50×38cm
123	山道にても砂地に石垣築様図(462頁)	文政7年	1824	後藤彦三郎		1枚、朱書入り 50×39,5cm
113	切合石垣積様にて丈夫不丈夫之事 (450頁)	不記	不明	(後藤彦三郎)	穴生手持図	1枚
118	門台等石垣積上り半に寸延云々 (454頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
130	水見不用大曲尺までにて正を見様 (471頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
131	半鶴半合之積方図 (472頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
132	規合矩方之事 (473頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
133	槽台長屋台等曲尺善悪之事(474頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
134	御用地御長屋向土塀下亀甲くずし半切合積之図(474頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
135	矩方右左を知る絵図 (475頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
139	犀川大橋々台石垣絵図 (477頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
140	土中より石垣積絵図 (478頁)	不記	*	(後藤彦三郎)		1枚
143	山の高さ等規合図 (480頁)	不記	*	(後藤彦三郎)	高さ82尺の高石垣の矩方規合図	1枚
145	石を和して細工する大秘伝之事 (341頁)	不記	*	(後藤彦三郎)	上袋「天保11年7月」	写1通
112	松坂御門統御槽台御石垣出来指図絵図 (449頁)	不記	*	(後藤小十郎)	小十郎執筆の指図	1枚
148	能州銘石覚(344頁)	不記	*			1通

(注)・標題は金沢市立玉川図書館の「後藤文庫目録」に拠ったが、一部変更した(127号・128号・146号など)。
・標題欄の()内の頁数は「金沢城郭史料」の所収頁。

「葛巻昌興日記」にみる金沢城二ノ丸御殿の呼称と用途

石野 友康

はじめに

近世城郭の御殿空間における各部屋の機能については、江戸城・二条城あるいは、江戸屋敷の研究成果に比べると、国元である諸大名の居城の研究は、立ち後れている。加賀藩前田家の居城である金沢城の場合も例外ではない。本誌第3号における、田中徳英氏の検討が直接的にこの課題に取り組んだ数少ない成果の一つであった^①。田中氏は、絵図類を中心に、幕末にいたる御殿の変遷を述べるとともに、儀式書より二ノ丸御殿の各部屋について分析されている。

城郭絵図を史料として活用する場合、徹底した史料批判が必要であることはすでに指摘されているところであり^②、より信用にたると文献等の史料によって補強していくという課題が残されている。また、田中氏の検討は、江戸前期から中期にもふれながらも、主としては江戸後期であり、氏自身17世紀に御殿の平面構造の基本があることを指摘されながらも、主題ではないこともあってか、絵図における記載情報を紹介されるにとどまっている。そこで、本稿では、田中氏の研究に触発され、17世紀後半という段階において、各部屋の呼称やその機能がどのようであったのか、絵図史料を補完する文献のなかから探っていきたい。その際、私が利用するのはその当時に生きた藩士の日記である。藩士の目を通して御殿内の各部屋の記述がどのように描かれているのか考察していきたいと考える。

1 「葛巻昌興日記」と二ノ丸御殿の変遷

この時期、藩主や藩政の動きについて詳細な内容をもつ文献史料に「葛巻昌興日記」(27冊 金沢市立玉川図書館加越能文庫、以下「昌興日記」と略す)がある^③。

標題のとおり、加賀藩士であった葛巻昌興の日記で、記述は延宝5年正月から元禄5年12月の16年間にわたっている。本日記は、明治41～42年に刊行された近藤磐雄「加賀松雲公」(全3冊)や森田平次「金沢古蹟志」などのなかにも取りあげられ、早くも明治期からこの時代の世相を描く史料として注目されてきた。

本日記は、金沢や江戸における藩士の動きや武家儀礼、藩政の動き、大名同士の交際など、この時期の大名社会をみていくうえできわめて重要な史料となっており、全国的にも注目されている。いわばこの時期の二ノ丸御殿にもっとも精通した藩士の日記ということになる。しかし、彼個人の目を通しての記述であるために、はたして、記述の内容が、当時の人々全体の通念であるのか、客観性がどこまで図られているのかという疑問が存するであろう。

加越能文庫がもともと前田育徳会尊経閣文庫の蔵書であったことは知られているが、「昌興日記」がどのような経緯で前田侯爵家の手に帰したかについては十分には考証されていない。森田平次筆の「加越能書籍一覧」^④には、「葛巻権佐日記」としてその概要を記している。この書によれば、天明6年に昌興の一族で人持組の大野木倉人(克成、昌興の兄大野木克明の孫)が藩主治備に昌興筆記をすべて差し上げるよう命ぜられ、献上したものであるという。明治4年に平次が旧藩時代の文庫の書籍を調査したときに、「葛巻権佐筆記類」と書き付けた櫃中に昌興の日記数冊や自筆の冊子を種々納めてあるのを確認しているの、そのなかに含まれていたであろう。

「昌興日記」には、「日録」とするものや「貞享五年日録」などと年号を付した内題が付され、「藤久矩誌」、「藤昌興誌」などと署名している。

著者の葛巻昌興は、内蔵助久俊の三男で、通称多門、のち仲四郎、権佐、諱を高俊、久矩などと称

した。葛巻家は、もと大野木氏で近江の出身。その祖十右衛門は、柴田勝家、豊臣秀吉、堀秀政に仕えた後天正十五年に利家に仕えた。ついで養子昌俊（単人）は、天正18年に利長に仕えて以来、加増されて四千石となり、正保期、本多政重、横山長知没後の年寄衆再編で誕生した年寄衆六人衆の一人に加わった⁶⁵。慶長頃の金沢城を描いた絵図⁶⁶には、現在の大谷廟所の辺りに「桂巻単人」の名が見られるが、彼のことを指している。この単人の子が久俊で、久俊の子が昌興である。

昌興は、新知として250石を拝領して以来加増され、元禄3年に850石となり、奥小將を勤めたが、高山在番をめぐり藩主綱紀を諫言したため、身分不相応として処罰を受け、知行召し放し、遠島を申し付けられた。宝永2年3月、配所において五十歳で没した。

昌興は教養人でもあった。とりわけ和歌に造詣が深いことは、この日記でもうかがえるが、いわゆる加賀藩の文治政治を推進した綱紀の影響を色濃く反映させた人物の一人であった。

昌興のこうした文化的な部分等を明治年間に編輯方によって抄出して成立した「葛巻筆記抜書」⁶⁷「葛巻昌興筆記抜書」⁶⁸「葛巻昌興日記抄」⁶⁹、「葛巻昌興日記抜抄」⁷⁰など抄本の形で加越能文庫や石川県立図書館等に所蔵されている。

昌興の生きた時代は、名君として知られた五代藩主綱紀の時代であった。次に、綱紀の時代にいたる二ノ丸御殿の変遷について述べておきたい。

藩主の居館としての御殿は、もともと金沢城内でもっとも標高の高い（60m）本丸に位置していた。本丸の周辺は、天正14年ごろに天守が建立され、その後高石垣が築かれるなど、天正11年に入城した前田利家によって整備されていった。御殿もこの本丸に築かれ、「尾山のひろまへかみなり落中殿」⁷¹とある「ひろま」は、おそらく本丸御殿の「広間」であったと解される。「御本丸御屋形」⁷²とも記される御殿は、度重なる火災の被害を被った。まず、慶長7年の落雷により、天守が灰燼に帰したが、金沢御堂以外の建物を活用した御殿も焼失したとされる⁷³。翌年天守の代替として三階櫓が建てられ、おそらく同じころ御殿も再建されたとみられる。元和6年、再び「御本丸表奥方の御屋形」を焼失する火災に見舞われ⁷⁴、さらに、寛永8年、城下からの火災によって本丸は罹災した。この寛永の大火では、本丸全体に被害が及んでいて、御殿が焼失したとの記録はないものの御殿も焼失したとみてよいだろう。火災後に進められた再建事業では、「二三の丸ひとつになされる」普請が行われ、芳春院丸西側の堀が掘削された。そして二ノ丸に藩庁や藩主の生活空間としての居館が築かれ、以来幕末維新にいたるまで、新たに築かれた二ノ丸御殿を中心に藩政運営が行われることになった⁷⁵。城内にあった諸士の邸宅も城外に遷されたことされるから、ここで城内のあり方は1つの西側を避けた。

寛永16年、3代藩主利常は、家督を嫡男光高に譲り、小松に隠居した。このとき二男利次・三男利通が分封して富山藩・大聖寺藩がそれぞれ成立した。藩主として光高は江戸にあることが多く、学者

「葛巻昌興日記」（加越能文庫）構成

巻数	標題	記述年代	昌興署名
1	丁巳日記	延宝5年元日～12月	
2	戊午日記	延宝6年元日～12月	
3	己未日記	延宝7年元日～4月9日	藤原高俊之
4	延宝己未日記	延宝7年4月9日～12月30日	大野木藤原高俊之
5	延宝八年記	延宝8年元日～4月28日	藤原高俊之
6	延宝八年記	延宝8年5月1日～6月30日	藤原高俊之
7	日録	延宝8年7月1日～8月30日	藤原高俊之
8	日録	延宝8年8月1日～9月29日	藤原高俊之
9	日録	延宝8年10月1日～12月30日	中西郎藤久知証
10	日録	延宝9年元日～4月16日	葛巻神四郎藤久知証
11	日録	延宝9年4月17日～6月28日	藤久知証
12	日録	延宝9年7月1日～12月30日	藤久知証
13	日録	天和元年10月15日～12月30日	藤久知証
14	日録	天和2年元日～4月9日	葛巻神四郎藤久知証
15	日録	天和2年4月10日～6月20日	藤久知証
16	日録	天和2年6月21日～12月30日	藤久知証
17	日録	天和3年元日～12月30日	藤久知証
18	貞享二年日記	貞享2年元日～12月29日	花押
19	貞享三年日録	貞享3年元日～4月晦日	
20	貞享三年日録	貞享3年5月1日～12月29日	
21	貞享四年日記	貞享4年元日～12月晦日	藤原昌興
22	貞享五年日記	元禄元年元日～12月29日	藤原昌興
23	元禄二年日記	元禄2年元日～12月29日	藤原昌興
24	元禄三年日記	元禄3年元日～12月30日	藤原昌興廿五歳
25	元禄四年日記	元禄4年元日～12月30日	藤原昌興三十六歳
26	元禄五年日記	元禄5年元日～7月29日	藤原昌興三十七歳
27	元禄五年日記	元禄5年7月晦日～12月晦日	

大名としての誉れが高かったが、金沢城の管理については、きわめて消極的な態度であった⁽¹⁶⁾。

正保2年に光高が早世すると、光高の嫡男で幼少の犬千代（のちの綱紀）が祖父利常の後見により5代藩主となったが、江戸の藩邸で生活しており、小松—江戸の体制で藩政が進められた。そのため金沢城は、城代の管理にまかされるままとされた。

利常は、万治元年小松で急逝し、保科正之や来藩した巡見上使など幕府の主導によって綱紀の藩政が開始された。綱紀が、初入国をはたすのは、寛文元年で、20年ほど十分な対応がされていなかった金沢城を再び藩主の居城として整備に着手するとともに、城下の再編にもとりかかった。小松—江戸体制から金沢—江戸体制への切り替えがはかれたのである。金沢城の整備は、まず、石垣の修築から整備が始められ、寛文2年、7年、11年と石垣の修築願を幕府老中に提出し、許可をもとめた。現在、城内には寛文期に修築された石垣が確認することができる。石垣修築とともに、城内の作事も進められたようで、寛文7年の史料によると、東北から大量の草横等が宮腰浦に輸送されており⁽¹⁸⁾、おそらくは、城内建造物修築のために使用された材木であったとみられる。

さて、寛文期から元禄期にかけての二ノ丸御殿については、絵図研究がおおきな進展をみせている。濱岡伸也氏は、金沢城全城図、二ノ丸（御殿）図の編年化を試み、とくに、「金沢城座敷之図二ノ丸」を元禄10年頃の内容を描くとし、また「金沢御城絵図」では馬場を描き、御居間先土蔵が四角い形をし、さらに表舞台の便所の所在により、宝暦大火以前、元禄末年のものと結論づけられた⁽¹⁹⁾。

一方、木越隆三氏は、二ノ丸御殿図の分類と編年の再検討を行い、宝暦大火以前の二ノ丸御殿図を6点とし、うち元禄頃のものとして、「金沢城二之丸座敷之図二ノ丸」（金沢市立玉川図書館）、「金沢城座敷之図二之丸」（石川県立歴史博物館）の2点を取りあげ、前者を綱紀初入国以降、元禄7年の御居間廻り・御広式改築、部屋増築以前の図であるとされた。また、後者については、御部屋方約900坪が新築され、奥書院や正徳年間に初見の松の間が描かれていないことから、それ以前の図とされた。木越氏は、天和～元禄期の文献に「柳の間」「小書院」「檜垣の間」と「白書院」「黒書院」が混用され、黒書院、白書院の呼び名が併用されており、文献による部屋呼称の変遷の考察については、今後の課題とされた⁽²⁰⁾。本稿は、この点についての検討にもなろう。なお、濱岡氏が元禄末年の景観とした「金沢御城絵図」を宝暦5年の景観を描いた、宝暦5年系の絵図とする。

田中徳英氏もこの2つの絵図について、「金沢城二之丸座敷之図二ノ丸」は、元禄9年9月の二ノ丸新殿上棟以前の景観を描いたものとし、「金沢城座敷之図二之丸」に関しては、「黄紙御古家、青紙御新宅」との注記に注目され、「御古家」としてある部分については、「桃山・江戸初期の武家住宅の伝統形式にみられる名称が垣間みられる」と評価する一方、文化期再建に再建された大広間など表向き部屋の基本の形は天和3年までにさかのぼると指摘された⁽²¹⁾。

さて、木越氏が課題とされた文献史料では、これまで貞享から元禄にかけての二ノ丸御殿修築費用についての書き上げが確認されており⁽²²⁾、

貞享3年 御家御住居替・御新宅共御入用 567坪余、98貫856匁

元禄7年6月～8年6月

二ノ丸作事入用 261坪、486貫143匁3分

元禄9年6月～10年閏2月

二ノ丸作事入用 627坪余、921貫463匁7分7厘

との概要である。しかし、この外については従来未検討の状態であった。「昌興日記」では、貞享3年の修築についての記述もみられ、その実態は知られてはいなかった。煩雑ではあるが、これまで取り上げられることがなかったので、煩を厭わず日付を追って記してみる。

(1) 今度御改被遊御新宅之御指図重而少々御改被遊、其儀相濟ニ付、御指図可相渡旨、被仰出、今朝長屋平右衛門江相渡之、(7月24日条)

- (2) 今般、御普請ニ付、白書院并御奥方之内御しつらひ被仰付、此所ニ御移被遊之、
(7月25日条)
- (3) 唯今迄之御居間廻こほし申事、今朝より取懸申也、(7月26日条)
- (4) 今日、御新宅建初之、尤不及柱建等之儀也、(8月6日条)
- (5) 御居間前御舞台、頃日出来之処、不応 御意 (8月26日条)
- (6) 御舞台出来 (8月28日条)
- (7) 御座間辺、内造作昨晩有増仕廻、(9月1日条)

これらを見ると、貞享3年の御殿作事は、7月から9月にかけて行なわれ、白書院と奥方の内に仮の御座所を設け、御居間廻を一度毀して建て直していた様子が伺える。

2 ノノ丸御殿各部屋の呼称と用途

次に、「昌興日記」のなかから、御殿内の各部屋の記述のある箇所を抄出し、多くの事例を得ることができた(巻末[参考]にその一部を掲載した)ので、それに基づき各部屋の特徴についてみることにしたい。さらに、絵図の史料批判が課題となっている旨にふれたが、今回の事例は、絵図の編年を進めていく上で重要な指針となるであろう。ただ、この抄出作業で十分気をつけなくてはならないのが、金沢城の記述かどうかという点で、昌興は職務上江戸のことも金沢のことも記述している。そのため、在国期間の把握はきわめて重要になろう¹⁰⁾。なお、各部屋の記述は、城内で行われる諸儀礼の内容とともに記すことがほとんどで、そこからそれぞれの部屋がどのように使われているのか伺い知ることができるのである。

近年、近世の儀礼研究はさかんに進められてきており、成果をあげているが¹¹⁾、幕府における儀礼が主流であり、江戸東京博物館で開催された「江戸城展」(2007)においても、江戸城を舞台に展開されていた諸儀礼について目を向けた展示となっている。しかしながら、全国の大名家でも、その居城等において儀礼は行われているものの、未だ事例の検出は少数であり、彦根井伊家の儀礼についての例¹²⁾を除くなら、各藩における儀礼については十分な検討がなされていないのが実状であろう。金沢城における儀礼についても十分に明確にはされていない。金沢城における儀礼の全体像については、別稿に譲らざるを得ないが、毎月1日・15日、入日(1月7日)・上巳(3月3日)・端午(5月5日)・重陽(9月9日)の5節句に諸士が登城することが原則となっており、藩主への拝謁の儀礼が奉行されるほか、藩士たちにとってきわめて重要な家督相続、新知拝領、役儀任命なども金沢城を舞台にして行われるのである。ただ、文献史料は、視覚的ではないために、その部屋が御殿のどこにあったのかを特定できず、そのため絵図の援用は不可欠となる。絵図も活かし、上記の課題にせまりたい。

さて、「昌興日記」の金沢城関係の記述部分を抄出していくと、①17世紀には確認できた部屋で後代では、確認できないもの(白書院、黒書院、大書院、表座間など)、②後代と同じ名称で継承している部屋(小書院、柳の間など)に大別できる。

後者については、名称は後代のもと同じではあるが、用途は必ずしも同じとは限らない。藩政の機構が潤えられ、ノノ丸御殿は編紀のもとで拡大・整備していったことから、その過程で、変化していったことは十分考えられる。以下、各部屋の呼称や位置関係について個別に検討し、そのうえで17世紀後半の各部屋の機能(使われ方)について述べていきたい。

(1) 白書院と黒書院

最初に、白書院と黒書院についてみていこう。白書院・黒書院は、後代みられなくなったものの代表例である。白書院・黒書院とも江戸城や二条城などに確認できるから、おそらくは、江戸城など幕

府系御殿の影響を受けたものであったろう。しかし、江戸後期の史料を紐解いてもこれらの呼称記述はみられず、この時期特有の呼称であったとされている。

それでは、金沢城の白書院・黒書院はどのような部屋であったのであろうか。まずは、白書院である。

田中徳英氏によれば、白書院は、「参議公年表」⁽²⁰⁾元禄6年4月1日条に

朔日、出仕相済、大場源大夫・富田弥兵衛御礼、畢而御礼ノ息方数輩御礼相済、芳春院
柴野登城、御目見、畢而於白書院御料理出、伴僧兩人、同所縁通ニ御料理被下之、

と京都柴野の芳春院が登城した際の記述を最後に見られなくなるとされ、17世紀末ごろに文献史料から姿を消した部屋である。

「白書院」の付近は、のちに「小書院」と称するようになっていたとされる。前掲「金沢城二之丸座鋪之図」、同「金沢城座敷之図二之丸」に「白書院」と記されているが、18世紀前半の景観をあらわしていると考えられる「金沢城図」(横山隆昭氏蔵)では、白書院のあったあたりに「小書院」となっていることで、白書院から小書院への変化がみられる。文献においても「白書院」と「小書院」とが同じ部屋を指すであろうことは、次の事例からでも伺い知ることができる。

藩の家老の日記「御在国覚書」⁽²⁷⁾天和元年正月15日条には、

一、五つ半過、白書院江 御出、御契斗目・半上下御着用、例月出仕之面々、其外未年始
之御礼不申上面々、御礼申上、

と記され、契斗目・半上下を着した藩主綱紀は、月次の登城の際白書院で出仕の藩士たち、年始に拝謁できなかった藩士たちのあいさつをこの日にうけている。「昌興日記」同日条には、

辰下剋、小書院江御出^{契斗目}半上下、御腰物生駒右近役之、

などと記しており、綱紀が出座したのを小書院としている。このことから白書院＝小書院であることが裏付けられる。注意しなければならないのは、「白書院」とよばれていた部屋が、ある時点を境として「小書院」と呼び替えられたのではないという点である。すなわち、「昌興日記」によれば、「白書院」の呼称は、この日記が書き始められた延宝5年にはすでに存しており、貞享3年9月18日条を最後に見られなくなるが、一方で「小書院」は延宝5年から元禄5年にいたるまで見られることがわかるから、両者が同じ部屋のことを示すのであれば、2つの呼称が併用されていたことを示している。おそらくは、綱紀の時代を境に、白書院から徐々に小書院へと名称が移行し、小書院という名が定着していったのだろう。

それでは、次に白書院はどのような機能を有した部屋であったのであろうか。「昌興日記」のうち「白書院」を記した部分を抄出すると、目に付くのは、人持組の士以下の藩士たちが月次や節句の際に白書院で拝謁している点である。

延宝8年10月1日、15日には前田孝貞・奥村庸礼のちに八家となった人々が契斗廳を白書院で拝謁している。月次の登城できわめて重要な役割をはたしていた部屋であったことがわかる。

次に黒書院をみよう。黒書院についても白書院同様、この時期に特有の部屋であった。

「昌興日記」では、天和元年から元禄3年の間で記事がみられる。田中氏によれば、「参議公年表」元禄6年元日の

朔日 雨降、辰下剋^{直衣・風折}仮御装束^{烏帽子}、黒書院上段 御着座、安房守・駿河守^{各布衣}
年始御礼申上、

とあるのが下限であるという。黒書院は、のちの柳の間の辺りに位置しており、前掲「金沢城二之丸座敷之図」や「金沢城座敷之図二之丸」にも黒書院の名がしるされている。18世紀前半の景観を示した絵図では、同じ位置に柳の間という呼称がみえており、黒書院から柳の間への呼称の変更があったことをうかがわせる。

黒書院では、町人や猿楽人(能役者)が綱紀に拝礼している記事がみられるほか、頭分の面々が料理を下されている。こうした役割は、柳の間にも受け継がれている。

なお、黒書院も白書院の場合と同様に黒書院・柳の間と「葛巻日記」のなかでは混用されており、元禄6年以降は次第に柳の間として定着していったものと見られる。

(2) 御広間と竹の間

江戸中期の絵図や文献によると、御広間もしくは大広間が存在していたことが確認できる。これらは、後年竹の間と改称したとの見方が今日定着している。江戸前期の景観を描いた全城図によれば、竹の間のあったあたりに「御広間」と記すものがあり、竹の間と御広間がほぼ同じ位置に存していたことを示している。「昌興日記」の表現では、御広間について、「御広間御座所」「御広間二の間」「御広間三の間」などとあって、藩主の御座所、二の間、三の間が存在したことがわかる。

江戸後期における竹の間は、上段、下段、二の間(2部屋)、三の間(2部屋)、四の間のあわせて7部屋からなり、これらあわせると計200畳以上の部屋であった。絵図類を見る限りでは、昌興の日記が記された17世紀以来、後期にいたっても、このあたりの部屋の基本的な構成に変化はない。このうち、藩主が着座するのは、上段もしくは下段であり、二の間、三の間も存することから考えると特に顔顔はみられない。しかしながら、これに関して「昌興日記」貞享3年11月25日には次のように書かれている。

廿五日 雪時々降、今度御拝領之鶴御披也、

御目見之輩
式日 ○登城也、五半巳前大広間御出座、御先立前田対馬也、御腰物子役之御広間二之間ニ右登城之面々群

御間之外
居、○御左之方ニ安房・佐渡・伊与・九郎左衛門、御右之方竹之間之方也、筑後・玄蕃・因幡着座

御緑頬之方也、
御間之襖障子備前・対馬双方へ明之

今日御礼之儀安房・披露也 一統御目見也、

將軍家から拝領した鷹の鶴を藩士へ披露した際の記事である。若年寄前田対馬孝行の先導のもと「大広間」に着座した藩主は、「御広間」二の間に群居していた藩士たちの拝礼を請けた。藩主の左の方、すなわち「緑頬之方」には、本多安房政長・前田佐渡孝貞・奥村伊与時成(以上大老)・長九郎左衛門高連(人持組頭)、藩主の右の方、すなわち竹の間の方には、家老役横山筑後正房・津田玄蕃孟昭・奥村憲輝が着座して若年寄前田備前貞親・前田孝行が襖障子を明けてお目見えとなった。これによれば、藩主綱紀が出座した「大広間」、登城した藩士たちが群居した「御広間」二の間、横山正房らが着座したという「竹之間之方」との記述がみえ、三者がそれぞれ別個の部屋のようにみえる。注目すべきは「竹之間之方」という表現である。これをどう解釈すべきなのであろうか。

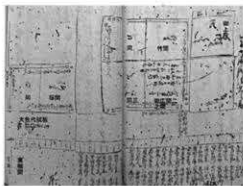
「大広間」については、あらためてのべることにして、御広間と竹の間に限定して考えたい。「昌興日記」を読みすすめていくと、元禄3年11月13日条に、昌興が間取りを記したスケッチした箇所があった。スケッチ自体粗雑なものではあるが、これにより、竹の間と御広間についてうかがい知ることが出来る。スケッチは、將軍家から拝領した屏風を藩士たちに披露した場面に付随して記されたもので、上段側の部屋、後年、竹の間二の間と呼ばれた箇所を「竹間」とし、その下の部屋を「同(竹間)」

としている。一方、「竹間」の縁側に面する部屋を「御広間二之間」、その下の部屋を「同三（御広間三の間）」と呼称していたことがわかる。すなわち、このスケッチにより諸士が着座していたのは、「御広間」二の間、正房らが着座していたのは、「竹間」であったことになり、先の貞享3年11月25日の記述と符合するのである。

一方で、昌興は、貞享3年8月1日条に「御広間」であるべきところに「竹之間」とも記しており、おそらくは、当時「竹の間」と「御広間」とは厳密な区別はしてはいなかったともとれる。

文化の大火後に再建され、明治まで現存した竹の間の襖絵には、上段・下段と2つの二の間・三の間の境には金地に緑竹がえがかれていたというから、江戸前期においても同様の意匠であったことが予想され、厳密な区別はされにくかった状況があったのかもしれない。

なお、後期でいうところの下段と二の間は、高麗縁という格式の高い畳縁であったことが確認できる。前期も同じ意匠であったとすれば、「御広間」との呼称はこのことと関係あるだろうか。



「昌興日記」元禄3年11月13日条



「昌興日記」
貞享3年8月1日条

(3) 大広間と大書院

次に「大広間」について述べたい。「昌興日記」を根拠とすれば、「大広間」は、この時期でしかあらわれてこない「大書院」と同じ部屋をさしている可能性が非常にたかい。

「大広間」については、さきの貞享3年11月25日の史料によって、「御広間」二の間に着座した諸士と「大広間」に出席した藩主と襖障子一枚で仕切られた位置関係にあった事がすでに確認できている。

天和2年11月13日条によると、鷹の鶴を拝領し、祝能を行ったことを記しているが、「大書院」上段の下に着座した藩主綱紀は、「竹の間」に群居した重臣前田直作ら藩士の拝謁をうけていて、襖障子が開かれ、拝謁となっている。この記述は、「大広間」と全く同じであり、「大広間」と「大書院」が同じ場所をさすものである可能性が非常に高いことを物語っている。

「大書院」は、「昌興日記」では、延宝5年から貞享2年までみられ、一方の「大広間」は、延宝7年から元禄3年にみられるので、同じ部屋であれば、この間併用されていたことがわかる。

次に問題となるのは、「大広間」もしくは「大書院」と「御広間」ないし「竹の間」との関係である。私は、「大広間」ないし「大書院」が「竹の間」「御広間」を含む200畳全体の呼称ではないかと考えている。「大広間」「御広間」とあえて区別しなければならない必然性、そしてなによりも「大」の字を付している点である。元禄5年12月15日条には次の表現がある。この日将軍家から「御料紙」・「視箱」「丁字釜」を拝領し、姫君や年寄たちが拝見している。能が興行され、中入り時に料理がふるまわれ、安房以下若年寄中までが「奥書院」で御料理を頂戴した。人持・諸頭等が「大広間竹之間」で料理を振る舞われているが、この「大広間竹之間」をどうみるべきであろうか。「大広間・竹之間」とすべきであろうか。「大広間・竹之間」であれば、「大広間」と「竹の間」が別個の部屋となってしまう、別個の部屋だとすれば「大広間」もしくは「大書院」は上段・下段をさすことになろう。しかし、「大広間」が、藩主が出席する場所であることを考えあわせると、この場所で藩主が料理が振る舞われたとは考えにくい。したがって、「大広間竹之間」なのであり、大広間の内の竹の間という意味になるであろう。200畳以上全体を大広間と呼称したと考えるならば、元禄3年10月15日に宝円寺らに料理を振る舞った、その席を大広間二・三の間、竹の間一、二の間としたという文章理の理解は

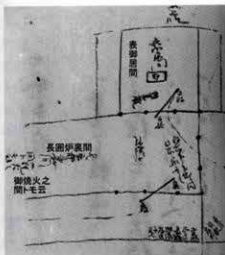
比較的スムーズとなろう。とするならば、併用されつつも貞享2年ころから次第に「大書院」という呼称から次第に「大広間」という呼称へ移行するようになっていったとみられるのではないかと。さらに、緑竹のえがかれた間を含む200畳全体を通称的に次第に竹の間と呼び慣わすようになったのではないだろうか。

さて、この「大広間」（「大書院」、のちの「竹の間」）では、將軍家から拝領した鶴の披露を行った際など藩主と藩士たちの対面の場であったこと、元日御礼や誦初め場所であったことが確認できる。これらは機能面で若干の修正はあろうが、竹の間と通称することが多くなり、一般化してのちの時代に受け継がれている。

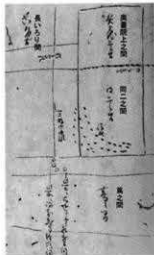
(4) 長囲伊裏の間と表居間

長囲伊裏の間が、囲伊裏に由来した部屋であったことに異論はなからう。後代にはその名称が見い出せないで、この時期特有の呼称の部屋であった。

家老役前田貞親の日記「前田貞親日記」⁽²⁶⁾では、「御焼火之間」として登場する。この長囲伊裏の間が城内のどこにあったかは、不明で、囲伊裏に記載されている部屋は絵図で確認できるものの、特定するには当たっていない。一般に「焼火の間」は、「料理の間」とも称したともいうから⁽²⁵⁾、位置を確認するうえで参考になるであろう。そして、「昌興日記」貞享4年3月15日の記述は手がかりを与えてくれよう。この日は、月次の登城日であるので、本来ならば藩士たちは登城すべき日であったが、知行判物の申し渡しがあったことから登城はなかった。申し渡しは長囲伊裏の間でおこなわれ、判物をうけたのは、津田玄蕃（孟昭、家老役）・奥村因幡（應輝、家老役）ほかの藩士であった。津田・奥村は、間のうち2畳目で拝領し、この日同様に判物をうけた人持組奥野小半人は間のうち1畳目で頂戴した。その際、藩主は、表御居間に着座していることから、「長囲伊裏の間」は「表御居間」と隣接していなければならない。この点について、「葛巻日記」を読み進めると、元禄元年12月17日条、12月26日条に、この日の記事とともに関連した部屋の間取りを昌興が大まかにスケッチしているので、ここで位置関係をはっきりできた（下図参考）。12月16日、江戸の將軍家から御鷹の鶴一対が金沢にもたらされ、綱紀は表御居間に出席し、拝領している。鶴は奥書院上の間の屏風に懸けおかれ、26日には、鶴が藩士たちに披露され、鶴の汁が振る舞われた。昌興のスケッチによると、奥書院一、二の間と表御居間と長囲伊裏の間、さらには蔦の間が、隣接していたことが記され、貴重な証言となっている。



「葛巻日記」元禄元年12月17日条



「葛巻日記」元禄元年12月26日条

長圀伊裏の間縁側に同公した本多政長・前田孝貞・奥村時成・長 高連は、長圀伊裏の間に料理が下され、藩主に陪席したことなど、執政クラスの人々が料理を下さる場として機能し、能役者竹田権兵衛やそのせがれ庄五郎、春藤万右衛門らが長圀伊裏の間で謡を仰せつけられたという記述もみられる。

(5) 能舞台

綱紀の時代、すなわち元禄のころは、將軍綱吉の影響もあって、各藩でも能楽が盛んとなった。加賀藩でも能の振興がはかられ、宝生流発展への基がつくられた。將軍綱吉は、自ら舞い、諸大名たちにも演ずるように命じていたから、綱紀は貞享2年、小鼓稽古を20年ぶりに再開し、翌3年から本格的にシテの稽古に入った⁽²⁰⁾。それにつれて江戸ばかりではなく金沢においても能舞台の整備にとりかかったようである。

従来、この時期の金沢城の能舞台について、一棟あった能舞台の存在は、当該期の絵図をみるうえで、重要なメルクマールとなりえていた。一方、「昌興日記」貞享3年8月26日条によると、御居間前に舞台が作られていることがわかる。

この舞台に対する藩主綱紀の思い入れは大きかったようで、舞台の出来に綱紀は不満で、建て直しを命じている。この年綱紀は5月4日に江戸を起ち、同月15日には金沢に到着しているから、そのころ舞台の普請に着手したものであろうか。位置関係からみると、これまで知られている舞台ではなく、別物であることが判明する。従来知られたものは、「昌興日記」にもあらわれる表舞台であり、このとき出来たのは、奥舞台であると考えられる。奥舞台は、御居間前に所在しているという以外は、舞台らしい建物が絵図には記されていない。

延宝7年2月7日条をみると、年があらたまり初めての能をおこなったが、竹の間をもって舞台としたといい、能舞台が存在しなかったか、あるいは普請中であることを推測することができるが、江戸においては畳をあげて能舞台としているから、奥舞台とは、はたして鏡の間・橋がかりを有するような能舞台ではなく、室内にしつらうようなものを奥舞台と称したのではあるまいか。

こうしてできた奥舞台においては、綱紀は、「ならし」すなわち、能の稽古に使用しており、養女御恭にも一覧させている。

(6) 「御座間」と「御居間」

一般に、御座間とは、天皇、摂関家、将軍家など出御の座席を設けた部屋を指すが⁽²¹⁾、金沢城の場合には、藩主が着座する部屋ということになる。

「金沢城二之丸座敷之図」や「金沢城座敷之図二之丸」などの絵図には、「御座間」が記されており、その場所の特定には到らない。御居間廻りに存していることは予想されるが、明確ではない。

「御座間」というネーミングから近い存在と思われるのは、「御座敷」とか「御居間」と呼称される部屋であろう。

このうち、「御座敷」については、前掲「御在国書書」の天和元年元日条によると、料理人原田市郎左衛門による恒例の鶴の包丁が、「御座之間」縁類で行われ、それが終わると、綱紀は「表之座敷」に入って奥小將の御礼を請け、「御座之間」で御膳を召し上がったという記載があるから、これのみ限り「御座間」と「表座敷」は別個の部屋である。

同日の「昌興日記」では、「御居間」で鶴の包丁を行ったとし、御膳を召し上がったのを「御居間」としているから、「御座の間」は「御居間」である可能性がでてきた。でも「昌興日記」天和3年元日の記述には、「御座間」「御居間」と区別し併記されているから、即断はできない。「金沢城二之丸座敷之図」では「御ね間」⁽²²⁾に隣接する場所や近辺に「御居間」が何カ所かみられるから、このうちの

いずれかだったのかもしれない。今後の検討が必要となる。

なお、「御座間」には「表御座間」と「奥御座間」が確認でき、表座間も奥座間も、元禄になってみられるようになる。「御座間」上段で、將軍家から拝領の屏風や丁字釜を姫君達に披露しているほか、元日に大服茶・蓬莱が献上され、襖障子が開かれて、政務を聴くという記述がみられる。

また、表座間では、病氣回復のため登城した前田直作（備後）や奥村庸礼（老岐）も拝謁しているなど重臣の拝謁する場所であった。また、使者として江戸へ遣わされていた九里甚左衛門らが表御座間に召されている。一方奥座間では、具足餅御祝がおこなわれている。

(7) 奥書院

奥書院は、後代の史料にもみられ、藩主が在国していた年の元日には諸大夫の拝謁の場として機能し、「国格類聚」⁽³¹⁾にもその旨が記されている。絵図としては、18世紀前半を景観を描いているとされる「金沢城図」（横山隆昭氏所蔵）にはじめて登場する。

「昌興日記」では、天和3年3月25日条を初見とし、以降日記の終わる元禄5年にいたるまで継続する。遅くとも17世紀後半には定着していた部屋であることがわかる。

前田与十郎（孝貞）や奥村兵部（忠輝）が遺領の判物を請け（天和3年3月25日条）、藩の老中がお目見えをし、能の興行の際に年寄らが料理を頂戴する部屋として使われている。のちの八家が大きく関わる部屋であった。

少し時代はくだるが、宝永4年の元日には、藩主綱紀の子富五郎（のちの大聖寺藩主前田利章）が、奥書院において父に拝謁している⁽³²⁾、きわめて格式の高い部屋であったと考えられる。

(8) 御居間書院

御居間書院も17世紀より一貫して御居間廻りに存した部屋である。「国格類聚」によれば、文化年間（1704-1710）の御居間書院の役割として、「年寄中等毎日被召、表向之面々都而被召、御近習之人々諸御礼・同御印物頂戴」などと記され、年寄中や表向の人々が毎日召され、近習の人々の拝謁や印物頂戴の場所として機能していた。11代藩主前田治脩の日記⁽³³⁾でも、毎日、政務・人事等に関して年寄や家老が御居間書院に出役してそれぞれの案件について藩主の意向を伺い、必要に応じて召し出されるなど、藩主の政務の場として機能していた。

さらに遡って享保19年の例によると⁽³⁴⁾、元日の儀礼で、藩主吉徳に対して勝丸（のちの7代藩主宗室）が拝謁したのも、御居間書院であった。それでは、綱紀の時代の御居間書院はどうであったのか。絵図には、上段を兼ね備えた「御居間書院」がみられ、古くから存したことがうかがえる。「昌興日記」では延宝5年から貞享3年まで関連の記事がみられるから、延宝には存していた。

元日の記事のみならず、大書院に出席し、諸士の拝礼を請けた綱紀は、その後御居間書院にはいり、奥小將らの拝礼をうけたことが記される。また、年始の御礼として登城した大聖寺藩主前田利明とは、この御居間書院と対面したり、貞享元年11月には、水野次郎右衛門（300石）が判物を請けている。年寄中の召集記事こそ確認できなかったが、後代と同様の使途として機能していたようである。この時期の政務のあり方を今一度検討しなければならない。

(9) 桐の間

桐の間ものちの時代にも受け継がれた部屋である。前期金沢城を描いた「金沢城図」（金沢市立玉川図書館所蔵）などでも呼称を認めることができる。

「昌興日記」によると、元禄2年より見られるから、17世紀後半には存している。能見物を命ぜられた寺川彦伴（長種 5000石）が桐の間で料理を下された記事、奥小將のうち御前同公の面々や徒横

われた
時に削
、訂
郭にお
心とし
別巻：
(角川
石引き
垣の変
] 3号、
年)等。
司)、宝
、慶長
た利家
号、167
から3
年中に
理蔵文
2・3
項目に
)とあ
の改

易については、「せがれ吉左衛門、生得、宜しからざる者にて、天明五年、改易に相成り候」(「戸室山初年号等留帳」後藤文庫213号)と彦三郎が指摘する。天明5年9月から始まった前藩主重教による人事粛清の余波によるものと推察できる。

(16) 「奈雲院様御石櫓之図」(金沢市立玉川図書館、清水文庫蔵)。

(17) 文化元年9月「家業之書」(後藤文庫102号、86頁)。

(18) 後藤文庫の秘伝書・秘伝図には年記のないものが約20点ほどあったが、記載内容、筆跡、印などを検討し、表3では、年記の明確な秘伝書との関連性が認められた場合、仮に同一年次とみて配置することにした。たとえば104号は、無年記だが、標題の類似性や内容からみて元和・寛永秘伝の91号の関連文書とみて寛永10年に配置した。

(19) 北垣前掲1987は、すでに彦三郎筆跡の秘伝書50点をおよび小十郎自筆の秘伝書8点について、自署のあるものとは異なるものに区別し、リストアップしていた。今回の再調査は、この識別を土台に作業をすすめた。

(20) 「高石垣等之事」(後藤文庫100号、315頁)では、「高石垣の角、わずかしき三つのうち第一は、辰巳御橋下、二には三ノ角、三つは二ノ角なり。辰巳ハ出角、大きにむつかしく、高石垣はいずれも、難しくことなり。辰巳下石垣は、安永二年に曲尺合い違い候事、初は突候へども、此度の高石垣にて、わずかしき事悉く会得仕り候。かつて相違を笑い申す事にてはなく、穴生の指図もなくに、まだ是程に出来は手柄なり。只今にては少し苦心に候」と、高石垣の修築の難しさを指摘したあと、「元来、石切共は細に積む事を各好み、大石垣に用ひ御用に立ち申す者と見切り置き候者すら、此度の積み方、間にあいかね、とかく好みの所へ至り候故、ケ様に存じ寄らざる細さに相成る。御扶持人石切等の内にも、辰巳下シノ角御石垣御用相勤め候者もこれ有り候へども、積み方の意を知らざる故、石切へも、会得致し候様に申し聞かせ候穴生もなく、此度我等罷出候節は、積む所々へ相廻り指図致し候へども、同役、其心にも成ざる故、我等指図の石、かえって直し候様に相成り候故、積み方宜しからず。煩候故、是非なく不行届、残念なる事に候。我等煩申さず候はば、ケ様の積み方は仕らせず、石切も手初め故、古石垣とは格別之違に相なり候へども、白徒(素人)の分り申す事にてもなく、我等一身に善悪を存する事に候。それ故、又候御普請の節は、便とも相成るべきかと置き候」(原漢文を書下す)と反省の弁が続く。

(21) 北垣前掲1987、42～57頁。

(22) 90号のこの部分は「唯子一人伝」に引用されなかったが、この中にみえる「金府」という用語は元和元年のものとして違和感がある。

(23) 秘伝書の様式についての検証が必要だが、河野文庫(金沢市立玉川図書館蔵)の江戸中期以後の武芸秘伝書の体裁と共通性がある。

(24) 北垣前掲1987、57頁。

2章

(1) 喜内敏氏が「金沢城郭史料」(670～671頁)で、後藤家の石垣勾配ラインを「包絡線」と説明したのは誤りで、「包絡線」に該当するのは、簡本に伝来する「石垣秘伝之書」(北川作兵衛の写本もある)の誤く勾配ラインである。なお、西田一彦氏らのグループも後藤流石垣勾配理論を踏まえた石垣遺構の研究をすすめている(西田一彦・森本浩行・西形達明・玉野富雄「城郭石垣断面形状の設計法とその数式表示に関する考察」(「土木学会論文集」750号冊一65、2003年)、同「城郭石垣の反り曲線勾配部分への2次曲線の適用に関する考察」など)。

(2) 文化13年「石垣にかやり三様之事」(後藤文庫128号)

(3) 喜内敏「金沢城郭史料」解説672頁。北垣前掲書1987の第三章表5(127頁)。

(4) 北垣1987前掲書、128頁。

(5) 史料原文(417頁)で「矩よわく」というのは矩が短い、つまり勾配を急に築くという意味である。付言すれば(表6)で門台石垣18尺以下の5例と20尺以下の4例を比べると、文化元年も文政7年もあまり差はない。切石積の門台石垣の場合、渡り槽内側では門柱(脇柱)との間隔を詰めるため、90度に近い勾配が要求された。

(6) 城内高石垣の適正勾配の認識に、こうした差異が生じた理由として、ほかに、たとえば計測方法の改善で計測結果が改訂されたことも考えられる。いずれにしても、彦三郎にこうした認識変化を促した事件として、文化

目が役儀の誓詞をおこなったという記事、年寄中・若年寄がうどんを下されたという記事がみられるなど、この時期は、重臣クラスの藩士が儀式の際などに料理を下される部屋として機能していた。

(10) 芙蓉の間

「国格類聚」によれば「芙蓉之御間 芙蓉なげし高花鳥
暮天井ノ内金白鱗形 但、出席
右近之節」とあり、右近、おそらくは大野木右近（人持 1650石）の席となっている。

「昌興日記」によると、元禄3年以降に登場するから、これ以前には存在していた。記述をみると、次のような使われ方を有していた。一、二例あげよう。番頭などの藩士は、竹の間において將軍家から屏風を拝領した旨の披露をうけているが、そうした情報を昌興は、芙蓉の間で聞いている（元禄3年11月13日）。また、昌興は奥小將としての勤めで江戸から届いた書状をこの芙蓉の間に持参、年寄らが披見したという記事がある。さらに、具足餅をこの部屋で拝領したという記事があるから、奥小將に關係の深い部屋であったとみることができよう。

(11) 檜の間

絵図をみていくと、檜垣の間が確認できるが、はたして檜の間と同じ部屋をさすものなのか、明らかではない。「葛巻日記」では、天和2年より記述が見られるが、この部屋は平士等との關係が深く、前田了心や京都芳春院がお目見えのち料理を檜の間で拝領している。また、小將頭・金沢町奉行らの役儀仰せ付けや免除の申し渡し、諸士名跡相続、奏者番や公事場奉行らがこの部屋で拝領物を得ている。

(12) 菊の間・実檢の間

さきにみた元禄元年の昌興のスケッチによれば、実檢の間の向かい、幕末期に虎の間とされているあたりに存したのが菊の間である。ここでは、吉村宗利が菊の間縁垣で羽織・判銀を拝領したほか、奥能舞台で能が興行され、前田了心は奥書院で料理を拝領しているが、年寄重臣は、菊の間で料理を振る舞われている。元禄2年正月19日には、具足餅の披露がおこなわれ、大老・家老・若年寄は料理を菊の間で拝領している。

実檢の間については、用例が一例しか得られなかったが、仏事の際に僧たちに竹の間、実檢の間の見物をさせていることが見える。

3 元日の御礼

以上、「昌興日記」にみえる主要な部屋について、部屋毎にその呼称や使途について述べてきた。後年の状況とは異なっていることが伺えるであろう。その様子は、年中行事的な儀礼の際により目立つであろう。最後に17世紀の城内儀礼についてふれてみたい。

城内における城内儀礼のうち最も重要であると考えられるのが、元日にはじまる年頭儀礼である。「国格類聚」においては、一項目をもうけているほか、昌興の甥にあたる大野木克寛の日記（註34参照）をはじめ、多くの諸士が年頭儀礼について紙幅を費やしているのは、彼らにとっていかに重要であったかがうかがえよう。

年頭御礼は、元日にはじまり2月まで続くのであるが、ここでは、元日の動きをとりあげ、部屋の使われ方を確認しておきたい。天和2年の場合を項目的に記そう。

卯刻	綱紀、御座間出座
	大服茶・蓬菜等献上
辰后刻	綱紀、御居間に出席（熨斗目・長袴着用）

御恭姫様・御節姫様から年始進上物の目録披露

(若年寄奥村憲輝から奏者番へ手渡し、御前に持参)

綱紀、大書院へ出座

- ・腰物 葛巻昌興
- ・先立 奥村憲輝
- ・白書院への廊下にて同公し、そこから供奉
 - ・・・横山正房、前田孝行
- ・薄の間に伺候、藩主に先立ち大広間に参
 - ・・・本多政長・前田孝貞・奥村庸礼・奥村時成
- ・大広間縁通に列席
 - ・・・馬廻組頭・御小將組頭・新番御徒小頭・平組御徒頭など
- ・大広間御左の方
 - ・・・横山正房・前田孝行・奥村憲輝など
- ・御次番などあらかじめ同公

綱紀、大書院上段の下に着座

腰物御左におく、御後屏風のうちに奏者番屏風の内に同公

諸士御礼

富山藩主前田正甫使者→七日市藩主前田利豊使者→旗本横山知清使者
→旗本本多但政使者→富山藩主使者自分御礼→本多政長・前田孝貞・奥村庸礼・奥村時成・前田直作・長尚速・横山任風・村井親長・小幡長好・横山正房、その他人持・諸組頭・諸物頭・番頭→横目→使番など

午后刻

綱紀、御座間に入る

(御座間に入る前に檜の間に控える金工師後藤理兵衛・同勤兵衛父子が通りがかり綱紀に御礼)

表座敷出座、料理人原田市郎左衛門による鶴の包丁を御覧

綱紀、御座間へ

この一連の儀礼の動きをみれば、江戸中後期の内容とは異なることがあることがわかる。例えば、諸士拝礼は、老中以下、医師にいたるまで順次大広間でおこなわれているが、職制の改革を経て、元禄4年以降年寄のなかに諸大夫に任ぜられる人々があらわれるようになると、藩主への拝謁場所は切り離されるようになり、奥書院において諸大夫が、小書院においては、叙爵以前の年寄・家老・若年寄がおこなうようになり、人持以下の諸士が竹の間(大広間)で行うようになる。「大野木克寛日記」享保3年元日条によれば、叙爵以前の年寄・家老・若年寄が小書院で拝謁するのは、この年が最初であると記されていて、部屋が使われ方は未だ流動的な要素を含んでいたことを示している。このように、職制が整備されるにつれ、城内の儀式も変化を遂げるのであり、各部屋が使われ方も自ずと変更される要素を多分にふくんでいた。

おわりに

以上、「昌興日記」の記述を抄出し、これをもとに17世紀後半の金沢城二ノ丸御殿の状況、とくに各部屋の名称や用途について考察してきた。最近、二ノ丸御殿絵図の研究が進むなかで、この時期の文獻にどのように書かれているかが課題とされており、本稿では、「昌興日記」を通してそれに応えたものとなっている。

この時期の絵図に記載されている文字情報は、すべてを網羅しているわけではなく、この日記によってほぼ補完することができたと考えている。

「昌興日記」に記される御殿各部屋の呼称については、「白書院」「黒書院」や「長閑伊裏の間」などのように、この時期特有のものが見られる一方、「御居間書院」「奥書院」などのちの時代と同じ呼称が用いられている部屋もあった。しかし、たとえ同じ呼称の部屋であっても、使途の面からみると、必ずしも後代ものと同じとは限らず、時代によって様でなかったことを示している。また、「白書院」が「小書院」へ、「黒書院」が「柳の間」へと呼称変化があるなかで、延宝から元禄ごろにかけては、双方の名称が混用されている様子も見取れた。

17世紀後半といえば、5代藩主綱紀の代で、藩機構の整備が進められた時期にあたる。保科正之の後見から独り立ちしなければならなかった綱紀は、親戚体制の強化をはかるとともに、諸職の改編を進めた。特に有名なのは貞享の職制改革で、貞享3年に老臣の職を大老一人持組頭一家老一若年寄に再編成し、のちの世襲の執政家である年寄衆八家制度成立への足がかりとした⁽⁵⁵⁾。また、藩主家の家紋である剣梅鉢紋を定紋としたのも延宝期とされ、その濫用を禁止して藩主家による独占化が図られ、梅鉢紋は一族の重臣にも免許され、いわば一族老臣の統制策に活用された⁽⁵⁶⁾。さらに延宝5年には、本多政長・横山忠次・前田孝貞・奥村庸礼・奥村時成の5人の年寄に対して、藩主家への忠勤、仕置きを正しく行うよう起請文を認めさせている⁽⁵⁷⁾。つまり、綱紀は、藩主としての権威を相対的に高めるとともに、それに見合った組織作りにも努めたといえる。

二ノ丸御殿では、ほぼ同じく貞享3年から元禄10年にかけて段階的に藩主の生活空間である御居間廻りや奥の部分を中心に、のべ1455坪におよぶ大規模な作事（増築）が進められるのであり、御殿の歴史を語るうえで重要な転換期となった。のちに3000坪ほどあったという御殿の大きさにほぼ近づき、拡張を契機とし、藩主が御殿内部のあり方を改めていこうとするのは、むしろ自然の成り行きであったろう。

前田家では、元禄以降、年寄衆のなかから4人の枠で叙爵されることが常例となり、八家は、いわば叙爵する家柄としてのステイタスを得られるようになる。

こうした時代背景のなかで、御殿において、儀礼の場などを目にみえる形で執政たちを頂点としていかにあらたな身分秩序を構築していくかが、藩主の課題なのであり、呼称や使途の変化もこれと無関係ではないであろう。

近年、襖絵や杉戸絵等には、その場所に相応しい西画があるという指摘があるが⁽⁵⁸⁾、御殿空間について考えていくうえで恒聴に値するのであり、御殿の変遷や各部屋の機能を解明するうえで留意すべきであろう。

註

- (1) 田中徳英「金沢城二の丸御殿の用途による部屋の構成」(金沢城研究調査室「金沢城研究」第3号 2005)
- (2) 「金沢城全城絵図の分類と編年」(金沢城研究調査室「金沢城研究」第2号 2004)
- (3) 請求番号 16.40-75
- (4) 加越能文庫 請求番号 16.01-5
- (5) 木越隆三「加賀藩改作仕法の基礎的研究(慶安編)」(石川県立金沢錦丘高等学校校紀要)第22号 1994)、なお加越能文庫「諸土系譜」(請求番号 16.31-49)では昌俊を家老役とする。
- (6) 例えば、金沢市立玉川図書館「加州金沢城図」、東京大学附属図書館南冥文庫「加州金沢之城図」、国立公文書館内閣文庫「加州金沢城図」など
- (7) 加越能文庫 請求番号16.90-10
- (8) 加越能文庫 請求番号16.90-11、石川県立図書館森田文庫 請求番号 k208-22

の日記によ
裏の間」な
代と同じ呼
からみると、
また、「白書
ごろにかけ
探科正之の
の改編を進
若年寄に再
著主家の家
化が図られ、
宝5年には、
忠勤、仕置
目的に高

である御居
あり、御殿
きにほぼ近
の成り行き
は、いわ
真点として
これと無

御殿空間に
で留意す

2005)

94)、なお

国立公文書

- (9) 加越能文庫 請求番号16, 90-12
- (10) 石川県立図書館森田文庫「家宝珍書」k288.5-17 所収
- (11) 年未詳6月15日前田利家書状、高爪神社所蔵、「増訂加能古文書」2394号文書、なお石川県美術館図録「前田利家展」(1973年)には原本の写真が掲載されている。
- (12) 「城中建物焼失日新記帳」(後藤家文書、「金沢城郭史料」1976 所収)
- (13) 前掲「城中建物焼失日新記帳」には、「御本丸御屋形者住古下間法橋、成者七里参河守等が建立いたし候家作ニ御住居、此御建物不残炎上也」とある。
- (14) 「三壺問書」巻之十三 (石川県図書館協会「三壺問書」1972 復刻版)
- (15) 本丸の御殿については、宝暦9年の大火以前の景観を描いた絵図に「御広間」「番所」の文字が見える。
- (16) 木越隆三「元和～寛文期の金沢城修築について」(『金沢城研究』創刊号 2003)
- (17) 寛文2年の修補願図として「加州金沢城絵図」、ほかに寛文7年の修補願図として「金沢二丸石垣御普請の絵図」、寛文11年の修理願絵図として「加州金沢城石垣崩所伺の絵図」がそれぞれ前田育徳会に所蔵されている。
- (18) 「金沢市史」資料編8 28頁～31頁
- (19) 浜岡氏「金沢城絵図の年代比定について」(『市史かなざわ』第8号 2002)
- (20) 木越氏「金沢城の地割図と二の丸御殿図」(『金沢城研究』第3号 2005)
- (21) 田中氏前掲論文
- (22) 加越能文庫「元禄雑記」請求番号16, 43-113。なお、「元禄雑記」は、昌興の兄克明の著である。
- (23) 金沢城についての基本的な資料を集めた「金沢御堂・金沢城調査報告書Ⅰ」(金沢城史料編、石川県教育委員会 1991)には、宝永5年条に「加賀藩史料」より6代古徳正室松姫(将軍綱吉養女)米糠の記事を収載するが、これは、江戸屋敷に関わる記事で、金沢城関係のものではなく、こうした基本的なミスは除外しなければならぬという反省点がある。そのため、「葛巻日記」の記載する延宝5年から元禄5年の間で編紀が在国した時期を確定することは必要不可欠である。神田由榮・森下徹両氏は、「加賀藩史料」や「御参勤帰国之記」(金沢市立玉川図書館所蔵)を典拠として寛文元年から慶応3年の「加賀藩藩主参勤交代表」をまとめられ、歴代の藩主たちがいつ金沢を発って江戸に着いたか、あるいはいつ江戸を発って、金沢着の日程が一目でわかるような図を作成されているが、(東京大学理蔵文化財調査室発掘調査報告書4「文献・絵図史料から見た加賀藩本郷邸」)今回これに若干手を加え、下記のような在国の期間が確定することができた。すなわちこの間の記載は、特別な注記がないかぎり基本的に金沢城の内容となる。

編紀の在国状況の把握

	金沢発	江戸着	江戸発	金沢着
延宝5	4月2日	4月13日		
6			6月28日	7月11日
7	3月26日	4月9日		
8			9月9日	9月22日
天和元	3月25日	4月6日		
2			3月25日	4月6日
3	4月2日	4月13日		
貞享元			4月26日	5月9日
2	3月26日	4月6日		
3			5月4日	5月15日
4	4月1日	4月10日		
元禄元			6月4日	6月15日
2	3月29日	4月9日		
3			5月22日	6月6日
4	3月29日	4月10日		
5			9月29日	10月9日

(在国期間)

～延宝5年4月2日
延宝6年7月11日～7年3月26日
延宝8年9月22日～天和元3月25日
天和2年4月6日～天和3年4月2日
貞享元年5月9日～貞享2年3月26日
元禄元年6月15日～元禄2年3月29日
元禄3年6月6日～元禄4年3月29日
元禄5年10月9日～

②④ 武家儀礼の研究は、二本謙一氏の研究を嚆矢として1980年代から飛躍的に進んだ分野である。二本氏の研究は、室町期を中心に江戸前期にまで及んでいる。近世の武家儀礼については、近年さかんにおこなわれるようにな

っており、標題に儀礼を冠している単行本に大友一雄『日本近世国家と儀礼』（吉川弘文館 1999）、岡崎寛徳『近世武士社会の儀礼と交際』（校倉書房 2006）などがある。

- (25) 彦根城博物館叢書『譜代大名井伊家の儀礼』（サンライズ出版 2004）
- (26) 加越能文庫16.11-75。「参議公年表」には、62冊本と青地札幹編になるものがある。田中氏が根拠とし、引用したのは、前者。
- (27) 加越能文庫、請求番号16.41-80
- (28) 加越能文庫 請求番号16.41-82、なお、加越能文庫架蔵「前田貞親手記」（全65冊）は、明治期に前田編輯方で筆写された写本であり、原本は確認されていない。
- (29) 長山直治『「葛巻昌興日記」にみる前田綱紀の能稽古の端緒』（石川県郷土史学会々誌第29号 1996）
- (30) 『日本語大辞典』（小学館）「ごぎ」の項目
- (31) 「国格類聚」は、「北蒲秘鑑」ともいわれ、加越能文庫（請求番号16.23-44、16.23-45）等に架蔵される。なお、『金沢市史』資料編2 藩制（2001）の一部を、藩法史料叢書刊行会編『藩法史料叢書2 金沢藩』（創文社 2001）には全文を翻刻している。
- (32) 加越能文庫「前田修理日記」請求番号16.41-94
- (33) 前田育徳会架蔵。現在長山直治氏の手により翻刻作業が進められており、第1巻が『大梁公日記』の標題で続群書類従刊行会から刊行されている。
- (34) 例えば『大野木克寛日記』（加越能文庫 請求番号16.40-78）など
- (35) 貞享3年の職制改革については、拙稿「加賀藩における貞享の職制改革について」（『加能地城史』第32号 2000年）がある。
- (36) 拙稿「享保十九年剣梅輪鉢紋一件について」（『市史かなざわ』第3号 1997）
- (37) 『加賀藩史料』第四編 延宝5年4月朔日条
- (38) 太田昌子『服儀儀礼と城郭の障壁画』（池享編『天下統一と朝鮮侵略』吉川弘文館 2003）など

【参考】

「葛巻昌興日記」に見える金沢城二ノ丸御殿の記述（抄）

「葛巻昌興日記」の記述のなかから、「白書院」「黒書院」「大書院」「長圍伊裏の間」について、二ノ丸御殿各部屋の記述を抄出したものである。

(ア) 白書院

年代	月日	内 容
延宝5	1月4日	9つ半前大書院御出、御弓初め、追付退座、白書院で家中せがれ・与力等御礼
延宝6	9月9日	出仕の面々白書院でお目見え
延宝6	9月15日	出仕の面々白書院でお目見え
延宝6	12月1日	出仕の面々白書院でお目見え
延宝7	1月4日	御射初にて大広間へ御出座、追っ付き白書院で家中の面々のせがれ御礼申し上げる、終わって御居間前馬場で馬乗初
延宝7	1月15日	出仕の面々白書院でお目見え
延宝7	2月15日	巳後刻、出仕の面々白書院でお目見え
延宝7	3月3日	出仕の面々白書院でお目見え
延宝8	10月1日	辰刻表座敷に御出→辰中刻白書院において前田孝貞・奥村庸礼等・人持・組頭・物頭ら熨斗鉾頂戴
延宝8	10月15日	白書院に御出、前田孝行・奥村庸礼ら諸士熨斗鉾拝領→御礼済み、御居間に入る→表座敷にて領知判物くださる

延宝8	11月1日	巳刻以前白書院御出、出仕面々如例→巳中刻御居間に入る→本多政長、江戸より帰着、表座敷で御目見え→小書院にて惣並鬘斗地頂戴
延宝8	12月1日	5つ半通、白書院へ御出、月次御礼
延宝8	12月15日	辰中刻白書院に御出、老中・人持・組頭・御徒頭・足輕頭等お目見え
天和2	8月1日	白書院で老中・人持・組頭・諸物頭等お目見え
天和3	1月4日	射初につき大書院に御出座、白書院に御出座、人持・組頭・物頭等の息お目見え
天和3	1月6日	領国中寺社方お目見え、巳刻以後大書院に御出座
天和3	2月19日	今枝内記・品川藏人・津田惣五郎御居間でお目見え
天和3	3月3日	白書院御出座
貞享元	5月15日	出仕の面々白書院でお目見え
貞享3	7月25日	今般普請につき白書院・奥方の内に御しつらい仰せつけられる、今日ここへお移り、御次番・近習諸役人等輪の間へ同候
貞享3	7月26日	只今までの御居間廻り、今日より豊しに取りかかる、白書院にて六浦・桜門臺(壺装束)折を舞う、太鼓は手拍子
貞享3	8月1日	4時過大広間下段御出座、式日の通お目見え・馬廻二組お目見え、三井寺・法書院破拝請(今般の御普請では白書院・御居間・舞台を仰せ付けられたので、先年御居間普請の際のように大広間でお目見え)
貞享3	9月18日	笹原六郎左衛門江戸より帰る、白書院においてお目見え、奥村時成誘引

(イ) 黒書院

年代	月日	内 容
天和元	1月4日	弓始、大書院上段の下に着座して御覧→御居間→小書院で藩士の御礼を請ける、大書院より御居間へ入るとき、黒書院で詰町人一統御礼
天和3	1月3日	巳刻 大書院出座、馬廻・定番馬廻・組外与力御礼、終わって午後刻黒書院で御用間町人御通懸御居一統拝礼
貞享2	1月2日	辰后刻大書院出座(昨日石川・河北当番物頭等御礼)→黒書院(手狼衆一同御礼)→寄附の間入り口で検校2人御礼。6半時ころより大書院で謡初
貞享2	1月3日	4半過大書院で成瀬当風ら御礼→黒書院で詰町人一同御礼
元禄3	11月13日	藩士ら屏風拝見、未刻人持以下御広間において饗応、諸番頭以下は板の間、前田直堅・本多政敏父子・奥村有輝ら黒書院上段の間で饗応
元禄3	11月14日	人持6人・頭分の衆・隠居の面々拝見仰せつけらる、午刻、中川意半・斎藤中務・水原知常など隠居の衆・大野知石・生駒右近・新蔵・昌典は黒書院上段の間で下さる

(ウ) 大書院

年代	月日	内 容
延宝5	1月1日	5つ半大書院御出、諸礼、9つ過御居間書院で近習組面々・幼少の馬廻組の土御礼、終わって御居間に入り、鶴の包丁
延宝5	1月2日	4つ時分大書院御出、諸御礼、終わって御居間、夜5つ前大書院で謡初、5つ半過終わって御居間に入る
延宝5	1月3日	宝円寺参詣後大書院で御礼を請ける
延宝5	1月4日	9つ前半大書院御出、御弓初め、追付退座、白書院で家中せがれ・与力等御礼
延宝5	1月8日	4つ時分大書院御出、寺社方御礼
延宝5	2月21日	能見物のため5つ前半大書院御出、上段の下に着座、御恭様は小書院で見物
延宝5年	12月19日	拝顔の鶴披露のため、家老・人持・組頭・物頭大書院で料理くださる
天和元	1月1日	寅下刻、御居間御出座、辰刻大書院上段下御着座(鬘斗目・長袴)→御居間で鶴の包丁→表座敷で奥小將の面々御礼→御居間に入、御祝の膳
天和元	1月2日	辰后刻、大書院へ御出、上段の下に御着座、藩士たちの御礼を請ける、謡初、酉下刻大書院へ御出、上段の下に御着座、
天和元	1月3日	高德院忌日につき宝円寺参詣、帰城後、大書院上段の下に御着座、藩士御礼

天和元	1月4日	弓始、大書院上段の下に御着座→御居間→小書院で藩士の御礼を請ける。大書院より入るとき、黒書院で詰町人一統御礼
天和元	1月6日	辰下刻大書院上段の下に御着座、領国寺院・神職御礼
天和2	11月13日	拝領鶴披露・能あり、辰刻 大書院御出、上段の下着座、竹の間に前田直作ら群居、襖障子左右に開き、一統お目見、座を直して能鑑賞(姫君様は小書院から御座を掛けて見物)、表居間で鶴頂戴
天和3	1月1日	卯刻 御座間に御出座 大服茶・蓬菜献上、辰刻 御居間御出座(賢斗日・半上下)、御恭様より年始進物・目録披露、次に大書院御出座
天和3	1月2日	謡初、酉后刻大書院に御出座
天和3	1月3日	巳刻 大書院に御出座、馬廻・定番馬廻・組外与力御礼、終わって午後刻黒書院で御用閣町人御通懸群居一統拝礼
天和3	1月4日	射初につき大書院に御出座、ついで白書院に御出座、人持・組頭・物頭等の息お目見
天和3	1月6日	領国中寺社方お目見え、巳刻以後大書院に御出座
貞享元	11月15日	卯下刻大書院に御出、登城の面々竹の間列座、御間の襖障子を開く、一統お目見え、次いで能奉行
貞享2	1月1日	卯中刻御座間に出座(大服茶・蓬菜三方)→襖明け、圍が裏の間に暫時着座(御恭姫様・節姫様・徳次院より年始祝詞→辰刻以前大書院に御出座下段に御着座(富山藩主等使者・諸士御礼→御居間書院に御出座(奥小將御礼))
貞享2	1月2日	辰后刻大書院御出座(昨日石川・河北門当番物頭等御礼)→黒書院(手狼楽一同御礼)→寄附の間入り口で検校2人御礼、6半時ころより大書院謡初
貞享2	1月3日	4半過大書院で成瀬当胤ら御礼→黒書院で詰町人一同拝礼
貞享2	1月4日	4過大書院に御出座、吉田左太夫らの射儀御覧、4つ半過小書院に御出座、大聖寺藩主使者の御礼・人持・諸組頭・諸番頭等の子供御礼→昼過御居間前馬場で乗初
貞享2	1月6日	4時前大書院に御出座、寺社御礼

(エ) 長圀伊裏の間

年代	月日	内 容
貞享3	11月6日	江戸より奉書到来、御鷹の鶴拝領、長圀伊裏の間で御頂戴
貞享3	11月25日	拝領の鶴披露、5半以前大広間に御出座、御先立前田孝行、御広間2の間に登城の面々群居、圍の外御左の方に本多政長・前田孝貞・奥村時成・長高連、御右の方(竹の間の方)に横山正房・津田孟昭・奥村憲輝等座、圍の襖障子、前田貞親・孝行双方明け、一統お目見え一能開始、御広間御左の方大廊下に安房・佐渡・伊与ら、御右の方に村井親長・小幡長次以下人持・諸組・諸物頭同公一能4番が済み、中入、表居間に御出座、政長・孝貞・時成・高連を召し下さる、長圀伊裏の間縁組に同公、御相伴、長圀伊裏の間にて4人料理下さる、孟昭等は奥書院で料理くださる、人持・諸頭等は大広間で料理下さる、今日の御広間の御座所は勿論、2、3の間も同じく翠簾かけらる
貞享3	12月17日	御宮より還城後、平田内匠長圀伊裏の間でお目見え→昨日職原紗秋皇の喪美を奥書院二の間で下さる
貞享4	1月13日	三古助右衛門伊勢より帰参、長圀伊裏の間縁組において御目見得
貞享4	3月7日	馬廻組頭仰せ渡し(津田求もら)以後長圀伊裏の間に御目見得
貞享4	3月10日	役儀仰せ付けらる面々・免除の人々檢の間に佐渡演述、のち長圀伊裏の間で御目見え
貞享4	3月11日	徒頭・圓番・横目・使番、大老中・家老役列座のもと佐渡演説、その後長圀伊裏の間で御目見え
貞享4	3月13日	足輕頭・小將横目仰せつけられ、長圀伊裏の間で御目見え
貞享4	3月15日	知行方判物・印物を下されたので例月の出仕なし、午刻少し過、長圀伊裏の間において津田孟昭・奥村憲輝らへ判物下さる、御着座は表居間、頂戴の席は長圀伊裏の間内2畳目、奥野小半人は人持組であるので、間内1畳目にて頂戴、山崎主祝らは1畳目で請取、小書院へ御出座、役儀御礼
貞享4	3月22日	多賀信濃、加領の御礼(於 長圀伊裏の間)
元禄元	11月6日	御恭様気色快気の御祝い、御能奉行(興舞台)、本多政長・前田孝貞ら・中川彦伴は長圀伊裏の間で料理下さる、

書院より

一統お目
頂戴

御出座

書院で御

目見え

目見え、

(御恭姫
山藩主

同御礼)

聖寺藩

の面々
竹の間
方明け、
方に村
に御出
長圍伊
大広間
る

奥書院

目見え
裏の間

におい
の間
は1畳

事件は

元禄元	12月26日	拝領鷹の鶴披露、例月朔望出仕の輩に料理くださる。綱紀、辰下刻大広間へ御出座、登城の面々一統お目見え、本多政長・前田孝貞・奥村時成ら双方に分かれ伺公、(前田直作所労により登城せず)、村井親長・小幡長次以下人持・諸頭・本多主殿・堀右京等大広間并竹の間・御間の襖障子左右に開きお目見え、追付表居間に御着座、政長・孝貞以下七手之頭中御前に召され、相伴、鶴の汁頂戴→綱紀、奥居間へ、右面々長圍伊裏の間へ入り、北の方御襖障子を後ろに1列着座、料理出、多賀直方が使いとして罷向、御酒のうえ御出座、大広間で頂戴の面々には筑後・玄蕃が使いとして罷り向かう、横山正房・津田孟昭・前田貞親・対馬・玉井勘解由は、奥書院で頂戴、桐の間では、藤田平兵衛・永井伝七郎らに料理出、表振廻方にかかっていた奏者番や組頭・御用人は、御齋応ののち柳の間において頂戴→大広間御出→未后刻御恭姫奥居間御出、料理、鶴の料理、奥書院で囃子あり、表向齋応後表居間出座、前田助丞役儀仰せつけられありがたき旨津田玄蕃披露
元禄2年	元日	卯の后刻奥居間に御出座、辰后刻蓬萊大服茶、辰下刻大広間に御出座(長袴)、矢天井屏風内に奏者番さぶらう、御広間三の間御御立の後に奥村憲輝・津田孟昭ら拝伏→奥御居間→表居間で鶴包丁(於長圍伊裏の間縁類で料理人が行う)
元禄2年	3月1日	例月出仕なし、知行方判物下さる、午刻表居間出座、奥村因幡判物頂戴、長圍伊裏の間において前田孝貞授ける
元禄2年	3月15日	知行の判物下されるに付き、月次出仕無し、巳后刻表居間に御出座、青山将監、判物を長圍伊裏の間御間のうち2畳目にて頂戴、伴数馬も同じ、長谷川主計ら御印物を1畳目にて拝領、ついで小書院出座、水原主税・馬廻ら判物・印物拝領
元禄3	10月6日	江戸で拝領の屏風、姫君様に披露、奥舞台で能興行、辰后刻表座間上段に屏風たて置き、お姫様にお目かけ、ついで能興行、同所で重臣ら拝見、お目見え、奥御次へ通り、能拝見、若年寄等奥書院・了心・横山正房らは長圍伊裏の間を仕つらい、料理下さる。定番頭・近習頭中・御用人・町奉行は桐の間、奥小将・番頭・小將横目は御膳所で料理頂戴
元禄3	10月19日	御恭姫口切御茶献上、表において姫様方一所に御祝(表居間)、本多政長・前田孝貞ら桐の間2の間で御膳料理下さる。定番頭野村与三兵衛ら葛の間溜で料理下さる。桐の間で拍子・仕舞ならびに狂言仰せ付けらる。長圍伊裏の間に簾垂れる。老中・若老は桐の間の北の方溜で見物、次綱紀自身の仕舞あり、前田貞親・玉井貞信、御恭姫附人ら桐の間所々溜に着座、桐の間の南方縁類に有賀・藤田・小泉、近習ら伺公、近習頭・奥小將番頭・奥小將横目・新蔵・昌興御膳所でお下りの料理下さる、あり合わせの定番番頭桶垣八郎左衛門ら葛の間溜で料理くださる

金沢城本丸櫓群の図面類について Ⅱ

—辰巳櫓台修理の再現を通じて—

正見 泰

1 はじめに 一辰巳櫓続長屋の「振れ」に関する疑問—

前号の拙稿「金沢城本丸櫓群の図面類について—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証—」では、これまで知られている辰巳櫓^①と三階櫓の図面類を、表現された櫓の形態的特徴をもとに分類を行い、辰巳櫓については、享保以前にⅠ型が建築され、次いで宝暦以前にⅡ型が建築され宝暦の大火で焼失、Ⅲ型は天保年間に建築が計画されたが、ほとんど工事が行われることなく終わった櫓であることを明らかにした。三階櫓については、延宝以前にⅠ型が建築され、次いで宝暦以前にⅡ型が建築され宝暦の大火で焼失したことを明らかにし、Ⅲ型が宝暦の大火以降のほとんど工事に着手されなかった櫓である可能性が高いことも指摘した。

しかし、辰巳櫓については、Ⅲ型辰巳櫓(天保10年(1839)頃の計画)の平面(図-1)だけに見られる、櫓本体に対して続長屋の軸線が「振れ」ていること、すなわち角度が付いて接続していることについて、検証する課題を残していた。この点については、前号の検討過程で確認していたことであったが、いくつかの事情により前号では記述せず他に日を期した。

すなわち、「加州金沢御城来因略記」(石川県立図書館蔵、以下、「来因略記」と略記す)等の図面では、Ⅰ・Ⅱ型辰巳櫓の櫓本体と続長屋は、「振れ」ずに、まっすぐに接続しているように描かれている(図-2、3)が、それぞれの図面の性格が完全には解明されているとは言えない現段階で、このことを以てⅠ・Ⅱ型辰巳櫓の櫓本体に対して続長屋は「振れ」ておらず、Ⅲ型辰巳櫓のみが「振れ」ていた、と直ちに結論づけてよいのであろうか。つまり、Ⅰ・Ⅱ型辰巳櫓を描写している「来因略記」の図の評価として、工事に実際に使われるような図面ではなく、大凡が掴める程度の図であり、必ずしも正確に描かれていることが要求されていない図ではないか、と筆者は以前から考えており、多少の「振れ」であれば無視した可能性があるのではないかと、この疑念を持っていた。

また、一連の辰巳櫓建築図面等(清水文庫)^②に含まれている、享保年中に作られた配置兼平面図の写しと思われる図(以下、単に享保の配置兼平面図、図-2)についても、

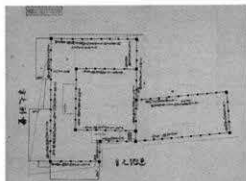


図-1「辰巳御櫓絵図 ④」

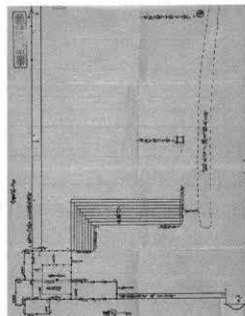


図-2「辰巳御櫓絵図 ③」

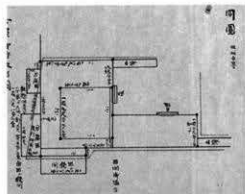


図-3「来因略記」Ⅱ型辰巳櫓

全体的に直角で整った形でしか描かれていないので、実際の地形や建物形状を示すものではなく、概念的な図に過ぎないであろうと判断していた。

これらの問題点を認識しているので、辰巳櫓の外観的な識別点の1つとなり得る続長屋が櫓本体に対して「振れ」ていることについて、前号の段階ではあえて論述せず、別途、十分な検証の機会を設けなければならないと考えていたのである。

一方、Ⅲ型辰巳櫓にだけ「振れ」が現にあったと仮定すれば、宝暦の大火(1759)の前後で、辰巳櫓周辺に何らかの大きな変化があったことが推定される。この点については、建物を載せる櫓台の変化による可能性が高いことから、前号では、安永年間に辰巳櫓台を修理したとする記録を掲げ、この点を推測しておいた。

しかしこれまで、安永の辰巳櫓台修理については、後藤彦三郎がこの著作の記述をもとに概括的に取り上げられることはあったが、そのほかの史料により具体的に考証されたことはこれまでになく、修理の前後で櫓台形状がどのように変化したのかは、具体的に明らかにされてはいなかった。さらに、Ⅲ型辰巳櫓の図面にだけ見られる櫓本体に対する続長屋の「振れ」が、Ⅲ型特有のものであるのかどうかとともに、なぜ「振れ」しているのかも検証しておきたい。

そこで、本稿では、辰巳櫓台の修理による辰巳櫓台の形状変化を明らかにすることを通じて、辰巳櫓の櫓本体に対して続長屋が「振れ」していたのかを考察する。

2 清水文庫の辰巳櫓建築図面の分類

2-1 辰巳櫓建築図面(清水文庫)とは

一連の辰巳櫓建築図面等(清水文庫)は、加賀藩御大工の清水家が所蔵していた辰巳櫓の建築図書であり、「辰巳御櫓絵図」、「辰巳御櫓図」、「辰巳御櫓建物図」と称するそれぞれ複数枚の建築図面から成る3組の図面群と、積算に関係すると見られる文書の「巽御櫓御入用銀差引書等」、櫓台の形状寸法を示した「辰巳御櫓台石垣絵図」(図-19)などからなっている。3組の図面群のうち、「辰巳御櫓建物図」は、他の2組の図面群と比較すると、書き込みは見られないがより具体的な図面で、Ⅲ型辰巳櫓のものではないかと考えられたが、詳細部の検討用か、他の大工への指示に使ったのではないかと思われ、主に屋根や「出し」に関する部分的な詳細図であり、全体的な平面計画や櫓台形状に関する情報が無いので、本稿の検討の対象から除外した。

また、「辰巳御櫓台石垣絵図」は、1枚だけ単独で収蔵されており、作製の由来やいつ頃の櫓台であるのかなどの表示や書き込み等もないため、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型のいずれの辰巳櫓台であるのかは特定できない。さらに、記入されている寸法の箇所は多いものの、記入された数値と図面上の換算長さが多くの箇所で合致せず、プロポーションが正確でなく疑問の残る図面である。このため、本図は名称どおり櫓台の形状を伝える図面ではあるが、今回の検証対象から除外した⁽³⁾。

今回検討の対象とした2組の図面群を簡単に紹介すると、「辰巳御櫓絵図」の計4枚の図面のうち1枚「辰巳御櫓絵図③」(図-2)は、前述した享保の配置兼平面

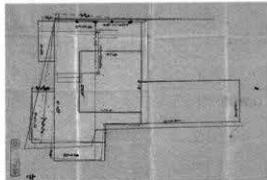


図-4 「辰巳御櫓図 ①」

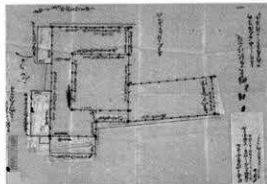


図-5 「辰巳御櫓図 ⑤」

図で、残り3枚は天保の再建計画時に新たに作製されたものと考えられる。3枚の中の1枚の「辰巳御櫓絵図 ①」(図-20)は、前出の「辰巳御櫓台石垣絵図」と形状が非常に酷似しているものの、記入されている寸法の数値は多少異なっている。また、「辰巳御櫓図」の計10枚の図面のうち1枚の「辰巳御櫓図 ⑧」は、前出の「辰巳御櫓絵図 ③」と全く同じ享保の配置兼平面図で、③と⑦の2枚には「来因略記」に掲載されているⅡ型辰巳櫓の平面と酷似した平面が描かれ、⑩は部分詳細図で、そのほかの6枚は「辰巳御櫓絵図」の新しく作製された図と関連性の高い図面である。

この辰巳櫓建築図面(清水文庫)に含まれる、享保の配置兼平面図には、建物の平面形状は描かれているが、肝心の櫓台の外形線は表現されていない。しかし、書き直されたと思われる櫓の平面図「辰巳御櫓図 ①」(図-4)や「辰巳御櫓図 ⑤」(図-5)などには、2つ以上の異なった櫓台の外形線が描かれていること、設計期間中に櫓台を計測し直したことを窺わせる覚書や書き込み等があることから、享保の修理から天保10年までの間に、辰巳櫓台の形状が変わったことは疑えず、例えば図-5の図面について、この図にある3種類の櫓台外形線を抽出してみると、図-6、図-7と図-8のような櫓台形状が得られる。そこで、櫓台の外形線と思われる線が記入されているほかの図面においても、同様の作業を行う(図-9)こととした。

2-2 図面等から読み取れる櫓台形状の類型

ここで、前稿でも分析対象としていた、一連の辰巳櫓建築図面(清水文庫)、「来因略記」、「来因略記」と同系統に属する「金沢城建物起絵図」に、さらに、本誌第2・3号で報告済みの金沢城絵図調査の成果をもとに、城絵図の中で、比較的精度が良く描いていると思われる絵図、「金沢城中地割絵図」^⑩(図-10)と「金沢城本丸・東丸之図」^⑪(図-11)の2組を加えて、描写されている櫓台形状の比較分析を試みた。

まず、後述するように櫓台の先端の南東「隅(角)」が「剣先」かどうかの問題となっていることに着目し、隅の角度が明らかに鋭角と認識できるA類と、直角に近いB類($A類 < 80^\circ, 80^\circ \leq B類$)とに分類する^⑫。

次に、櫓本体と続長屋の「振れ」を決定づける

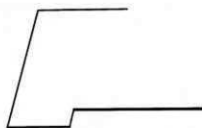


図-6 「辰巳御櫓図 ⑤」(黄線)



図-7 「辰巳御櫓図 ⑤」(朱線)

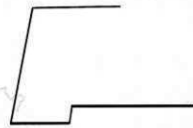


図-8 「辰巳御櫓図 ⑤」(薄朱線)

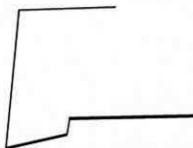


図-9 「辰巳御櫓図 ⑥」

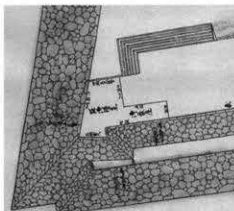


図-10 「金沢城中地割絵図」

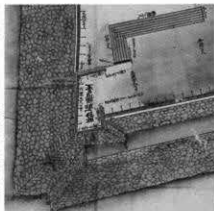


図-11 「金沢城本丸・東丸之図」

表-1 図面・絵図に描かれた辰巳櫓台形状の分類

分類	絵 図 名		線種別	櫓 タイプ	隅 角 (度)	蓮池側石垣 天端ライン	類 型 別			図版番号
	総 称	小分類					隅角	平行	総合形状	
清 水	辰巳御櫓絵図	①	-	-	74	平行	A類	c型	Ac型	図-20
		②	実線	Ⅲ型	75	平行	A類	c型	Ac型	図-21
			破線	Ⅲ型	75	平行	A類	c型	Ac型	
		④	黄線	Ⅲ型	74	平行	A類	c型	Ac型	図-1
朱線	Ⅲ型		84	内傾	B類	b型	Bb型			
水 文 庫	辰巳御櫓図	①	実線	Ⅲ型	75.5	平行	A類	c型	Ac型	図-4
			破線	Ⅲ型	79	平行	A類	c型	Ac型	
		④	-	Ⅱ型	71.5	外傾	A類	a型	Aa型	図-23、9
			黄線	Ⅲ型	75	平行	A類	c型	Ac型	図-5、6
		⑤	朱線	Ⅲ型	85.5	内傾	B類	b型	Bb型	図-5、7
			薄朱	Ⅲ型	77.5	平行	A類	c型	Ac型	図-5、8
		⑥	-	-	71.5	外傾	A類	a型	Aa型	図-24、9
			Ⅲ型	80	平行	B類	c型	Bc型	図-26	
		⑨	Ⅱ型	80	平行	B類	c型	Bc型	図-3	
加州金沢御城来因略記										
金沢城建物起絵図										
		乙号	Ⅱ型	80	内傾	B類	b型	Bb型		
		甲号	I or II	80.5	内傾	B類	b型	Bb型	図-10	
金沢城本丸・東丸之図										
		-	-	76.5	平行	A類	c型	Ac型	図-11	

大きな要因と思われる、蓮池側(兼六園側)の続長屋や土塀の石垣の天端ラインと、蓮池側の辰巳櫓台^①の天端ラインの段付き状になっている位置関係に着目し、櫓台の天端ラインが隅に向かって曲輪の外側に傾くものをa型(図-9)、曲輪の内側に傾くものをb型(図-7)、ほぼ平行なものをc型(図-6、8)として形状を分類すると、Aa、Ac、Bb、Bc型の4パターンに分けられる(表-1)。

2-3 清水文庫の辰巳櫓建築図の検証

ここで注意しなければならないのは、「辰巳御櫓図」は4パターン総てが含まれているのに対して、「辰巳御櫓絵図」の4枚中3枚の図面が形状Ac型であり、うち1枚だけが黄線がAc型の線形を明示しているところに、参考的に朱線がBb型の線形が入れているように見える(図-1)。この両図面は、天保年間の一連の再建計画の中で作製されたものであるが、性格には大きな違いが見られる。つまり、内容的には同じことが描かれた、「辰巳御櫓絵図 ④」(図-1)と「辰巳御櫓図 ⑤」とを比較すると、「辰巳御櫓絵図」の図面は、はっきりとした線で描かれており清書風であるのに対して、「辰巳御櫓図」は明らかに雑然と描かれ下書きを思わせる。これらの2図のほかも同様の傾向にあり、「辰巳御櫓絵図」の4枚は、正式に藩に提出した図面の控えであるのに対して、「辰巳御櫓図」の10枚は、提出図面を完成させるまでの過程で作製された図面であると考えられる。

なお、「辰巳御櫓図」のうち隅角がA類のものの中で平行になっていない図(図-23、24)は、極端に鋭角であり、天保の再建計画の中で、実際に測量した成果であると思われる「辰巳御櫓絵図 ①」(図-20)の図^②よりも鋭角であることから、誤って描かれた図である公算が強いので、形状Aa型の2図は、本検討の対象から外して良いものと思われる。

また、Ⅲ型辰巳櫓が櫓本体と続長屋が「振れ」ているのであれば、「振れ」の方向を考慮してⅢ型の辰巳櫓台の形状はb型だと推定するのが、一見して必然のように思われた。しかし、前述のとおりⅢ型の辰巳櫓台は実測されており、藩当局への提出図面の控えと思われる「辰巳御櫓絵図」の図面が、Ac型ばかりであることから判断すれば、その形状はAc型であった可能性が高いと考えられる。よって、続長屋と櫓台の蓮池側石垣の天端ラインが平行でない(a型・b型)ため、櫓本体と続長屋に「振れ」が生じたと考えるのは間違っていることになる。

なお、「辰巳御櫓絵図 ④」に描かれているBb型は、参考のため、提出図面の1枚にだけ宝暦の

大火以前の櫓台形状として記入されたのではないかと考えられる。一方、『来因略記』のⅡ型辰巳櫓台と同じ形のBc型の櫓台については、『来因略記』や享保の配置兼平面図等による図が存在していたため、続長屋台と櫓台の蓮池側石垣の天端ラインが平行であったとの誤った情報を信じ、なおかつ、櫓台修理前の隅の角度が緩い鋭角(約80度)であったとして、再建計画の早い段階で作製された図面と思われる。しかし、計画が進む中でこの形状が誤っていることが判明したため、提出図面の段階では使用されなかったものと推測される⁽⁶⁾。

3 安永の修理前後の櫓台再現と続長屋の「振れ」

3-1 安永の修理工事に関する既知の情報

ここで、安永の修理工事に関して分かっていることを整理すると、本工事が行われた辰巳櫓台破損の原因は明確には伝わってはならず、辰巳櫓下の石垣が崩壊したため、安永元年(1772)から翌2年にかけて修理が行われたとされている⁽⁷⁾。この時の修理は、すでに宝暦10年(1760)に修理の許可を受けている、宝暦の大火(1759)に起因する被害に関係した修理であったのではないかと見ることができる。

しかし、この修理については、後藤彦三郎の記述⁽⁷⁾によれば、本工事後の結果、辰巳櫓台の形状は「剣先相成」、すなわち台の隅の角度が鋭角になった⁽⁸⁾とされているが、具体的な形状については不明である。

3-2 城絵図に見る辰巳櫓台の検証

そこで、「金沢城中地割絵図」と「金沢城本丸・東丸之図」の2つの城絵図に描かれた辰巳櫓台について、清水文庫の図面や『来因略記』に描かれたⅠ・Ⅱ・Ⅲ型辰巳櫓と整合しているかを検証し、安永の櫓台修理の再現を試みる。

(i) Ⅰ型辰巳櫓に関する検討

まず、「金沢城中地割絵図」の描写時期は、寛永の大火(1631)～宝暦の大火の間とされている⁽⁹⁾ため、安永の修理以前ではあるが、享保の修理前後(享保21年(1736))のどちらとも決められず、Ⅰ型とⅡ型のいずれの辰巳櫓台である可能性もある。しかし、享保の修理は櫓が建っている状態で行われる計画であったこと(図-12)や、後藤彦三郎が秘伝として述べているように、後藤家が関わった享保の辰巳櫓台修理⁽¹⁰⁾などでは、「往古」の櫓台の形状を踏襲して修理工事を行ったと考えられることから、享保の修理前のⅠ型の辰巳櫓台と、享保の修理後のⅡ型の辰巳櫓台はほぼ同形状であったと考えるべきである。

「金沢城中地割絵図」では、続長屋の蓮池側石垣天端と櫓本体の蓮池側石垣天端のラインは、平行になっていない。一方、辰巳櫓台の石垣が、一段下の犬走りの石垣段で切られている線と、櫓台の天端の線は平行しており、櫓台の東面石垣の面は、ねじれがない様に積まれていたと見ることができる。ところで、この絵図

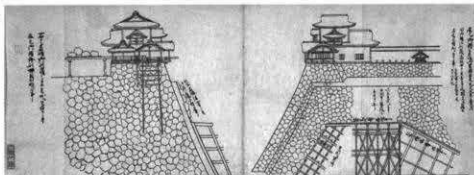


図-12 「金沢御城櫓等之図 辰巳御櫓台石垣御普請仕形足代等之図」
(金沢市立玉川図書館蔵)

型辰巳櫓
存在して
、なおか
製された
図面の段

の辰巳櫓本体の三階櫓側の記入寸法「四間五尺貳寸」は明らかに間違っており、絵図上の長さは四間ほどしかない。一方、Ⅰ型辰巳櫓の平面図を参考にすると、この部分の壁長は四間半ほどになる。そこで、この部分を約半間延長し、反対に、続長屋の三階櫓側の記入寸法「五間」の部分、半間ほどに短縮すれば、ほぼⅠ型辰巳櫓の平面形状に一致する。これに基づいて、Ⅰ型辰巳櫓の櫓台の図であるとして「金沢城中地割絵図」を修正し⁽¹¹⁾、修正した本絵図の櫓台に、Ⅰ型辰巳櫓の平面図をそのまま載せる試みを行った。

すると、享保の石垣修理図にあるような建物と石垣の位置関係を再現し、さらに享保の配置兼平面図にある配置も勘案した上でも、蓮池側の高石垣と平行するように櫓本体をこの櫓台に納めることができるのである(図-13)。反対に、Ⅰ型辰巳櫓に「振れ」があったとすると、南西隅の柱の跳ね出しが大きくなり過ぎるか、一重目の蓮池方向に向く唐破風の「出し」の大部分が櫓台の上に乗ってしまい、不自然になるのである。

この検証からは、Ⅰ型辰巳櫓は「振れ」ていなかったか、あったとしてもごくわずかであったと考えてよさそうである。

(ii) Ⅱ型辰巳櫓に関する検討

それでは、「金沢城中地割絵図」の櫓台はⅡ型辰巳櫓の櫓台としてはどうであろうか、櫓本体の三階櫓側の記入寸法「四間五尺貳寸」の部分の壁長を、「来因略記」の平面から読み取ると四間五尺弱となり、続長屋の三階櫓側の壁長は「来因略記」の平面では表現されていないが、図を計測すると五間強ほどとなる。これらの寸法は、(i)において絵図がⅠ型辰巳櫓の櫓台であると仮定した場合よりも、むしろ絵図の記入寸法に近いと言える。

さらに、宝暦の大火前の城内建物の様子を立体的に表現した「金沢城建物起絵図」⁽¹²⁾に描かれている辰巳櫓台の形状と本絵図の櫓台形状がほぼ同一形状であり、藩当局と両絵図の関係を考慮すれば、恐らく同じ測量の成果に基づくものではないかと思われる。したがって、「金沢城中地割絵図」の描写時期はⅡ型辰巳櫓の時期であった可能性が高いと思われる。そこで、実際にⅡ型辰巳櫓がこの櫓台に載るのかを検証する。

ア、Ⅱ型辰巳櫓に「振れ」がなかったとした場合：「振れ」のない「来因略記」のⅡ型辰巳櫓をそのまま櫓台に載せてみると、図-13の櫓台と全く異なった櫓台形状でなければならないことが分かる(図-14)。

また、「来因略記」の堂形向きの立面(図-17)にある石垣と建物の位置関係を実現しようとすれば、櫓本体の平面形状は矩形ではなく南東隅を变形させる必要がある(図-15)。しかし、「来因略記」の平面図(図-3)の位置関係も勘案すると、「振れ」が全

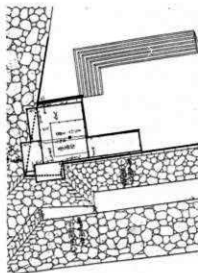


図-13 Ⅰ型辰巳櫓

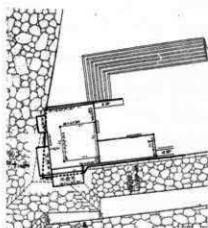


図-14 Ⅱ型辰巳櫓(「振れ」無)

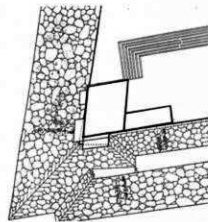


図-15 Ⅱ型辰巳櫓(変形)

櫓台に
検証し、

ている⁽⁹⁾
られず、
状態で行
が関わっ
られるこ
あったと

は、平行



書館蔵)

く存在しなければ、Ⅱ型辰巳櫓は隅の角度が74度の大きく変形した平面でなければならないのである⁽¹²⁾。

一方、堂形側の石垣天端のラインにやや不自然な屈曲が生じていることを無視して、図-14に「来因略記」のⅠ型辰巳櫓を載せてみると、「振れ」がないままでも図-14の櫓台には載せることだけではできるのではあるが、仮に「振れ」させたとしても、享保の石垣修理の足場図(図-12)に描かれているような石垣と建物の位置関係を実現することができないため、Ⅰ型辰巳櫓台が図-14のようであった可能性は極めて低いと言える。

これまでの検証により、Ⅰ型とⅡ型の辰巳櫓台の形状が大きく異ならないといけないとの矛盾が生じることから、Ⅱ型辰巳櫓に「振れ」がなかったとする前提は誤りで、本絵図の櫓台には、「来因略記」に見られるような、続長屋がまっすぐに櫓本体と接続するⅡ型辰巳櫓は載せられない、と結論づけてよさそうである。

Ⅰ、Ⅱ型辰巳櫓に「振れ」があったとした場合： これまで分かっている宝暦の大火以前の辰巳櫓の図では、櫓本体と続長屋がまっすぐに接続して表現されており、「振れ」のある図面は見られない。しかし、それらの図面は、工事用の図面ではないことから、省略した表現として、実際にはまっすぐ接続していても、まっすぐ接続しているかのように概略的に描かれていることが考えられる。そこで、多少の「振れ」であれば無視して描いた可能性があるのでないかとの考えに立ち、Ⅱ型辰巳櫓に「振れ」があったものとして再検討してみたい。

前述したように、Ⅱ型辰巳櫓の櫓本体に対して続長屋が「振れ」ていないことを前提とすると、絵図の石垣の上には載らなかった(図-14)のであるが、「振れ」があったと仮定すると、図-16のように納まるのである⁽¹³⁾。

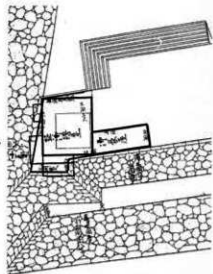


図-16 Ⅱ型辰巳櫓(「振れ」有)

したがって、「金沢城中地割絵図」の辰巳櫓台については、先に見たようにⅠ型辰巳櫓は「振れ」がなくても載せることができたことを合わせて考えると、Ⅰ型及びⅡ型辰巳櫓の櫓台とおおよそ一致し、Ⅱ型辰巳櫓は櫓本体に対して続長屋が「振れ」ていたと考えるのが合理的であろう⁽¹⁴⁾。

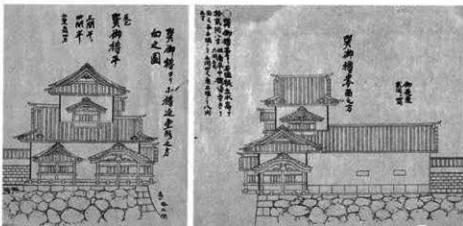


図-17「来因略記」堂形向き

同 蓮池向き Ⅱ型辰巳櫓 立面図

(iii) Ⅲ型辰巳櫓と「金沢城本丸・東丸之図」に関する考察

次に、安永の修理以後の文化・文政期を描写したとされる「金沢城本丸・東丸之図」⁽¹⁵⁾では、続長屋の蓮池側石垣天端と櫓本体の蓮池側石垣天端のラインは、平行になっている。一方、一段下の犬走りの石垣段で切られている線と、櫓台の天端の線は平行しておらず、石垣のこの面はねじれていた

のであ
に「来
けはで
れてい
であっ

との矛
は、「来
、と結



有)



図

は、統
下の犬
ていた

ことが窺える。

前稿で述べたように、本絵図の檜台に載る辰巳櫓があるとすれば、描写時期から判断してⅢ型辰巳櫓となる。本絵図に描かれた檜台の形状は、「辰巳御繪図」に描かれたAc型の檜台形状がほぼ一致しており、Ⅲ型辰巳櫓が「振れ」た状態で載ることは疑えない(図-28)が、Ⅲ型辰巳櫓は天保10年(1839)頃に計画されたものの、工事はほとんど着手されていない⁽¹⁶⁾ので、この檜台には実際に櫓が載ったことはなかったことになる。

(iv) 各時期の檜台形状に関する考察

前述の清水文庫の辰巳櫓建築図面の分類から、安永の修理後のⅢ型辰巳櫓は、ほぼAc型であると考えて良いことが判り、安永の修理前の辰巳櫓の形状は、Bb型と考えてよさそうである⁽¹⁷⁾ことが判った。ここで、2つの城絵図の辰巳櫓の隅の角度と形状を見ると、「金沢城中地割絵図」は、直角に近くB類を示すが、蓮池側の石垣天端のラインから見るとb型であり、「金沢城本丸・東丸之図」は、より鋭角なA類であり、蓮池側の石垣天端のラインから見るとc型である(表-1)。清水文庫の辰巳櫓建築図面を検証した結果と、この2つの城絵図の辰巳櫓は、形状的にも期的にも矛盾しないことが判る。

これまでの検討・考察から、安永2年に正木甚左衛門が行った修理前後の辰巳櫓について、総合的に推論すれば、修理以前の檜台の形状は、隅の角度が約80~85度で、統長屋の蓮池側石垣の天端と櫓本体の蓮池側石垣天端のラインは、平行になっておらず、隅に向かって曲輪の内側に傾く形になっていたBb型と考えるのが妥当と思われる。「金沢城中地割絵図」の形状とは大きく異ならなかったものと考えられる。

また、安永の修理後の檜台形状は、隅の角度が約75~77度で、統長屋の蓮池側石垣の天端と櫓本体の蓮池側石垣天端のラインがほぼ平行であるAc型であり、「辰巳御繪図」のAc型の檜台形状との比較から、ほぼ「金沢城本丸・東丸之図」ようであったと考えられる。

3-3 辰巳櫓の修理履歴

(i) 安永以前の修理記録

ところで、前にも示したように辰巳櫓は、安永の修理以前に、享保の石垣修理の足場図が存在している事からも分かるように、度々修理されているのである。万治4年(1661)以前の修補願いの絵図(以下、単に修補願図)は現存していないため、これ以前の修理は不明で、寛文2年(1662)の地震で被災したと、享保21年に修理があったことは判明しているが、寛文の被災を修理した時期については不明である⁽¹⁸⁾。また、享保の修理については、前述のとおり、修理の前後で檜台形状が大きく変化することはなかったものと考えられる。そして、宝暦の大火で再び被災し、安永の修理を待つことになったのである。

(ii) 安永以降の修理記録

安永の修理についてはこれまで検証してきたとおりであり、この修理以降安政年間まで辰巳櫓の修理に関する記録はない。つまり、安政3年(1856)の修理願図⁽¹⁹⁾が存在し、同2年2月に強い地震が2度起こったことで、要修理箇所として城内の石垣に新たに9箇所の被害が出たのであるが、辰巳櫓は、寛政11年(1799)の強い地震で破損した数十箇所の石垣のうち未修理箇所14箇所の1箇所として記載⁽²⁰⁾されているのである。したがって、寛政の被災から安政2年までの間に、辰巳櫓は修理されていないことになる⁽²¹⁾。

ところが、安政2年に出された石垣の修理願いは、翌3年に幕府から修理の許可が降りた後も、辰

巳櫓台が修理された形跡はないである。すなわち、破損しながらも、50年以上も無事に経過し、さらに安政2年の強い地震でも崩壊に至らなかったことになるから、寛政の地震の被害も、致命的な破損ではなかったと考えて良いのではないだろうか。

その後、続けて安政5年にも金沢で強い地震が起きており、石垣や土塀に相当被害を出している。さらに明治40年(1907)には、本丸南面高石垣が2度に渡って崩壊したにもかかわらず、辰巳櫓台自身は崩壊せずに残っている様子⁽²²⁾が、当時の写真から判明している(図-18)。

また、「金沢城本丸・東丸之図」よりも後の天保初期の頃を描いたとされる「金沢御城内外御建物図」においても、辰巳櫓台の隅の角度は77度で「金沢城本丸・東丸之図」と大きな差のない形状で描かれている⁽²³⁾。これまでに判明している記録や絵図等から判断して、仮に安永以降に修理がなされていたとしても、正木甚左衛門が仕上げた辰巳櫓台の形状を大きく変えるような工事はなかったと考えられる。したがって、安永2年以降明治40年代に陸軍によって大きく改変されるまでの鋭角の櫓台は、正木甚左衛門の修理による辰巳櫓台と考えて良からう。



図-18 明治の南面高石垣の崩壊
(金沢市立玉川図書館蔵)

3-4 続長屋はなぜ「振れ」たのか

さて、「金沢城中地割絵図」の櫓台と、「来因略記」のⅡ型辰巳櫓をそのまま載せるを試みを先ほど行なったが、櫓本体が続長屋のどちらかが石垣上に納まらないなど不都合を生じ(図-14、15)、「来因略記」等の図面表現とは異なり、櫓本体と続長屋が「振れ」て接続していた可能性はかなり高かった(図-16)と考えざるを得ないと結論づけた。

一方、Ⅲ型辰巳櫓が櫓本体と続長屋が「振れ」ているにもかかわらず、Ⅲ型の櫓台形状は蓮池側の石垣天端のラインが平行しているAc型の櫓台であることが分かった。

これらのことから、Ⅲ型辰巳櫓の櫓本体に対して、続長屋が「振れ」て接続する理由は、櫓台形状だけに起因しているのではなく、Ⅱ型辰巳櫓の検討を行う中で判明したことなのであるが、変形の大きな櫓台に、ほかの隅櫓と同等規模を持つ整形の櫓本体を無理に納めようとしたため、櫓本体の方を櫓台に対して「振ら」ざるを得なかったからだと考えられる。Ⅲ型辰巳櫓の場合は、蓮池側の続長屋台の天端ラインと櫓台の天端ラインがほぼ平行であるため、たまたま櫓台と続長屋の軸線が一致することになり、辰巳櫓の櫓本体に対して続長屋が「振れ」ているとして認識されたのである。

4 おわりに 一まとめと今後の研究展望一

今回の検証により、各時期の櫓台の形状が明らかにできたことで、安永の辰巳櫓台の修理の前後に、大きな形状の変化が実際に起こっていたことが改めて確認された。一方、Ⅰ型とⅡ型の辰巳櫓台の間には享保末に修理が実施されたもののほぼ同じ形状であったと考えられ、その安永の修理前の櫓台形状では、Ⅰ型辰巳櫓の続長屋には櫓本体に対するわずかな「振れ」はあったかもしれないが、大きな「振れ」があった可能性は低い。これに対してⅡ型辰巳櫓では、「来因略記」に描写された配置(図-3)とは異なり、櫓本体に対して続長屋に「振れ」があった可能性が高く、櫓台形状の変化に伴ってⅢ型辰巳櫓だけが櫓本体に対して続長屋が「振れ」ていたとは言えないことが指摘できた。

さらに、Ⅱ・Ⅲ型辰巳櫓の「振れ」が生じる理由は、複雑な形状の櫓台に、一定の規模を持つ整形

の櫓本体を納めるために生じたもので、台となる蓮池側石垣の天端ラインに対して、角度が付いているのは辰巳櫓本体の方で、櫓本体が統長屋に対して「振れ」ていたことが判った。

また、これまでは、後藤彦三郎の主張をもとに、安永の辰巳櫓台の修理を評価してきた。確かに、隅の角度をより鋭角にし、寛政11年の地震では完全には耐えることは出来なかったが、辰巳櫓台は破損しながらも、その後50年以上も持ちこたえ、さらに、安政2年の地震では同じ百間堀に面する石垣が水の手門付近で大きく損じて崩落し、辰巳櫓が属する東ノ丸では土蔵の壁に割れ目ができるほどの被害が出ていること⁽⁶⁾と比較して、この地震でも崩壊を免れていることを考えると、安永の辰巳櫓台の修理は、結果として、むしろ石垣の安定性を向上させており、技術的に優れた修理であったと評価できそうである。今後、構造の専門家による技術的な検証を待ちたい。

なお、一連の辰巳櫓建築図面（清水文庫）のうち、これまでⅡ型辰巳櫓と判定していた図の中に、「未因略記」のⅡ型の平面図とは、二重目が一重目に載っている位置が異なり、享保の石垣修理の足場図に描かれているように二重目が載っていない櫓の平面図（「辰巳御櫓図 ③、⑦」（図-22、25））が存在する。今回の検証の結果、これらの櫓は、天保の復元計画の際に、Ⅱ型を復元的に再建することを目指し、新たに作製した辰巳櫓の案ではないかと考えられた。したがって、宝暦の大火で焼失したⅡ型辰巳櫓の特徴としては、二重目が一重目の鶴ノ丸側壁面に極めて寄り沿った形で載せられている。これに対して、天保の復元計画の中で、辰巳櫓の形状が享保頃とは変わっていることが判明する前に作製されたⅡ型に似た辰巳櫓案では、二重目が一重目の中央付近に載せられている。そこで、今後は、復元計画の途中で作製されたⅡ型に似た辰巳櫓案は、Ⅱ'型として区別しなければならないと考える。

また、本研究の検証の過程で、「金沢城中地割絵図」について、櫓台の「回り間」の記入に錯誤が存在する疑いがあるものの、辰巳櫓台の複雑な外形形状についてはかなり正確に描いていることが明らかになった。このことから、宝暦大火以前の近世前期金沢城の城絵図としては、城全体の石垣の外形形状もかなり正確に描かれている可能性が窺え、今後は、「金沢城中地割絵図」と各時期の城絵図とを比較することにより、城内石垣の修理及び改変状況を明らかにしていくことが期待できる。

【注】

※平面系の図面・絵図は、比較のため総て蓮池（兼六園）側を下に統一して掲載した。

- (1) 本研究では、辰巳櫓本体と統長屋を合わせて辰巳櫓として扱う。ただし、辰巳櫓台は本体の櫓台を指す。
- (2) 金沢市立玉川図書館蔵
- (3) 研究着手の時点では、天保の再建計画で計り直した測量図の成果である公算が強いと考えていたものの、享保の測量図の可能性も考えられた。後述の形状の分類ではAc型に属する。
- (4) 隅の角度が86度と94度の石川門の櫓では菱形と認識し難いのにに対して、二ノ丸菱櫓の平面形状が80度と100度の菱形になると変形が明確に認識される。このことから、80度を境界とした。なお、多くの図面・絵図では、堂形側（現在の広坂通り側）の石垣天端ラインを直線で簡略化しているが、実際には曲輪側に凸の曲線であれば、接線で考えた隅の角度は表に示した数値よりも数度小さな値となる。
- (5) 「辰巳御櫓絵図 ①」の書き込みに「…相渡置候間数墨引之所迄測指上候控」とあり、この図が一定の調査をもとに作製された図であることが窺える。
- (6) Ⅲ型辰巳櫓の検討段階で、Aa型の図が作られたり、享保頃の櫓台としてBc型も想定されたりしていることから判断すると、「辰巳御櫓図」の作製されていた時期には、宝暦の大火以前の櫓台形状

はもとより、当時の櫓台形状も不完全な情報でしか把握されていなかったことが窺える。一方、当時の櫓台形状は、後に行われたように櫓台を実地に測量すれば容易に判明したはずである、実行されていなかったこととなる。このことから、プロジェクトの開始時には、人目に付く実測などは実行できなかった、なんらかの事情があったと考えられ、秘密裏に再建計画が進められていたことも窺わせる。

- (7) 本工事が行われた少し後の時代に後藤彦三郎が著した「河北部戸室山開之事等留帳」が、「戸室石引き道 調査報告書」(金沢市生活環境部 1995)に収録されている。また、同じく後藤文庫(後藤家文書)の「高石垣綱張一巻」と「高石垣等之事」が、「日本海文化叢書第三巻 金沢城郭史料」(金沢大学法文学部内日本海文化研究室 1976)(以下、単に「金沢城郭史料」)に収録されている。これら書籍が、正木甚左衛門や辰巳櫓台の修理に関して詳しく、以下、後藤彦三郎の意見は両書から採っている。
- (8) 「剣先」については、本稿では「鋭角」のことと解釈したが、「石垣普請」(北垣聰一郎法政大学出版局 1987)には、「櫓台隅角部稜線に反りがないこと」を「剣先」と呼んだとする説も記述されている。
- (9) 本誌第3号木越隆三氏の「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」参照
- (10) 享保21年(元文元年:1736)に辰巳櫓下を修理したのは、ほかならぬ彦三郎の祖父、後藤奎兵衛(4代目)である(『勤方之覚』「金沢城郭史料」(本誌注(7)参照))。この後、宝暦の大火で辰巳櫓台は損傷する。意外なことと思われるかもしれないが、石垣は火に弱く、大火で熱損する例がしばしば報告されている。時代を遡り、寛文2年の地震でも辰巳櫓台は致命的な破損を起こしている。
- (11) ただし、「金沢城中地割絵図」中の対辺にある蓮池側の「七間」の表記が正しいのかを検証できないので、図-27のような形状であった可能性も残るが、一連の辰巳櫓建築図面(清水文庫)などの検討を通して、図-13の可能性が高いと判断した。
- (12) 金沢城の二ノ丸菱櫓の平面形状が80度と100度の菱形であるから、加賀藩の御大工にとっては、80度程度であれば建築は困難ではなかったと思われるが、74度の変形は相当困難であると考えられる。なお、「来因略記」の蓮池向きの立面図にある石垣と建物の位置関係は、「振れ」や変形の有無に拘わらず相当な無理を生じ、現実性が乏しいと思われたので、本研究では平面図の位置関係を優先した。
- (13) 「来因略記」の堂形の方向の立面図(図-17)を見ると、大鎗櫓よりの南西の隅柱の下に、「出し」の下部と同じように「出し梁」が見えるので、一連の辰巳櫓建築図面(清水文庫)の平面図にもあるように、この隅柱だけが櫓台から少し跳ね出していたと考えられる。
- (14) II型辰巳櫓の櫓本体に対して延長屋が「振れ」がなかったとすると、南西隅の柱の跳ね出しが大きくなり過ぎるか、一重目の堂形方向に向く唐破風の「出し」の大部分が櫓台の上に載ってしまい、不自然である。
- (15) 前掲の本誌第3号の木越論文の注(9)参照
- (16) III型辰巳櫓は、寛政の地震(1799)で櫓台が破損したままの状態でも櫓の再建を計画していたことが判った。この櫓台の破損も、III型辰巳櫓の建設を断念したことに影響を与えたかもしれない。
- (17) 「辰巳御輪絵図 ④」に未で入れられたBb型の形状と、「金沢城中地割絵図」のBb型の形状は、数字的には相違するものの印象としてはよく似ている。
- (18) 「政隣記」『加賀藩史料 第六編』(財)前田育徳会 1980)、「よみがえる金沢城1」(石川県教育委員会 2006) p. 72~74参照
- (19) 本図に関する説明は、本誌第2号木越隆三氏の「金沢城全城絵図の分類と編年-金沢城絵図調査報告I-」に掲載されている。

- (20) 「後藤彦三郎先祖由緒一類附帳」「金沢城郭史料」(本稿注(7)参照)
- (21) 安政に未修理とされていることから、寛政の地震後の修補願図(未確認)は後藤彦三郎親子が作製した絵図である(前掲の「よみがえる金沢城1」参照)が、彼らは辰巳櫓台の修理を実施していなかったことになる。ちなみに後藤彦三郎は、文政11年(1828)に病死しているので、安政2年まで辰巳櫓台が修理されなかった事実を知らない。
- (22) 辰巳櫓台が失われた原因は、明治40年の崩壊が直接原因ではなく、この崩壊の後、いもり堀側の本丸南面石垣を多段式に後退させて修理する方法が採られ、隣接する辰巳櫓台がその影響を受けたためである。
- (23) ところが、「金沢御城内外御建物図」の後の幕末の城絵図である「御城分間御絵図」では、記入されている数値のほとんどが「金沢城本丸・東丸之図」と全く同じであるにも拘わらず、かなり明確に内側に傾くも型の形状で描かれている。また、この絵図以後の明治の1万分の1地形図では、隅が約65度で蓮池側の石垣に段付がないなど、小さな図では、時代が新しくなっても辰巳櫓台の形状はかなり大雑把に描かれており信頼性は低い。組図ではない城絵図は小縮尺のため不正確であるのか、櫓台が修理されたため形が変化したのか、今後検討の余地を残す。
- (24) 「御用方手留」「加賀藩史料 藩末編上巻」(財)前田育徳会 1958)

【謝辞】 本稿をまとめるにあたり、木越隆三氏から貴重なご教示を賜りましたこと、また金沢市立玉川図書館近世史料館には貴重な史料の実測に御協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

番号の筆者論文「金沢城本丸櫓群の図面類について—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証—」の正誤表

誤	正
p.63「来因略記」B型の3つめ特徴として挙げた、「一重目は六間に四間半、二重目は三間四方で、二重目は、一重目の中央部分に載っている。」	「一重目は六間に四間半、二重目は三間四方で、二重目は、一重目の鶴ノ丸側の壁面に沿った形で載っている。」
p.65「三階御櫓図(松井家蔵)」の5つ目の特徴として挙げた、「一重目の最下層の開口は確認できず、中間に窓がある。」	「一重目の最下層の開口は確認できず、屋根近くの窓がある。」
全文書中の絵図名「金沢城本丸・東丸之図」は、	すべて「金沢城本丸・東丸之図」
p.73注(19)中の「[金沢御城櫓図(石川県立図書館富田文庫蔵)の立面図に見えるアクソメ様の]は、	「[金沢御城櫓図(金沢市立玉川図書館蔵)の立面]」

補論 正木甚左衛門はなぜ辰巳櫓台の形状を変更したのか

1 従来の正木甚左衛門による安永の櫓台修理に関する評価

本論において、安永の辰巳櫓台修理による櫓台の外形的変化と、その後の辰巳櫓台の動静について明らかにしたが、本論中で示したように、単に蓮池側の石垣のラインを平行に修正するだけであれば、隅の形状を剣先になくても良いようにも思われる。それではなぜ、辰巳櫓の櫓台形状を、図-11のように変えたのかと言う疑問が残る。

後藤彦三郎によれば、本工事の指揮を執った「正木甚左衛門が図面も作らずに工事をしたからだ」としている(「河北郡戸室山開之事等留帳」「戸室石引き道 調査報告書」、「高石垣綱張一卷」『金沢

城郭史料」(本論注(7)参照)。そして、安永の修理では以前より隅の角度をさらに鋭角としたことで、隅の安定性が低下し、崩壊の危険要因が増加したと一般的には考えられるのである。そのような理由から、後藤彦三郎が、正木甚左衛門の工事を非難したことに一理あると考える。

しかし、北野博司氏の論稿(「発掘余話金沢城跡五十間長屋出土の「鉦始」刻石 その3」『石川県埋蔵文化財情報』第3号 石川県埋蔵文化財センター 2000)によれば、正木甚左衛門は、元々は御扶持人石切であったが、絵図が得意で、宝暦5年(1755)に「御絵図書」となり、宝暦の大火では「御焼失絵図」を整え、宝暦11年に「穴生」に昇進したとされている。この経歴から判断すれば、絵図を得意とする者が、全く線を引かずに工事に着手したとするのに大きな疑問を感じる。

そうした視点から考えてみると、安永の修理後の堂形及び蓮池側の石垣天端の自然なライン構成(図-20)に対して、蓮池側の石垣天端のラインを隅に向かって内側に傾け、無理矢理隅の角度を80度以上確保するような修理前の櫓台形状(図-7)は、伸びやかさに欠け、いかにも不自由に見える。つまり、正木甚左衛門は、得意な絵図の才能を活かし、蓮池側の石垣のラインを平行に揃える意匠的な意図があって、予め辰巳櫓台の形状変更を考えていたのではないかと推測できよう。

2 土塀曳除けにまつわる出来事の検証

次に後藤彦三郎がのこした、正木甚左衛門による安永の辰巳櫓台修理工事に関する逸話の後段について考察してみたい。

すなわち、修理前に正木甚左衛門たちが曳除けていた土塀を、修理後の辰巳櫓台の上に戻そうとしたが、櫓台の形状が変わっていたので、上手く載せることができなかった。そこで、作事方の大工があつという間に手直して事なきを得た、と言う出来事が有ったとする逸話(前掲の北野論稿:当該部分の引用原典「河北郡戸室山開之事等留帳」『戸室石引き道 調査報告書』p123の普請奉行から藩年寄衆への同書の項と思われる)である。

これまで検証してきたように、安永の修理では、蓮池側の櫓台のラインを美しく見せようとする修理意図があったと考え、櫓台の形状が変わることは、正木甚左衛門には始めから予定していたことになり、旧形状の土塀は曳戻しても、元々載るはずがなかったのである。

もちろん、穴生方の正木甚左衛門たちが、土塀を修正する技術など持ち合わせているはずもない。したがって、土塀の修正については、事前に作事方への手配を行っていたからこそ、準備を整えていた作事方の大工によって、直ちに現場合わせで直すことができた、と言うことが実際ではなかっただろうか。つまり、この櫓台の形状変更が、正木甚左衛門の意図的なものであったと考えると、土塀の曳戻しに関しても用意周到に準備されていたと考えるのが合理的である。

ところで、作事方が土塀の修正をしたことについて、前掲の北野論稿が依拠したと思われる資料は、普請奉行から藩年寄衆への同書なのであるが、その本文では、作事方が土塀を改修したことは問題になっておらず、むしろ安永6年の「シノギ角」修理における塀の曳除けも、当初は穴生方で行う予定であったことが窺えるのである。

また、安永2年の出来事に関して、「事なきを得た(相済し)」と北野氏が紹介している部分は、当該同書の本文ではなく、後藤彦三郎が書いたと思われる朱書の注の部分である。もし、この出来事が、藩当局によって正木甚左衛門の失態であったと認識されていたとすれば、同6年に再び土塀の曳除けを穴生方に行わせようとは藩当局は考えなかったはずである。

3 まとめ 一櫓台形状の変更意図の推測一

ここで、さらに安永の修理前後の辰巳櫓台形状を詳細に検証してみると、本論中で示したように、蓮池側の石垣天端のラインが平行ではなかったものが、修理後はほぼ平行に変わっていることに加え、

としたことで、
ような理由か

3]「石川県
は、元々は御
大火では「御
は、絵図を

イン構成(図
度を80度以
見える。つ
る意匠的な

の後段につ

天そうとし
方の大工が
論稿：当該
行から落

とする修
ていたこ

もない。
整えてい
かっただ
、土堀の

る資料は、
は問題に
行う予定

分は、当
出来事が、
の曳除け

ように、
にに加え、

堂形側の槽台天端のラインの曲率も変わっていることも判かった。すなわち、輪取りの弧状をそのまま延長し、その端部では余り剣先とならない80度以上の角度を以て、無理矢理押さえ込む形状から、修理後は、隅付近までより緩やかに曲率を増大させていき、端部で隅角が自然に75度程度(接線の角度では70度強)に達する形状に変わっているのである。

このことが、本論で指摘したような辰巳槽台の安定性の向上に役立った可能性がある。とすれば、正木甚左衛門は、堂形側の輪取り状の高石垣から、辰巳槽台の隅が受ける水平方向の力をも考慮して、隅の形状を決定していたと考えざるを得ないのである。

すなわち、本工事の指揮を執った正木甚左衛門は、意匠的な要求から石垣のラインを修正しつつ、石垣の安定性も向上させたのであるから、理論派の後藤彦三郎の理解さえも超えた、正木甚左衛門の才能あるいは経験による力量の深さには恐れ入るほかない。後に、後藤彦三郎自身が、辰巳槽台の工事の難しさを認めており、財政的な事情もあって、隅の形状を安永の修理以前に戻すことを含む、寛政の地震後の修補工事は行われなかったようである(「河北郡戸室山開之事等留帳」「戸室石引き道調査報告書」、「高石垣等之事」「金沢城郭史料」)。

以上のように、考察してきたことを総合して考えると、これまで取り上げられてきた後藤彦三郎の主張とは異なり、安永の辰巳槽台修理による形状変更は、正木甚左衛門による意匠的・計画的なものであり、意匠・耐力の両面で機能向上が図られたとみるのが合理的であると考える。

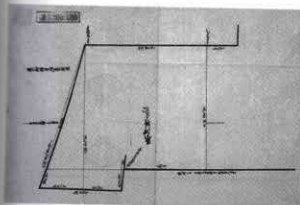


図-19「辰巳御槽台石垣絵図」

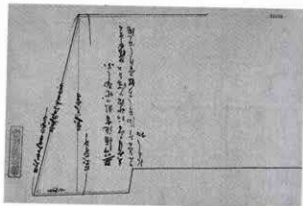


図-20「辰巳御槽絵図 ①」

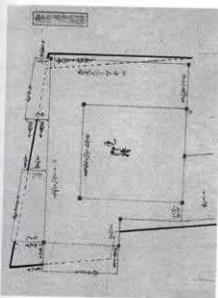


図-21「辰巳御槽絵図 ②」(本体部分)

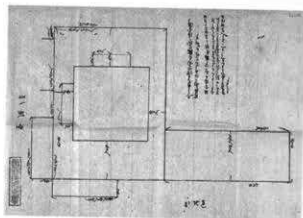


図-22「辰巳御槽図 ③」

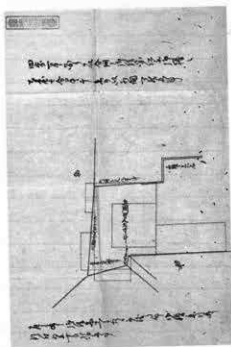


図-23 「辰巳御櫓」 ④

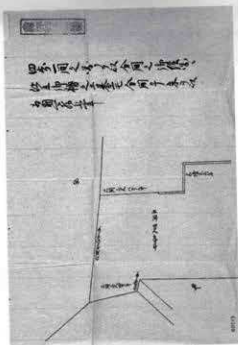


図-24 「辰巳御櫓」 ⑥

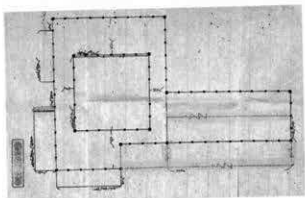


図-25 「辰巳御櫓」 ⑦

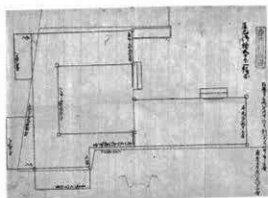


図-26 「辰巳御櫓」 ⑨

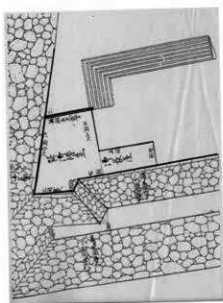


図-27 I型辰巳櫓台 (別案)

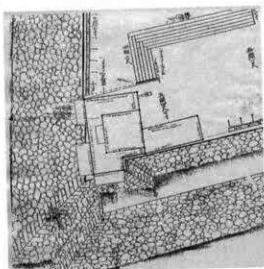


図-28 III型辰巳櫓

石川県の中世城館跡調査について

加藤 克郎

はじめに

石川県は本州中央部の日本海側に位置し、面積は約4,184km²とさほど大きくはないが、福井・岐阜両県と境界を接する白山から日本海に突出した能登半島までを範囲とする、南北約200kmに及ぶ細長い県であり、旧国では加賀・能登2国から成る。近世には一部幕府領や旗本領も所在したが、概ね加賀藩前田家とその支藩の領域であった地域である。

中世城館跡は、地域構造や地域権力等を論ずる上で重要な遺跡である。石川県内では、既に藩政期の国絵図・城館跡書上類・地誌等の編纂の際に調査が行われており、明治以後では、大正から昭和初期にかけて編纂された県内各郡の郡誌や「石川県史蹟名勝調査報告」(第2輯1924・第3輯1935)・「石川県史」(日置謙1933)で城館跡が取上げられ、また昭和9年(1934)には能登国守護畠山氏の居城である七尾城跡(七尾市)が国史跡に指定されている。また、陸軍関係者による調査研究(「第九師管古戦史」1940)など軍事的関心からの城館跡調査も進められた。

第2次大戦後は、縄張り論を主とする城郭研究者により、地道に現地踏査等が行われていたが(「石川県の城郭集」高井勝己1968)、歴史・考古学的分野からの調査は皆無で、中世城館跡を遺跡として捉える考え方は少なかった。昭和45年(1970)に北陸自動車道建設工事に伴う土取り工事で、一向一揆に滅ぼされたことで有名な加賀国守護富樫氏の詰城である高尾城跡が破壊されたことを契機として、考古学の立場からも遺跡としての中世城館跡の重要性が認識されるようになり、「加賀・能登城館跡名集」(橋本澄夫1971)の編纂や「石川県遺跡地図」の改訂へと進んだ。このように1970年代になって考古学からの城館跡調査が注目され始めたが、依然として開発行為による城館跡の破壊が見られた。1980年代になり石川考古学会により県内城館跡の調査が初めて全県を対象として実施され、カード化された城館跡は62カ所、報告書には36カ所掲載され、研究を推進する基礎となった¹⁾。また一向一揆により富樫氏が滅亡して500年目に当たる昭和63年(1988)から石考研会員有志により一向一揆の大坊主の拠点である「城郭寺院」の調査が開始され、その調査成果は会報である「石川考古」に継続的に連載されるなど、地元研究者による中世城館跡の調査が本格化した。

1 中世城館跡調査の目的・方法

以上のように中世城館跡の重要性は認識されつつあったが、1990年代後半以降でも能越自動車道建設計画を発端とする七尾城下町遺跡の保存問題や、朝日山城跡(金沢市)の土取り工事による損壊事件等、依然として開発行為による破壊の危機に曝されており、その保存が懸念され、全県的な詳細分布調査が急務となっていた。

そこで、文化財保護施策の立案やふるさと学習の基礎資料として活用することを目的として、県内の中世城館跡の所在・遺構状況の確認調査等を実施する「石川県中世城館跡調査事業」を文化庁国庫補助金を得て、石川県教育委員会が事業主体となり実施した(平成11年度～17年度)。調査の実施に当たり、平成11年度に学識経験者による石川県中世城館跡調査委員会を組織し、調査委員会の助言と指導の下、県内市町文化財担当職員・地元研究者に調査員を委嘱し、遺構の現地調査や文献調査等を開始した。

今回実施した石川県での調査事業では、中世(概ね源平合戦以降～戦国末期)の館・城・砦・陣等を調査対象としたが、近世の城館跡についても、中世城館跡との関連の中で調査対象としたものもあ

る。調査項目は、城館跡の規模と遺構の状況調査（郭の配置と機能の把握、遺存状況等）・測量図の作成、文献・絵図調査、城館跡と周辺の小字・地名・伝承調査等である。

最も重視した現地調査・縄張り図作成については、基本的に各地域担当の調査員に調査を依頼したが、様々な制約により、複数の委員・調査員による現地での縄張り図の検討等を行って得たものが少ない。そのため、作図する遺構の取捨選択基準や解釈の違いは、自ずから調査員により差異が生じた面も否めない。この点は今後の課題として、個々により多面的な検討が求められる。

また、今回の調査事業では、分布図の作成が、縄張り図の作成と並ぶ主要な成果として挙げられる。石川県の報告書では、5万分の1地形図に、城館跡の遺構が確認された範囲は明示せず、地点にドットを記す方式を採用した。これは、現段階で把握した遺構は、あくまでも踏査で判明した範囲に過ぎず、その周辺部に遺構が広がる可能性があったためである。

なお、今回の調査事業で採用した城館跡の遺跡名について、「七尾城跡」「左近田堡跡」「八田城ヶ峰跡」のように「城跡」のことを「城・堡・砦」のように表記を使い分けているのは、厳密に遺構上の相違等により分類したのではなく、「加賀志微」「能登志微」等地誌類の表記を踏襲している「石川県遺跡地図」の表記を尊重したことによるものである。

2 城館跡分布状況の概要

平成11年度に実施した全県基礎調査では、「加賀・能登城館名集」(1971)、「日本城郭大系7」(1980)、「石川県遺跡地図」(1992)等の文献から約750件の城館跡名を抽出し、その内、同一城館跡の別称による重複分等を除き、平成12年度以降、約350ヵ所について、県内を加賀Ⅰ・Ⅱ、能登Ⅰ・Ⅱの4地区に分け詳細実地調査を実施した。その結果、約230ヵ所の城館跡等遺構が確認された。その内訳は、城館跡約160ヵ所、館跡50ヵ所、城郭寺院跡8ヵ所、その他(城館跡と確定できないもの等)13ヵ所であり、地域ごとの分布状況は表1のとおりである。本調査事業着手以前にも、個別的に確認調査等を実施していた城館跡は複数あるが⁹⁾、全県網羅的に城館跡の分布状況や遺存状況を確認することができたことが、今回の調査事業による大きな成果といえる。

なお、本事業の報告書として平成13年度に加賀Ⅰ地区(金沢市、かほく市、河北郡)及び能登Ⅱ地区(羽咋市・羽咋郡)を対象とした「石川県中世城館跡調査報告書Ⅰ」、平成15年度には能登Ⅰ地区(七尾市、鹿島郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡)を対象とした「報告書Ⅱ」、そして平成17年度に最終巻として加賀Ⅱ地区(白山市、石川郡、小松市、能美市、能美郡、加賀市)及び補遺編を盛り込んだ「報告書Ⅲ」を刊行した。以下、本事業の調査成果及び諸先学の論考を基にして、代表的な事例につき紹介したい。

3 守護クラスの城館跡

能登国守護の畠山氏は、文明10年(1478)第3代義統が初めて下向し、天正5年(1577)上杉謙信に攻撃され滅亡する第11代義隆まで能登を統治した戦国大名である。その拠点となった府中守護所については、考古学的成果が少なく実態は不明で、中世城館跡調査報告書には掲載できなかったが、明治期の地籍図に見られる方1丁・方2丁の方形区画から、守護代館・寺院、守護所の位置を推定する試みが近年行われており¹⁰⁾、今後の成果が目玉されているところである。

当初、府中守護所にあった政治・生活・文化等の機能は、16世紀第2四半期までには、南東方約4kmに位置する七尾城へ移転したものと考えられている¹⁰⁾。七尾城跡は、標高約300mの本丸を中心に、派生する山麓部まで曲輪を連ねた総面積約200haの巨大な城郭で、石垣や土塁を伴う本丸を中心とした主郭部分と、切岸が施されただけで、ほとんど土塁や空堀を伴わない削り段だけの曲輪群に大きく分けられ、その中間の特徴をもつ曲輪群も遺存する。これら曲輪群による特徴の違いは、時期

表1 石川県城館跡の分布状況

地域名	種別	越登賀三州志 (1801)(※1)	城館名集 (1971)	日本城郭 大系(1980)	石川県城館 跡分布調査 (1988)	石川県遺跡 地図(1992)	石川県中世城館跡調査事業 (1999~2006)			
							調査箇所 (※2)	遺構確認 箇所(※3)		
加賀Ⅰ地区	金沢市	城壁砦	23	51	51	2	28	50	20	
		館・屋敷	8	56	26	0	5	47	7	
		城郭寺院	0	0	0	0	6	2	2	
		陣・その他	26	15	5	0	4	21	7	
	かほく市 河北郡	城壁砦	9	19	19	8	15	24	15	
		館・屋敷	0	9	6	0	0	9	0	
		城郭寺院	0	0	0	1	2	1	1	
		陣・その他	11	12	12	0	2	16	0	
	加賀Ⅱ地区	白山市 石川郡	城壁砦	7	17	11	1	10	19	10
			館・屋敷	13	72	43	0	24	89	15
			城郭寺院	0	0	0	0	1	0	1
			陣・その他	20	4	4	0	2	5	0
小松市 能美市 能美郡		城壁砦	25	41	46	4	22	51	18	
		館・屋敷	3	42	43	0	5	48	1	
		城郭寺院	0	0	0	0	1	2	2	
		陣・その他	17	7	4	0	1	5	0	
加賀市 旧江沼郡		城壁砦	23	44	37	5	27	49	18	
		館・屋敷	2	44	37	0	10	48	6	
		城郭寺院	0	0	0	0	2	2	2	
		陣・その他	20	17	14	0	3	17	0	
能登Ⅰ地区	七尾市 鹿島郡	城壁砦	21	30	31	5	29	49	30	
		館・屋敷	3	27	18	0	10	22	8	
		城郭寺院	0	0	0	0	0	0	0	
		陣・その他	4	5	3	0	3	7	0	
	輪島市 旧鳳至郡	城壁砦	13	30	30	6	25	38	22	
		館・屋敷	1	24	21	0	24	36	4	
		城郭寺院	0	0	0	0	0	0	0	
		陣・その他	1	0	0	0	0	0	0	
	珠洲市 旧珠洲郡	城壁砦	8	13	14	2	7	17	10	
		館・屋敷	0	10	10	0	3	12	1	
		城郭寺院	0	0	0	0	0	0	0	
		陣・その他	0	0	0	0	0	0	0	
能登Ⅱ地区	羽咋市 羽咋郡	城壁砦	11	18	15	3	10	21	14	
		館・屋敷	7	26	18	0	9	30	8	
		城郭寺院	0	0	0	0	0	0	0	
		陣・その他	0	4	2	0	0	3	6	
合計	城壁砦	140	263	254	36	173	318	157		
	館・屋敷	37	310	222	0	90	341	50		
	城郭寺院	5	0	0	1	15	17	8		
	陣・その他	99	64	44	0	15	74	13		
	合計	281	637	520	37	293	750	228		

※1 「陣・その他」には、陣営跡以外に幕末の砲台跡や踏査の結果城館跡以外の遺構と判断されたものを含む。また「越登賀三州志」では、地名のみ記載され城館の区別が曖昧なものを含む。また「城郭寺院」には、主として一向宗関連のものを挙げ、能登の石動山関連遺構の数はこの表には入れていない。

※2 現地調査を伴わない文献調査だけの城館跡や同一城館跡の重複と考えられるものを含む。

※3 現地踏査で、堀・土塁等地上遺構の遺存が確認された城館跡、地上遺構は確認できないが発掘調査等により遺構等の存在が確認された城館跡、及び地籍図等で遺構の存在が推定された城館跡の箇所数合計である。

差・機能差いずれによるものか現状では保留せざるを得ないが、前者については、天正9年(1581)前田利家入部後の改変があると見られる(後述)。創建時期は明確になっていないが、全体の基本構造は能登高山区段階に形成されたものと考えられている。七尾城は、戦時における軍事的使用だけでなく、日常的な政治や文化的活動でも使用されていたことが能登へ下向した公卿や僧侶の日記・記録類の調査で判明しているが、今後考古学的側面からも解明されることが望まれる城跡である。

また山麓部は、戦国期城下町が確認できる県内数少ない遺跡であり、道路によって形成された街区に屋敷が連なる景観や、鍛冶・鋳物師・塗師などの職人の活動が出土遺物からも推定されている。16世紀初頭には城下町の形成が始まり、16世紀後半頃に総構えによる地割の再編が行われていることが近年の調査で明らかになりつつある⁶⁵。

一方、加賀国守護富樫氏に関わる城館跡についても、近年めざましく成果が上がっており、金沢市南郊の石川郡野々市町での1994年の緊急調査で、富樫館跡の西限の一部が確認され、14世紀後半から16世紀前半の遺物が確認され、土師器皿、珠洲焼甕・すり鉢、瀬戸焼天目茶碗など日常雑器のほか鏡が完形品で出土している⁶⁶。この発見を元に幕末期の絵図や大正期の地籍図を合わせ、館跡の位置や規模を推定することが試みられ、おおよそ方1町の規模で、周囲には堅固な堀と土塁を構築していたことが明らかとなった。館跡の東限には九艘川という流路があり、旧流路からは中国陶磁器をはじめとする大量の遺物が出土しており、守護所が水運と北陸道との結節点に位置していることが確認された。また、館跡周辺部の調査により、周囲には家臣団屋敷や商工業者の居住域があり、城下町の様相をうかがうことができる。

また、館の北東方約2kmには、富樫氏の詰城であった高尾城跡(金沢市)がある。「はじめに」で触れたが、ジョウヤマ地区は土取り工事で破壊されたが、その奥のコジョウ地区には堅堀や堀切など城郭遺構の遺存が確認され、遺構の現状や、土砂採取工事後の発掘調査で14~15世紀の遺物が確認されていることから、富樫政親が自刃した長享2年(1488)頃廃城と推定されている⁶⁷。その後一向一揆勢が最終的に使用したとも提起されており⁶⁸、今後発掘調査等の実施が望まれる城郭である。

4 平野部の館跡

平地に営まれる館跡は、山城と比較して宅地開発や耕地整理・圃場整備等の開発行為の影響を受け、地上遺構が消滅している事例が多く、現地踏査だけで遺構を確認するのは難しい。特に石川県は、全国に先駆け、明治21年(1888)金沢近郊で耕地整理に着手した地域であり、また明治の地租改正で、地籍図の小字名が、カタカナ・干支等の記号に変更されたことなど、館跡調査の実施における不利な点があるものの、聞き取り調査を基にして、小字分布図を自治体史等に掲載している地域もある。

そこで、館跡調査に当たっては、地籍図等を活用することにより、地割り等からその位置等が判明することがあるが、前に挙げた七尾市の府中守護所や奥原館跡・万行館跡⁶⁹では、地籍図の地割りや聞き取り調査による小字名の調査により、館跡の存在が推定できるようになった。先に挙げた富樫館跡の場合のように発掘調査も実施すると年代等より詳細な情報が得られるものと考えられる。なお、地籍図と同様に航空写真の活用も、館跡調査では有効とされるが、今回の調査事業では余り活用できなかった。

土塁・堀等の関連遺構が遺存しているのは、館跡が後に寺社境内地となったため破壊を免れた場合が多い(田鶴浜館跡[七尾市]、春木館跡[中能登町]、坊の館跡[白山市]、末松館跡[野々市町]等)。また低丘陵上の平坦面に立地している館跡(上野館跡[金沢市]、鶴川館跡・石井館跡[能登町]等)のほか、平野部ではあるが、地元が館跡として伝承し破壊を免れてきた御館館跡[宝達志水町]のような事例もある。そのような事例を除くと、白山市の旧松任市域や野々市町の石川平野のような宅地開発や圃場整備が進んだ地域では、館跡伝承地は約90カ所にも及ぶが、現地踏査や発掘調査・地籍

図調査等で存在が確認できたのは15カ所に過ぎない状況である¹⁰⁰。

さて、七尾城跡・末森城跡のような大規模城館跡は、これまでも注目され、確認調査等が実施され遺構等も把握されていたものが多かったが、今回の調査事業では中小規模城跡が多く遺存することを確認し、縄張りを作成したことが大きな成果である。加賀地方では、集落に近い里山に立地する山川城跡・北方城跡・市瀬城跡・町城跡・多田城跡など、主郭を中心とした小規模で比較的単純な城跡や、また能登地方では熊本城跡、山田城跡、小太郎城跡、背嶺城跡、五十里城跡、米山城跡、国光城跡などが確認され、今後、これら城館跡の遺構の構成・立地・年代等を検討しながら、国人領主・在地土豪層の城館の分布や、歴史的意義を考察していく必要がある。

5 城郭と寺社勢力

中世における城郭は必ずしも武士のものだけでなく、武士と並んで強大な権力組織を構成した寺院も城郭を構えていることが文献資料等から指摘されている¹⁰¹。度重なる戦乱から自衛するため、滋賀県湖東地方の寺院¹⁰²や、京都の法華宗（本國寺城跡）等の寺院でも周囲を堀で囲んでいた様子が、発掘調査等で判明している¹⁰³。

とりわけ、複雑に屈曲する土塁・堀を持つなど強い防御性を備えた山科本願寺に代表される、一向宗関連の「城郭寺院」が注目されている。石川県では、加賀地方において一向宗関連の城郭寺院の存在が確認されているが¹⁰⁴、堀・土塁等の防御遺構の存否が判断の材料となる。

石川県の一向宗は、文明3年(1471)蓮如の吉崎入り以降、飛躍的に勢力を伸ばし、長享2年(1488)には加賀守護富樫政親を滅亡させるまで至っている。一向一揆に係る軍事的緊張はこれに留まらず、享禄4年(1531)の、本願寺の援助を受けた「超本二寺」（越前から退転してきた超勝寺・本覚寺）と蓮如の子供が住職を務める「賀州三ヶ寺」（本泉寺・松岡寺・光教寺）の主導権抗争により生じた大小一揆（享禄の錯乱）と呼ばれる一向一揆の内紛や、天正年間の織田方と一向一揆との戦いがある。現在遺構が確認される城郭寺院は、いずれも丘陵・台地上に曲輪を構え、その周囲や一方を土塁・堀を巡らしたシンプルな形状である。若松本泉寺跡（金沢市）は宅地化が進み、土塁の一部しか遺存していないが、塔尾超勝寺跡・山田光教寺跡（加賀市）・波佐谷松岡寺跡（小松市）・鳥越弘願寺跡（津幡町）は遺存状況良好で、主郭を取り巻く土塁等が確認される。ただ若松本泉寺跡を除いて発掘調査等が実施されておらず、遺構の年代観は文献に依拠したものであるため、今後の発掘調査が期待される。また土塁については「寺格」を示す区画としての機能についても今後検討する必要がある。「信長公記」天正8年8月2日条では、大坂の石山本願寺造営に関して「隣国の門前馳せ集まり、加賀国より城作を召し寄せ、方八町に相構へ、真中に高き地形あり。」との記述があり¹⁰⁵、この「加賀の城作」が城郭寺院にも関わっていた人々であるのか、注目される。

一方能登地方では、能越国境に響える石動山は、平安後期には白山に次ぐ修験の霊場として知られるが、南北朝期の争乱や天正10年(1582)の前田利家と石動山衆徒による荒山合戦など、少なくとも5回の戦乱が確認できる。山上最高所の大師前から派生する尾根筋には石動山城跡があり、いわゆる「石動山七口」と称される道筋の要衝には、堀切・土塁・櫓台等の防御遺構が確認できる。これらが、山外を意識して築かれており¹⁰⁶、築城主体が寺院の衆徒であると推測されている。ただ中世においては、山外の武家勢力が寺院等の宗教施設に城塞を築くことがあり、天正3～5年には、上杉謙信が七尾城を攻めた際に、石動山城跡に進駐したとされるなど、山内に展開する城塞遺構の築城主体が石動山衆徒なのか、上杉謙信など山外の勢力による築城であるのか、今後とも各遺構ごとに検討を加える必要がある。

6 加越国境に築かれた織豊期の城郭群

県内における、いわゆる織豊期の陣城の事例として、現在の金沢市北東山間部の加賀・越中の国境を通過する街道沿いに、対峙して築かれている「加越国境城塞群」が挙げられる。これらは、天正12年（1584）豊臣秀吉と織田信雄・徳川家康とによる小牧・長久手の戦いに連動して、北陸地方で行われた、家康と気脈を通じていた佐々成政（越中）と、秀吉方である前田利家（当時能登・加賀北部を領有）との戦いに最終的に改修された城郭と考えられ、翌年の秀吉越中出兵により佐々は降伏し、加越国境の軍事的緊張は解消し、以後放棄されたものと推定される。これら城跡の中には、南北朝時代や、上杉謙信の加賀侵攻時の史料に登場する城もあるが、現在遺構として確認できるのは、天正年間の前田・佐々の軍事的緊張期のもと考えられ、高峠城跡と荒山城跡（二保越え）、切山城跡と松根城跡（小原越え）、田近越えでは、朝日山城跡と一乗寺城跡（富山県小矢部市）、北陸道では津幡城跡と和田山壘跡・龍ヶ峰城跡・源氏ヶ峰城跡がある（いずれの街道の城も前者が前田方）。

これらの城跡の特徴についてはすでに指摘されているが¹⁷⁷、前田方・佐々方とされる城郭双方に共通するのは、石垣がなく、土造りの城であること、街道を城中に取込むことにより街道の監視に重点を置いていることである。佐々方とされる松根城跡・荒山城跡などでは、既存の城郭を大改修し、枳形虎口を採用し、主要郭を横堀で取り囲み、塁線に折れを多用し、巧みに櫓台を配置して守備を堅くしていることが注目される。一方前田方とされる切山城跡・朝日山城跡などでは、越中方向の防御力を大きくするため堀切などを構えているが、郭配置が複雑ではなく、明瞭な虎口が未発達または認められないなど、既存の城を余り改修していないものと推測される。同じ織田配下の武将であった前田利家・佐々成政とで全く様相を異にしているが、この違いが、両者の戦略・築城思想が異なるためであるのか、または両者の置かれた政治的・軍事的立場の違いによるものなのか、今後も検討する必要がある。

7 中世城郭から近世城郭へ

織豊期城郭で検出される特徴的なものとして、石垣・瓦・礎石建物の存在が挙げられるが、これら3要素が揃った城は、石川県内では金沢城跡が挙げられる。前項の加越国境城郭は、織豊系の武将が、既存の城郭を虎口や塁線等を巧みに改修した陣城ではあるが、「土造りの城」にとどまっている。それらに対し、地域の拠点的城郭と考えられる城郭で、石垣が築かれたことが確認される城郭として、大聖寺城跡（加賀市）・鳥越城跡（以上白山市）・金沢城跡（金沢市）・七尾城跡（七尾市）が挙げられる¹⁷⁸。なおこれら城郭では、発掘調査により、礎石建物が確認された例もあるが、瓦の出土は、金沢城跡以外では小松城跡で出土例が確認される¹⁷⁹。これは中世北陸地域では、城郭・寺院も含めた中世遺跡において、瓦の使用が殆ど確認されないことも一因である。県内では南黒丸遺跡（珠洲市）において、平瓦・丸瓦（13世紀後半～14世紀）が出土しているが¹⁸⁰、これは珠洲焼生産域における中世荘園に関連した遺跡という特殊な事例と考えられる。

大聖寺城跡は、加賀国南部に位置する大規模な城郭で、山頂の本丸を中心に、三つの尾根を巧みに利用した山城である。本丸周辺に枳形虎口が見られ、本丸櫓台等で石垣が確認されている。天正11年（1583）入城の溝口秀勝または慶長3年（1598）入城の山口宗永入城後、大規模な改修があったと考えられるが、鐘が丸や戸次丸は平入り虎口であるなど、余り改修が見られない郭群もある。元和元年（1615）の一國一城令で廃城となり、寛永16年（1639）の大聖寺藩成立後も大聖寺城再建は幕府から許されず、麓に陣屋が構えられただけなので、保存状況は良好である。

加賀一向一揆の最後の拠点として極めて有名である鳥越城跡は、天正8年（1580）の織田勢攻撃による落城後、織田方により大改修され、本丸周囲に横堀を巡らし、本丸枳形門には石垣が築かれている。また発掘調査では礎石建物が確認され、土師器や明代の染付、越前・瀬戸美濃等の陶磁器を始め

刀・鉄砲玉等の武器、銅鏡など多様な遺物が出土しているが、瓦の出土は確認されていない。

舟岡山城跡は、手取川が平野部に流れ出る谷頭に位置する独立丘陵に立地する。背後に急崖を伴い、最高所の主郭を中心として郭を連ね、横堀により取り囲まれている。主要郭部分は、櫓台を備える石垣造りで、一向一揆が在城していた城郭を、天正8年以後に改修したものと考えられ、天正11年(1583)前田利家の金沢入城後、配下の高富定吉が配置されたとするが、元和の一国一城令により廃城となったと考えられている。

前に能登富山氏の居城として紹介した七尾城跡には、本丸や桜馬場周辺などに大規模な石垣が築かれている⁽²⁾。これらの石垣は自然石や荒割りした石を使用しており、隅角部の算木積みは確認されていない。これら石垣は、織豊系城郭の特徴的遺構である外枳形虎口と一体となって築造されたと考えられており、天正9年(1581)前田利家入部後の改修であると推定されている⁽²⁾。

金沢城跡は、一向宗の拠点金沢御堂に、天正8年(1580)織田方の武将佐久間盛政が入城し、その後天正11年(1583)前田利家が入城し、以後江戸時代を通じて加賀藩前田家の居城であり続けた城郭である。近年の発掘調査により、江戸前期の火災を契機として、本丸周辺が大規模に改修されていることが判明し、現在の縄張りが確定したのは、寛永8年(1631)大火以後と推定されるようになった。その大規模改修のため、文禄・慶長段階の石垣や遺構は確認されているが、その前段階である天正段階の遺構・石垣とされるものは、現在未確認である。

まとめ・課題

石川県中世城館跡調査事業を終え、いくつかの課題が出てきた。まず第1に、全県網羅的に城館跡の分布状況や遺存状況について初めて確認できたことが、今回の調査事業による最大の成果といえるが、今回の実地調査は、基本的に表面観察による踏査を主としており、土塁等が削平され、堀等が埋没しているなど、地上部分の遺構が不明瞭である場合は、試掘調査やレーダー探査等の手法を導入しないと把握しきれない場合があり、今回の調査事業でも、城郭としての判断を留保した遺跡もある。また城郭の類型の中には、尾根頂部等の自然地形を利用しただけである、明確な平坦面を持たない城郭や目立った防御施設を持たない城郭があり⁽³⁾、本事業で明確な遺構が確認されなかった城館跡伝承地や、城郭類似遺構と判断された地点についても、城館跡ではなかったとは断言できず、引き続き検討する必要がある。

絵図・文献の調査では、慶長国絵図系統の良好な写本が遺存する(東京大学総合図書館南英文庫)ことが確認された⁽⁴⁾。描写されている年代は慶長10年(1605)頃と推定されており、江戸初期の段階で「古城」とすべきに加賀藩が考えていた城郭が、「能登国絵図」で4ヶ所、「加賀国絵図」で26ヶ所記載されており、なぜそれらが数ある城館の中から抽出されたのか、現地に遺存する遺構も合わせて検討する必要がある。

さて、隣県の富山県でも中世城館跡調査事業が平成17年度で終了し、富山県全体の城館跡の概要が把握され、両県の事例を比較検討する条件が整ったところである。また、平成13年度に設置された県教委金沢城研究調査室による発掘調査により、近世以降も城郭として機能し続けた金沢城跡について、文禄・慶長段階の様相が少しずつ明らかになりつつある。

今後、石川県の中世城館跡の特色を把握するためには、北陸の様相や他地域の様相など地域間の比較という視点と共に、中世城郭と近世城郭との類似点、相違点の比較という視点も重要と考えられる。

(注)

(1)『石川県城館跡分布調査報告』(石川考古学研究会 1988)

(2) 鷹之巣城跡・朝日山城跡・松根城跡(以上金沢市)、和田山城跡・虚空蔵山城跡(以上能美市)、鳥越城跡・二曲

- 城跡(以上白山市)、七尾城跡(七尾市)、穴水城跡(穴水町)、榑木城跡・松波城跡(以上能登町)、正院川尻城跡(珠洲市)、末森城跡(宇達志水町)等が挙げられ、開発行為等を契機としたものが多い。
- (3) 善端直「能登登山氏の城下町七尾」『守護所・戦国城下町を考える』(守護所シンポジウム@岐阜研究会 2004)
 - (4) 千田嘉博「七尾城から金沢城へ」『能登七尾城・加賀金沢城—中世の城・まち・むら—』(新人物往来社 2006)
 - (5) 七尾市により実施された七尾城跡シッケ地区遺跡の調査(1991)・国庫補助事業による確認調査(1995-1998)、(財)石川県埋蔵文化財センターにより実施中の能越自動車道関連緊急調査(2005-)
 - (6) 田村昌宏「富樫館の発掘」『野々市町史通史編』(野々市町 2006)
 - (7) 同上
 - (8) 佐伯哲也「高尾城跡」『石川県中世城館跡調査報告書Ⅰ』(石川県教育委員会 2002)
 - (9) 服部英雄「小地名による中世の村の復原」『歴史公論』86(雄山閣 1998)
善端直「奥原館跡」『万行館跡』『石川県中世城館跡調査報告書Ⅲ』(石川県教育委員会 2006)
 - (10) このように館跡の遺構確認が難しい現状では、文献による館主・年代の推定や館跡位置の推定と考古学的情報を合わせて、時代ごとの館跡の推移についての木田清の考察(『松任市倉光館跡遺跡・宮水雁堀遺跡Ⅱ・宮水ほじ川遺跡Ⅳ・安田三郎惟光館跡遺跡』松任市教育委員会 2003)は注目される。
 - (11) 中澤克昭「中世の武力と城郭」吉川弘文館 1999
 - (12) 湖東三山の百濟寺・金剛輪寺などの事例が知られている。中井均『近江の城』(サンライズ出版 1997)
 - (13) 『京の城』(京都市 2006)
 - (14) 宮本哲郎「本願寺派の拠点寺院」『医王は語る』(富山県福光町 1993)
 - (15) 桑田忠親校訂『改訂信長公記』(新人物往来社 1965)
 - (16) 佐伯哲也「荒山道に残る砦跡群」「大窪道に残る砦跡群」「長坂道砦跡」「二宮道砦跡」『石川県中世城館跡調査報告書Ⅱ』(石川県教育委員会 2004)
 - (17) 宮本哲郎「北加賀にある城館跡の概観」『北陸の考古学Ⅲ』(石川考古学研究会 1999)
佐伯哲也「高峰城跡」「荒山城跡」「切山城跡」「朝日山城跡」「松根城跡」『石川県中世城館跡調査報告書Ⅰ』(石川県教育委員会 2002)
 - (18) これらの城跡の他、波佐谷城跡(小松市教委 H14・15発掘調査)で5段に積まれた石垣が検出されているが、年代を特定するには至っていない。城郭寺院である波佐谷松岡寺跡に隣接しており、天正8年(1580)織田勢の攻撃で陥落し、小松城に配された村上頼勝が一族の村上勝左衛門を置いたと伝わり、村上氏が越後村上へ転封する慶長3年(1598)まで存続したと考えられる。前記試掘調査により、16世紀中頃-17世紀初頃にかけたの遺物が出土している。
 - (19) 天正年間後半(1580年代)に遡り得る軒平瓦が出土しており、村上頼勝在城期に相当する。『小松市小松城跡』(石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター 2007) なお、小松城跡は、前田氏の領有以後大規模に改修されているが、今後の発掘調査により、前田領有以前の石垣等が確認されることが期待される。
 - (20) 『珠洲市南黒丸遺跡・南黒丸B遺跡』(石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター 2003)
 - (21) 桜馬場南側斜面石垣の崩落土(裏込め)内から16世紀後半頃までの所産とみられる土師器器が採集されている。善端直「城郭の遺構と遺物」『新修七尾市史7 七尾城編』(七尾市2006)
 - (22) (4)と同じ。なお、利家は港に近い小丸山に新たに築城し、七尾城の城としての機能は廃絶した。
 - (23) 谷内尾晋司「城館跡概観」『石川県中世城館跡調査報告書Ⅰ』(石川県教育委員会 2002)
 - (24) 木越隆三「加賀国松岡解説」『石川県中世城館跡調査報告書Ⅲ』(石川県教育委員会 2006)

河北門に関する絵図・文献資料

木越 隆三・正見 泰・石野 友康

石川県は今年度、金沢城三ノ丸において河北門復元整備事業に着手した。史実性の高い復元とするため、金沢城研究調査室では、埋蔵文化財調査と平行して絵図・文献調査を実施した。また、建築史的な観点から、近世城郭の城門に関する調査研究も進めており、この報告も、こうした調査事業の成果の一つである。

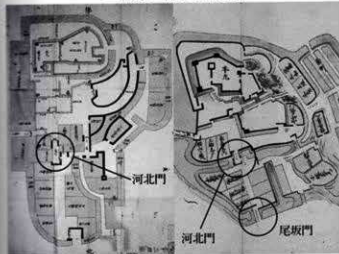
18年度の埋蔵文化財調査(1050m²)の結果、創建当初の石垣根石などが出土し、慶長年間から枡形門となったことなどが明らかとなった。発掘調査にあたり、江戸時代に描かれた絵図資料を参照したが、遺構の位置や規模等が絵図の記載と矛盾する場合があり、絵図の精度や史料価値について再検討を迫られたこともあった。したがって、絵図・文献資料と発掘された遺構・遺物から判明する事実との比較検討を進めることで、史料批判の精度を高めることも喫緊の課題となっている。

そこで、これまで金沢城研究調査室で行ってきた絵図・文献調査の中で確認できた河北門関係資料の概要を、史料目録および主要史料の翻刻という形で取り急ぎ報告し、主要なものについては若干の所見を添えることとした。以下、①金沢城河北門の歴史、②河北門の形状と規模、③河北門関係絵図史料の概要、④河北門に関する主な文献史料選、の順に概要を紹介したい。

1 金沢城河北門の歴史

河北門は、金沢城の大手(追手)をなす尾坂門から新丸に入り、桐木門を経て河北坂を上ったところに位置する三ノ丸の正門である。河北門から三ノ丸となり、二ノ丸正門の橋爪門へと導かれるので、河北門は大手筋の中間にある重要な門であるといえよう。石川門は三ノ丸の搦め手門であるが、正門である河北門・橋爪門と共に大型の枡形門であり、格式もこれに準じた扱いを受けたので、河北門・橋爪門・石川門をもって城内の「三御門」と呼ばれた¹⁾。

二種類の「慶長古絵図」

「加州金沢之城圖」主図合結記系
(東大南英文庫蔵)「加州金沢城圖」有沢園
(金沢市立三川図書館蔵)

「河北門」の名称は、天正12年(1584)9月の末森合戦での功績を書上げた十村(栗藏村彦三郎)の由緒書に、利家が「河北門より出馬し給う」とあるのが初見で、これを根拠に前田利家が城主となって間もなく存在したと伝えるが、一次史料ではないので疑問を残す²⁾。名称の由来については、河北郡に向かっていただけからとする説が、「越登賀三州志」「金城深秘録」をはじめ多くの史書に載る。一方で、河北郡門徒の負担によって寄進されたからという主張が、金沢御堂の後継寺院とされる西末寺(のちの金沢西別院)の「表末寺」であった照円寺の記録³⁾にみえる。

金沢城の「慶長古絵図」(絵図一覽①-1・

2)には、河北坂の上に枡形門がなく、坂の下に枡形門が描かれている。しかし、寛文8年図(絵図

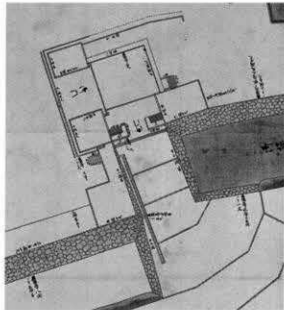
一覽②—1)や万治～延宝4年の城内景観を描いた「金沢城内図」(絵図一覽⑤—2)などでは、坂の上の枡形の河北門だけとなり、坂の下の枡形門はなくなっている。そこで、森田平次「金沢古蹟志」は、河北坂下の門を「枡形門」と呼び、河北坂上の河北門と区別し、別に「枡形門」の項目を掲げ、「此の門は河北門の外なり、升形に建てたる門なるにより升形門と呼べり、拾纂名言記に云ふ、利長卿の時、河北門の先き升形をば利常卿仰上げられ、築かしめ給ひ、大形出来せし処へ、篠原出羽、上方の御使を濟し歸り来て申上ぐる。此所は、御城の大手なり、石小くて見苦しく候とて、打崩し築き直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗すべしと思入つて居。家督拝領して思ふは、出羽ほどの者、又持つ事かたし、成敗は思ひもよらずと。神戸清庵などへ御物語被成と言ひ伝ふ、とあり。されば、慶長年中、利常卿未だ世子たりし頃築かれし石垣也」と説明した。利長の時代(慶長年間)に、継嗣の利常が仰せ上げて築いた「河北門の先き升形」に関する「拾纂名言記」の逸話(後掲史料選¹⁾)を、森田は坂の下の「枡形門」のことと解釈し、この項目に掲げたわけだが、果たして、この解釈は妥当なのだろうか。坂の上の河北門そのものに関する逸話と解することも可能だからである。

今年の埋蔵文化財調査で、河北門枡形の一角をなす二ノ門渡櫓の門台石垣の根石が検出され、それらが慶長期後半の石垣の特徴を持っていることが判明したので、河北門が枡形門となったのは慶長年間と推定された。であれば、枡形門内に鏡積の大石がないのは大手筋の門にふさわしくないと判断した篠原が一方的に築き直させたという、この逸話は、坂上の河北門が枡形門に改変されたときの出来事と解釈することも可能であろう。さらにいえば、この積み直し事件が起きたのは、慶長10年(1605)前後と特定でき⁴⁰⁾、出土した石垣根石の年代観とも矛盾しない。篠原による門台石垣積み直しの逸話は、むしろ、坂上の河北門が枡形門となったときの「物語り」と見るべきではないのか。

「金沢古蹟志」が、あえて坂下の枡形門について説明したのは、森田が熟知している「慶長古絵図」⁴⁵⁾に描かれた坂下の枡形門に注目していたからだが、これを「拾纂名言記」の逸話と結び付けたのは誤解ではないか。「拾纂名言記」の著者(毛利準之助)の本意は、寛永8年(1631)大火後に現存していた枡形門でなく、寛永大火以前の「先枡形」の創建時にこういう逸話があったということで紹介したものであろう⁴⁶⁾。であれば、坂上の河北門が新たに枡形構造に変化し正門の格式をもつに至ったのは慶長10年前後(1599～1611)となる。坂下の枡形門の廃絶時期は、寛文期の絵図に見えないことから寛永年間以前と想定され、寛永8年大火で焼失したあとは、再建されなかったのではないか。坂下の枡形門創建は、大手筋にある以上、利家時代であることは確実だが、城の大手は当初、西町口にあったという伝承があるので、大手筋をどのようなルートとみるべきかという課題とも関連させ、今後も検討が必要である。

以上から、坂上の河北門が枡形構造になった時期を慶長期とみること、文献の面からも可能である。それ以前の姿は「慶長古絵図」に見えるような平入り門であった可能性があるが問題も残る。これも今後の発掘結果などをまち検証する必要がある。

寛永8年の火災の後、二ノ丸拡張事業があり三ノ丸が狭くなったが、このとき坂上の河北門も再建されたとみてよからう。今年の埋蔵文化財調査において、ニラミ櫓台南面付近で、寛永期とみられる石垣根石が確認できたので、寛永の再建時に、かなりの石垣補修が



金沢城中地割絵図(金沢市立玉川図書館)

なされた可能性が高まった。坂下の景観は上述のごとく、この寛永大火を契機に、寛文以後の絵図景観に変化したのであろう。「金沢城内絵図」「金沢城中地割絵図」(絵図一覽⑤-1・2)に示された河北門の規模は、後掲表3の通りであり、それが前期金沢城(1631~1759年)の河北門の基本サイズであった。

その後、宝暦9年(1759)の火災で焼失したことは、多くの絵図・文献等に記され、宝暦10年城郭修補願絵図(絵図一覽③-4)によれば、河北二ノ門の北側門台石垣で「石垣高さ2間、長さ、折れ廻し9間損シ」、枳形土塼で「瓦葺25間半、残らず焼失」、土塼下石垣は「高さ2間、長さ2間半孕み申し候」と、宝暦9年の焼損状態が記録されている。

その後の再建は、まず二ノ門の石垣台やニラミ櫓台などの石垣修理から始まったが、宝暦10年から石垣を積み直し11年に竣工した。この石垣普請は、穴生になっただけの正木甚左衛門の指揮下で、扶持人石切と法船寺町の石屋長左衛門が相談して縄張りを行い、町石工を数人雇用して遂行されたという(後掲史料選④)。渡り櫓などの作事の着手は、石垣ができ10年ほどたった明和9(安永元、1772)年2月29日で、同年6月28日に建物が竣工した^⑦。河北門造営担当の「造営方主付」は原五郎左衛門と永原忠兵衛であり(後掲史料選②)、御大工の山上奎之助、清水次左衛門、松波源右衛門が主付となり、表1に掲げたような御壁塗・左官・屋根葺・扶持人大工・棟梁大工らとともに再建事業にあたった。このとき、枳形土塼にあった石垣の外壁を一部土塼に見せかける特異な工夫がなされ、これを城内唯一の「隠し石垣」と呼んでいるが(後掲史料選④)、このような特異な土塼構造(絵図では黒の太線で表記)は、明和9年の再建時の御大工たちが案出したものと推測されるが、その理由などは不明である。

明和9年(1772)の再建の後、おそらく何度か補修があったと推測されるが、明治4年の廃藩後も維持され、明治後半までには撤去された。しかし、明和9年に再建された河北門は、明治14年の二ノ丸殿舎(兵舎として利用中)の火災時に類焼したという記述が、一般向けの通史などにみられるが、火災によって消滅したのか、人為的に撤去されたのか、またその消滅時期は何時なのか、確実な資料で、まだ確認されていない。今年度の河北門の発掘調査において、明治期の火災層が未だ確認されていないので、火災による消滅説の蓋然性は低い。

ところで、防衛省防衛研究所付属図書館に所蔵される旧陸軍関係資料の中に、新丸で新築が予定された兵舎のため、河北門石垣の戸室石を撤去し礎石等として再利用したいとの申請書(後掲史料選⑦)が残っており、人為的撤去の可能性を示唆する。明治9年のこの申請は却下されたが、現存する河北門付近の石垣遺構の残存状態が、この申請書に添付された撤去計画図とほぼ一致するので、この申請書は、明治11年の明治天

表1 明和の河北門造営の関係者

河北門造営方主付	2人	原五郎左衛門・永原忠兵衛
作事奉行	2人	土方勘左衛門・玉井倉人
作事所横目	2人	岡田平丞・清水八左衛門
内作事奉行	5人	沢田弥左衛門・山本久右衛門・山岸源大夫・河嶋吉大夫・高島龜大夫
主付御大工	3人	山上奎之助・清水次左衛門・松波源右衛門
主付御壁塗	4人	堀越源左衛門・堀越津右衛門・堀村市右衛門・堀内古右衛門
主付御扶持方大工	1人	水嶋権之助
主付棟梁大工	3人	惣四郎・善次・忠右衛門
主付屋根葺棟梁	1人	甚左衛門
主付左官棟梁	2人	長右衛門・善次
御大工棟取	2人	西田清之丞・田辺久丞
御扶持方大工	3人	山上右平次・高橋貞右衛門・山本九左衛門
大工野煎	5人	平助・武右衛門・勘左衛門・庄助・彦助
棟梁大工	3人	七丞・与助・太助
屋根葺棟梁	2人	九郎右衛門・惣兵衛
草用者	2人	今村三右衛門・猪山左内
留書足軽	2人	(名前不明)
取次足軽	2人	〃
横目足軽	6人	〃
火ノ番足軽	6人	〃
入口番足軽	3人	〃
小遣小者	6人	〃

・「諸事被仰出等日記」(加越能文庫)をもとにした田中前編田7論文による。

皇の北陸巡行の後、おそらく認可され計画通り河北門は解体撤去されたのであろう。その撤去時期は、河北二ノ門が明瞭に写っている金沢城三ノ丸の明治期写真（学習院大学図書館など所蔵）の撮影時期が、岡田茂弘氏によって明治11年10月5日の明治天皇の金沢城内陸軍兵舎訪問時であると特定されたので⁹⁰、明治12年以後のことと推定できる。

明治14年の二ノ丸火災によって、二ノ丸御殿を兵舎としていた大隊のため兵舎新築が急務となり、以後明治20年までに、三ノ丸で2棟、新丸で2棟の兵舎建設がなされた⁹¹。したがって、明治14年の火災後間もなく撤去され、新築兵舎の礎石などに転用された可能性が高いと推定している。今後、更なる調査が必要であるが、上記から明治14年以後、河北門の石垣等が人為的に解体され、現存の相当して石垣以外の石垣遺構も解体撤去されたと推測している。（木越隆三）

2 河北門の形状と規模

宝暦の大火以後、明和9年（1772）に再建された河北門は、一ノ門、二ノ門、二重の隅階踏の太鼓塀、L字型の土塀で構成された櫓形門である。櫓形の広さは、東西約14.6m×南北約18.2mあり、石川門と比較（表2）するとやや小さいがほぼ同規模である。なお、三ノ丸の方に入る通路は、石川門とは逆方向に曲がって一ノ門から二ノ門に達する左折れで、勝手が逆になっており、二重櫓の位置も左右入れ替わっている。

一ノ門は、河北門・石川門共に高麗門形式で、遺構の門部分の長さは5.3mあり、若干ではあるが河北門の方が門の通行帯の幅は広く、大手筋の門としての性格を示していると思われる。

二ノ門は、河北門・石川門共に通路左右の櫓台石垣の間を門とし、両櫓台の上を跨ぐ階上を櫓とする渡櫓形式の二重の櫓門である。遺構の調査から、石垣下端での門部分の間隔が11.5mであったことが知られ、門の通行帯の幅は一ノ門同様、石川門よりも広がったこと（表2）がわかった。また、現在のところ、宝暦の大火以降の姿を描いたと確実に断定できる建築立面図が発見されていないので、大火以前の立面図もしくは宝暦以前の姿を元に描かれた計画図と考えられている真柄図を参考に計測すると、二階部分の櫓長さは26.7mであり、石川門よりも一回り大きな櫓門であったと思われる。

一ノ門に向かって右手隅の櫓台には、宝暦の大火以前は、ニラミ櫓と呼ばれる二重の櫓が建てられ、着到櫓の役割を果たしていたが、大火で焼失した後は再建されなかった。そのため、大火以後は、南の新丸向きに「出し」を一カ所設けた太鼓塀が櫓台に回されていた。ニラミ櫓台は、東西の長さが、10.12～11.24m、南北の長さが、6.91～7.88mで、櫓台の面積は石川門の方がやや大きい。石川門の二重櫓（石川櫓）も変形はあるものの、ほぼ正確な菱形であるのに対して、ニラミ櫓台は、東西方向に長く台形に近い不等辺四角形である。

一ノ門と二ノ門の対辺にあたるL字型の部分には、石川門の場合は、一重の多門櫓で、二ノ門と二重櫓を繋ぐL字型の続櫓が、一層分の高さのある石垣の上に乗っている。これに対して、宝暦の大火以前の河北門では、櫓形にL字型に土塀を回した上、南側の土塀に沿って長屋も存在していたが、大火以後にはこの長屋は再建されず、土塀だけが回っていた。

ところで、宝暦の大火以後に築かれた土塀は、異様に厚み（恐らく下端の幅であると思われるが、絵図では7尺4寸～9尺3寸と読み取れる。）のあるもので、これほど厚みのある土塀は、同じ金沢城三ノ丸の櫓形門である土塀門のやはりL字型部分に見られるだけである。ただし、いずれの塀に関しても、その構造が判る絵図等は確認されていない。L字型の土塀の内部構造等については、後掲史料などを参考に、最も妥当な形状を模索しなければならない。

このように、河北門は、石川門よりも櫓形の面積や二重櫓の面積は若干小さいが、構成建築物のうち一ノ門・二ノ門は河北門の方が大きく造られ、通行帯が幅広く取られていた。また、櫓形門単独で

考えると、L字型部分に多門櫓を備えている石川門の方が防御能力は高いが、河北門のL字型部分の背後には、当時の城内最大の櫓である三重の二ノ丸菱櫓が聳えており、総合的な防御能力では劣っていなかったと考えられ、一ノ門・二ノ門を大型化することで、大手筋の三ノ丸への正門としての体面を保っていたと言える。

表2 河北門・石川門の主要寸法の比較

(m)

	枱形		一ノ門			二重櫓台	
	長軸方向	短軸方向	門部分	門部分	櫓長辺	長辺方向	短辺方向
河北門	18.2	14.6	5.3	11.5	26.7	10.12~11.24	6.91~7.88
石川門	17.7~18.9	15.1	4.7	10.3	25.2	9.87	8.55

(正見泰)

3 河北門関係絵図史料の概要

(1) 河北門の平面図

河北門単独の平面図は、城内全域を10~14枚に分割した組絵図や、その写と見られる数例にとどまり、大半は城全域図の中に一建物として描かれている。それゆえ、表4「金沢城河北門関係絵図一覧」では、全域図のうち河北門を明瞭に描く平面図を主にピックアップすることになったが、兵学者が描いた縄張り図や庶民向けの城内案内図などは精度が落ちるもので除外し、幕用図・藩用図の場合でも、図柄が同じものや写本などは略した。表4に掲げた35点は、①2種類の慶長古図（「主図合結記」系と有沢系）、②寛文8年図系の建物鳥瞰図（幕用図系）、③城郭修補願絵図に描かれた平面プラン（幕用図）、④作事所作成の建物等色分絵図（藩用図）、⑤江戸前期の地割図等（藩用図）、⑥その他、と6つに大きく区分できるので、この区分に従って、宝暦大火以前と以後に分けながら概要を紹介したい。なお、以下の絵図説明では拙稿「金沢城全域図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」（『金沢城研究』2号、2004年）、同「金沢城の地割絵図と二の丸御殿図—金沢城絵図調査報告Ⅱ—」（『金沢城研究』3号、2005年）で報告したことが基礎となっているので、そこで論証した点は略し要点のみ記したい。

①「慶長古図」については、前述の通り河北坂下に枱形門が描かれる。「主図合結記」系と有沢系⁽⁹⁰⁾では多少形状が異なるが、どちらも坂上は平入り門、坂下は西に開く枱形となっている。寛永8年大火以前の初期金沢城の河北門の景観として、これが唯一の資料であり、現状では、この姿をもって慶長期の景観とみておくほかないが、坂上の河北門の形状については再検討の余地がある。

②寛文8年幕用図系の建物鳥瞰図、および③城郭修補願絵図に描かれた河北門の平面プランをみると、寛文期の城郭修補願図2点は縄張りを示すだけで精度に不満が残る。宝暦10年図までの2点（絵図一覧③—3・4）は、寛文8年図系の「加賀国金沢之絵図」とほぼ同じ景観を描くが、文化5年の城郭修補願図（絵図一覧③—5、②—4）になると、河北門の二ノ丸櫓がなくなり一ノ門・二ノ門以外は土堀で囲うだけの江戸後期の景観に変化する。安政3年の城郭修補願図（③—6）は石垣だけの配置図で、河北門石垣に3箇所損傷があったことがわかる。

つまり幕用図系では、「寛文8年図」と「文化5年図」が、それぞれ前期金沢城・後期金沢城の典型であった。しかし、これら幕用図の景観の基本は、「寛文8年図」の石垣上に描かれた鳥瞰建物であり、以前指摘したように、幕用図の鳥瞰建物の景観は実態とかけ離れている可能性が大きい（前掲拙稿、「絵図・文献からみた東照宮」『金沢東照宮の研究』）。幕用図に描かれた河北門の景観は、基本要素に問題はないが、規模・意匠などは作画的であり、これをもって河北門の外観とするのは慎重とならざるを得ない。なお、「寛文8年図」およびその同系絵図に書かれた三御門の規模は、門台石垣高さと枱形内の石垣長さ（折廻し）だけであったが、参考のため掲出しておく。

- (ア) 河北門 折廻し29間半、二の門台石垣高さ：2間
- (イ) 橋爪門 折廻し29間半、続櫓台石垣高さ：3間
- (ウ) 石川門 折廻し28間、二の門台石垣高さ：2間

幕府向けに出した情報なので、実態より小ぶりに記載した可能性が高く、これは実寸ではないことに注意しておきたい。

④作事所作成の建物等色分絵図は最も多いが、江戸前期（18世紀前半）のA類・B類・C類に分類した建物等色分絵図（④—1～3）をみても、河北門の平面プランはほぼ同一で、大きな変更は認められない。したがって、寛永に再建された河北門の基本構造は宝暦9年の大火まで基本的に維持されたとみてよからう。宝暦5年図（10枚組と14枚組、④—5・6）は、幕府巡見上使用に用意されたものであるが、C類とほぼ同じ平面プランであった（④—5、なお④—6・7は5の写とみられる）。これら前期の建物等色分絵図の河北門内に番所が描かれるが、以後の作事所作成の建物等色分絵図でも描かれる。宝暦5年図系の河北門絵図には、ニラミ櫓は「玉葉奉行預」、二ノ門渡櫓は「御弓奉行預」、枳形長屋に「内作事方預」と記されているので、当時の用途が窺える。なお枳形長屋の後方に大型の「腰掛」という休憩所、ニラミ櫓西方には「定掃除所」の建物が設置されていた。

宝暦大火後は、2節でふれたようにニラミ櫓がなくなり、二ノ門続きの長屋が幅広の土塀に変わるなどの変化があったが、こうした景観を描く江戸後期の建物等色分図のなかには、詳細に寸法記載するものがあり、絵図精度も向上している。とくに復元設計にとって有益とみられる代表的な3絵図が、河北門をどのように描写しているか個別に確認しておきたい。

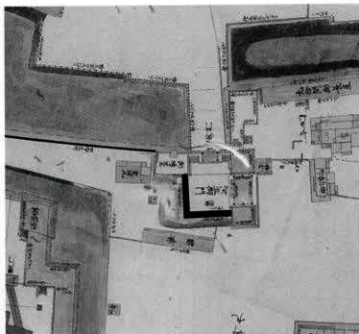
(ア) 1830年「御城中壱分碁絵図」600分1（④—9）は、文政8年～天保3年（1825～32）の景観を描くが、ニラミ櫓台石垣の平面プランを台形とし、上に大鼓塀と出シを描く。一ノ門裏にある東・西の雁木段数は8段で、二ノ門正面（西面）には雨落葛石が廻り、背面（東面）に矩折の排水溝を描く。一ノ門から二ノ門に向かう枳形内の通路には段差（葛石）を設けていた。

(イ) 1850年「御城分間御絵図」600分1（④—10）は、弘化2年～嘉永4年（1845～51）の景観を描く碁絵図であるが、枳形内の通路の葛石が描かれていない点や枳形土塀外側の土居の端に石垣を描く点は（ア）と異なる。また、一ノ門裏側の雁木段数は5段としニラミ櫓台南側の石階段を矩折に描く点、二ノ門渡櫓の北側出入口に踊場しかなく石階段が描かれていない点なども（ア）と異なる。こうした相違は、この20年間に生じた変化とみるか、絵図作成者の関心の違い、精度の違いに起因するものなのか特定できない。両者の要因が作用しているのであろうが、個々の相違点ごとに原因を判定する手がかりは目下得ていない。

(ウ) 「金沢御城内外御建物図」100分1（④—11）は、天保4～9年（1833～38）の景観を描くが、（ア）（イ）のような平面寸法の記載がない。しかし反面、建物の納まりについては（ア）（イ）より詳細である。例えば、一ノ門の鏡柱・控柱の方形の断面形状や二ノ門の鏡柱・脇柱の配列や形状を描き、ニラミ櫓台の大鼓塀に出シを設け控柱を描く点などは建物構造を知るには有用な情報であった。しかし、一ノ門裏側の雁木段数を6段とし、一・二段目を頬当石垣まで延ばして描く点などは（ア）（イ）と異なり、相違の意味を検討する必要がある。なお、枳形土塀を幅広い太線で描く点や二ノ門周辺の雨落葛石や排水溝の描き方などは（ア）（イ）と共通する。

以上3点のうち、（ア）・（イ）は「碁絵図」と呼ばれる分間図である。（イ）には1分3ミリの朱の方格線が入るが、（ア）は略している。（ア）の元図は、（イ）のように方格線があったが、城代提出用図であったため方格線を略したものである。江戸後期の碁絵図は地図としての精度が向上しているうえ、建物の平面規模を示す寸法が数多く表記されているので、復元設計に貴重なデータを供する資料といえるが、1間が6尺なのか6尺5寸なのか、凡例などが不明のため不明であった。しかし、文化

財建造物保存技術協会において石川門の実測値と絵図記載寸法を比較検討した結果、両図とも1間を6尺としていたことが判明した。また、(ア)(イ)で、同じ位置(測地点間)の寸法表記がほんのわずかだが異なる箇所がいくつかあった。当初は誤記とみる見方もあったが、文化財建造物保存技術協会による石川門の実測値と比べてみると、(ア)は柱の外側を実測点とする外・外計測、(イ)は真・真計測であったことから数値が異なったケースが2ヵ所あったが、それ以外は、(ア)(イ)とも同一であるか、(イ)のほうが外・外計測で、(ア)の寸法が小さいケースであった。河北門で検証してみても、(ア)が外・外計測、(イ)は内法計測というケースが1例あるが、逆に、(ア)が



「御城中巻分基絵図」(横山隆昭氏蔵)

内法計測、(イ)は真・真計測のケースが1例あり、(ア)のみ二ノ門鏡柱の内法を示すということもあった。このように、記載された寸法の測点の取り方に斉性を求めがなく、個々の状況に応じて実測しているため、実測者による個性が反映したものと思われる。絵図作成を担当した御大工や測量者の流儀、測量時の制約等により、ある程度臨機応変に測ったと推定されるが、今後さらに検証する必要がある。こうした検証により、江戸後期の基絵図上に書かれた寸法記載の意味がより明確となれば、(ア)(イ)両絵図の利用価値は一層高まるはずである。

また、江戸後期の精細な基絵図に記載された情報と埋蔵文化財調査によって確認された遺構等から判明したサイズ情報との照合も今後の課題となろう。

⑤江戸前期の地割図等4点は、17世紀後半～18世紀初頭の景観を描くもので、とくに10枚に分割した「金沢城中地割絵図」(⑤-1)は、細かに各部の寸法を記載する大型図で、江戸前期の河北門の史実を検証するに適した絵図である。「金沢城分間絵図」(⑤-4)は「金沢城中地割絵図」系の図柄をもつが、寸法等の記載はない。城内呼称や貼り紙の内容などから江戸後期に利用された絵図と推定される。なお「金沢城分間絵図」の写が金沢大学に1枚所蔵されるが絵図リストでは略した。

寛文期から元禄年間頃の城内景観を描いた「金沢城内絵図」「金沢城図」(⑤-2・3、描稿「金沢城研究」3号で解説する)も、前期金沢城の景観を示す代表的な絵図であるが、そこに書かれた河北門のサイズ情報を、表3「江戸前期の河北門のサイズ」に区分して掲げた。例えば表3のニラミ櫓のサイズ表記を見ると、双方の絵図作成者は、異なる観点から実測したことがわかる。つまり、作事所で作成した「金沢城内絵図」「金沢城図」ほうは、御大工の視点で石垣上の建物のサイズを示したのに対し、普請会所で作成された「金沢城中地割絵図」では、城内石垣・堀等を保守管理した普請奉行・穴生の観点から、石垣の長さや高さ・法などのサイズを示したことが窺える。しかし、このように記載サイズの意味を切り分けても矛盾した点が一部残るので、これらは今後、埋蔵文化財調査の発掘結果等をまわって検証されなければならない。そのための基礎データとして提示しておく。

⑥その他の平面図は、多様な用途で作られており、そこから河北門の用途や管理状況、非常時の出動体制などが窺える。江戸後期に作成された江戸前期の景観を描く全城絵図2点(⑥-1・2)で、枳形長屋を「玉葉奉行預り」としている。河北門が三ノ丸にあった鉄砲所や鉄砲訓練所のための弾薬

倉庫として利用された可能性が窺える。また「金沢御城之図」(⑥-5)は、火災等の非常時に城内各所を防衛するための動員体制を示したものと推測されるが、河北門・石川門では、いずれも金沢町奉行1人、与力5人、足軽26人、橋爪門では定番馬廻4人、足軽10人が配置されている。

表3 江戸前期の河北門のサイズ

	金沢城内絵図・金沢城図	金沢城中地割絵図
一ノ門	門幅2間 頬当石垣土塀：2間+2間	門幅：不記、頬当石垣長さ：2間半+2間半 頬当石垣奥行：1間4尺5寸
ニラミ櫓	二重櫓：1重目は4間×6間、 上重：2間半×3間半	櫓台石垣サイズ：4間半×6間4尺 櫓台と地面との比高差：8尺 櫓台南面の付属石段サイズ：11尺×2間
二ノ門	波櫓規模：4間2尺×13間5尺	南側櫓台石垣：4間5尺5寸×3間半 北側櫓台石垣：4間5尺×4間5尺 門幅：6間4尺
枡形の御長屋 (一ノ門向い)	長屋建物：2間×8間4尺	長屋土台石垣内側長さ：8間半
枡形土塀 (二ノ門向い)	土塀長さ：6間2尺3寸	土塀土台石垣長さ：7間2尺

(2) 河北門の立面図

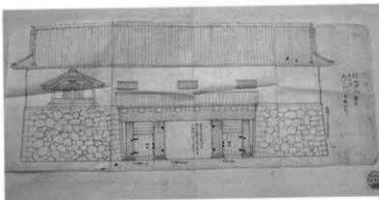
次に立面図についてみる。「金沢城建物起絵図」(以下「起絵図」とする)と「加州金沢御城来因略記」(以下「来因略記」とする)が基本となるが、いずれも150分1の縮尺図で精度の面では十分とはいえない。文化13年に編輯された「御城中總櫓并御門絵図」は、「起絵図」・「来因略記」と同系統の立面図集であるが、掲載図面が少なく、文化3年以後に最終的に完成された「起絵図」から重要な立面図を選抜したものとみられる。天保15年に編輯された「来因略記」も「起絵図」を参照して作られたと推定されるので、河北門立面図については、「起絵図」が最も基礎的な資料といえる。

「起絵図」の河北門は、二ノ門の立面図以外すべて、宝暦大火以前の立面図の上に明和9年に再建された立面を張り掛けてあるので、宝暦大火以前と以後の変容がよくわかる。しかし、二ノ門の立面図には張り掛けがなかった。二ノ丸菱櫓も、こうした張り掛けのない事例であった。これを宝暦大火後の再建で、基本的な変化がなかったため、あえて張り掛けをしなかったものと解釈したが⁽¹¹⁾、厳密に言えば多少の変化があったことは否定しがたい。あくまでも基本的な点で外観に変化がないと判断し、張り掛けを略したのであろう。

上記から、河北門復元にあたり、「起絵図」に張り掛けられた宝暦大火後の再建建物の立面図や、張り掛けなしの二ノ門西側立面図が、唯一の立面図資料ということになる。このほか、二ノ門東面の一部が写っている明治期の「三の丸写真」(学習院大学付属図書館蔵)も、江戸後期の河北門の立面が確認できる重要資料である。学習院のこの「三の丸写真」の撮影時期は、上述の通り明治11年の北陸巡幸時であったが、これと同じ写真が宮内庁書陵部などにも所蔵されていた⁽¹²⁾。また、この「三の丸写真」と同じ方向から撮影した別種の写真「河北門」「二之丸菱櫓・河北門」の2葉が、金沢大学図書館・金沢市立玉川図書館(元の写真は友友家旧蔵と推測される)にあり、学習院の「三の丸写真」と合わせて復元資料として活用している。

確かな立面図資料が「起絵図」だけという状況のなかで、新史料の発見がもたれていたが、昨年9月、真柄建設株の社史編纂をきっかけに、3点の金沢城関係図が確認された⁽¹³⁾。そのなかの一枚が縮尺50分1の河北門立面図「河北御門絵図」(以下では「真柄図」と略記)であり、内容的にも河北

門の復元設計に重要な情報を提供するものだったから、じつにタイムリーな発見で驚いた。当初確認したとき、これを江戸後期、明和9年再建時の立面図と解釈したが、発掘調査の結果と照らし合わせた結果、むしろ明和9年再建時以前の姿である可能性が高い。その理由を簡単に説明しておきたい。



〔河北御門絵図〕(真柄建設株式会社蔵)

真柄図は、二ノ門渡櫓の西側から見た50分1図で、起絵図より精度が出ている点にまず価値があったが、そのほか渡櫓下の冠木の内法高さや鏡柱の内法幅、脇柱と鏡柱の幅、鏡柱・脇柱の寸法などが記載される点で貴重であった。さらに、真柄図の柱間幅(17尺)・鏡柱サイズ(3尺2寸)と1830年の「宍分基絵図」の内法長さ(13尺8寸)とが一致したことから(17尺-3.2尺=13.8尺)、真柄図の真正性が高まった。しかし、方形の脇柱のサイズは「2尺×1尺7寸」と記していたが、発掘された脇柱の礎石とその上に残された柱の痕跡から柱のサイズを測ったところ、絵図より一回り小さい「1尺8寸×1尺3寸」という数値を得た。また渡櫓の隅柱が描いていない。

そこで問題となるのは、発掘遺構で確認された柱サイズや古写真の姿と、真柄図の間の違いをどう考えるかである。一つは、真柄図は設計図であり、施工上何らかの不具合があり予定の脇柱より小さくなったと解釈ができるが、設計図としての真柄図が何を根拠に2尺幅の柱としたかということ、宝暦9年に焼失した河北門のサイズに準拠した可能性が高いといえる。また、もう一つは、真柄図はそもそも明和の再建と関係のない絵図で、明和以前の立面図であると見ることもできる。しかし、鏡柱のサイズや2本の鏡柱の内法寸法が、再建後のサイズを記録した「宍分基絵図」と一致している点からすると、真柄図は、宝暦以前の立面図を参考に作成された計画図と解釈する方が妥当であろう。

このほか、清水文庫に残る木割書(作成年次・作成者不明)「造作弁図解」に枳形門の二ノ門立面図が掲載されており参考となるが、来歴不明の木割書なので真正性の追求が今後の課題である。

(木越隆三)

4 河北門に関する主な文献史料選

(1) 慶長年間、河北門築き直し事件 (毛利幸之助書「枳形名言記(上)」[御夜話集]上編)

一、利長様御逝去有て後、利常様御意には、河北門の先升形私築可申上遣けるに、大形出ませしに、薩原出羽上方御使に参り帰て申上るは、此所は御城の大手也、石小にして見苦敷候と申上、打崩て築直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗可仕と思入て居。家督拝領して思ふは、出羽ほどの者持事難しと。成敗はおもひもよらずと、神戸清安押に御物語被成と云伝也。

(2) 宝暦大火後の河北門再建史料

①「泰雲公御年譜」(宝暦12年3月22日条) [加越能文庫]

一、(三月)二十二日、御城御造営二付、石川御門御普請八御郡方、河北御門御普請八町方へ被仰付候由、

②「袖裏雑記」十九(宝暦12年3月22日条) [加越能文庫]

町奉行江

御城御造営就被 仰付候、外煩御普請所之内一ヶ所御入用銀、町中を為冥加指上申度旨願之趣奉届候、先以奇特成事二候、就夫河北御普請被 仰付候条、右御入用銀指上候様可被申渡候、右之

趣者追而御聴にも相達可申候事、

三月十八日

○右、河北御門御入用者二百貫目計にて、町方^ノハ夫^ノ多ク為指上可申内存之由、町奉行申候趣等もあり、

③「太梁公日記」(明和8年10月28日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

又兵衛呼、

○城中普請、且河北門ノ事、且公事場奉行之事等、工夫有之様申渡置也、

④「太梁公日記」(明和8年11月8日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

○先達而河北門普請主付之義、権左衛門を以相伺、右之内、原五郎左衛門^(左衛門)・永原忠兵衛^(忠兵衛)、右主付可申付旨申渡ス、年寄中^(中)ハ原五郎左衛門^(左衛門)・野村源兵衛^(源兵衛)・永原忠兵衛^(忠兵衛)・山崎次郎兵衛^(次郎兵衛)同に付、先名之者共故申渡ス、

⑤「頭書日記」(明和9年2月22日)〔前田土佐守家資料館〕

河北御門御普請就被仰付候、当廿九日より往来指留候条、御城中御番人、且又就御用罷出候面々、石川御門より従来之筈に候条、此段夫々一統不相洩様可被申談候事、

二月廿一日御城代安房守より御横目へ渡之、

⑥「太梁公日記」(明和9年2月29日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

一、今日^ハ河北門出来ニ取かゝり候に付、門留メ申付候由し、当分石川門^ノ才出仕等有之様申談候得共、一ヶ所ニ而者、以之外指支候に付、其上火事等急切之御用有之トキハ、トテモ石川迄ニテハ必至与指支候間、土橋門ヨリ茂手寄次第登城候様可申渡ト存候、此段城代へも相達、指支候儀茂無之旨に付、相伺候由、権左衛門を以主水^ト伺ニツキ、承届候段申渡ス、

⑦「太梁公日記」(明和9年3月11日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

駿河守
伺、
安房守

○今般江府火事に付、別而何か指ツメ之時節候間、河北門之儀、先延引可然旨、今朝又兵衛^ノ申越候、併最早大取かゝり候事ニ候間、何卒此儀不被仰付候様いたし度、兩人相願候由之事、右取意也、委細者入組、事長キ故略ス、猶更可及思慮旨申演ル、

⑧「太梁公日記」(明和9年3月13日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

駿河守伺、

○一昨日申聞ル河北門作事之儀、今朝又兵衛^ノ先達而御指止候様申遣候得共、存底二者、何卒被仰付候様いたし度段申越候旨申に付、左候得ハ、一段之事ニ候、今明日中二拙者^ノ可申ト存ルトコロ、又兵衛^ノも右之通申候候へハ、猶更之事也、

⑨「太梁公日記」(明和9年6月28日)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

安房守伺、

○此間権左衛門を以被仰出候小川七太夫手前之儀、御加筆物指上候由ニ而持参、受取置也、

○昨日河北門私共遠見分処、一段宜出来之由也、一段之義、存之外早く出来、殊更参勤前宜時分出来、重畳之仕合ニ候、土方勘左衛門^(勘左衛門)初、殊^(殊)原五郎左衛門^(左衛門)杯も以之外出精故如是、各ニも兼々心頭ニ被懸候故ト、彼は大慶之段申聞ル也、

⑩「頭書日記」(明和9年^{6月28日条}_{7月6日条})〔前田土佐守家資料館〕

六月廿八日

一、河北御門就出来、今日御城代見分有之候ニ付、定番頭・同御番頭、主附頭原五郎左衛門・永原忠兵衛、御作事奉行初、手先之役人召連罷出候、

一、右、御門就出来、来月朔日より往来相成候由、御横目中より申談有之候、

七月六日

(中略)

一、今度河北御門出来、依之今明日町中致益正月候様申渡、兩夜共町中提灯家々燈之、

①「政談記」十一 (明和9年7月7日条) (加越能文庫)

(七月) 七日河北御門御普請出来、当月朔日より往来不指支、依之今日右御用懸り左之人々江左之通、

白銀五枚・晒布三疋	原 五郎左衛門
晒布三疋	永原 忠兵衛
同二疋宛	御作事奉行 土方 勘左衛門 玉井 舎人
八講布二疋宛	内作事奉行等同断 御横目都合七人
金子等	御大工等江

右、河北御門御普請、何茂入情相動候ニ付致出来、御喜悅 思召候、依之御祝被成、御目録之通被下之、

②「政談記」十九 (寛政10年正月条) (加越能文庫)

今月十六日河北御門鎖損候旨、御番与力^三之 御丸御馬廻^{一番御御番人佐藏助兵衛、小寺武兵衛組也。}御番所江断ニ付、右鎖持参候様申遣候処、是迄御鎖損候節持参不仕、出来之上者罷出受取候旨申越候ニ付、御馬廻中^{御城代江持}此方御城代^{持参御達申候間、持参候様重而申遣候得共、与力中承引無之指支候ニ付、先下番足輕}を以受取候。以来持参之儀被仰渡候様仕度、乍然是迄新鎖御作事所^{御番所江、棟梁持参之儀に候}条、損物御用立不申品ニ候間、是非与力持参無之^{而も苦ケ間敷哉、左候得者御馬廻中も御城代江持}参に及間敷哉。是以後者損候段迄御達申、損シ鎖者御番所へ棟梁受取ニ出候様可被仰渡哉之旨、水越左兵衛等十五人連名状紙面、佐藤・小寺宛所^而出候に付、則二月十九日兩人奥書を以御城代奥村河内守殿・前田大炊殿へ相達置候処、是迄新鎖棟梁持参者不相當儀、間違之趣も可有之候、以来ハ損候鎖与力持参ニ不及儀者、損之品に候得者不指支儀ニ候。御馬廻中も御城代江及持参候、依之向後者御馬廻^{罷出、損シ候儀可相達、左候得者内作事奉行御番所へ罷出受取、御修覆等出来之上持参候様可被成ト申渡候、右御修覆等之鎖等者、与力罷出受取候様被仰渡候間、此段三之御丸御番人中へ可申渡旨、四月廿一日御城代河内守殿被仰渡、則佐藤・小寺^{申渡候事、}}

(3) 文化年間「越登賀三州志」

河北・石川二門の名は、河北・石川二都に向ふ所の門と云ふ義成るべし、河北門の名は、天正十一年国祖能州七尾より当城へ移り玉ふ時、小坂口を正門となすとまで有りて、此の時未だこの門名は無なりきと見ゆ、翌十二年能州未森後援の時、河北門より出馬し玉ふとあるなれば、是其の門名を云ふの始めか、是より後の書には多し、石川門名の初見は、承店の頃当城の白鳥塹へ湖婦あるより、石川門内妄りに往来を禁ずと見え、又石川門脇、向山より見下すかさしの松は、微妙公の時藤原織部^{于時御用人。}に命ありて、植桑させらると云ふこと見ゆれば、此の頃よりの門名か、是以前には見あたらず。

(4) 藩穴生方後藤文庫にみえる河北門史料

①「城内等秘抄」

三之御丸

一、三ノ御丸一郭別廓也、如此ニシテ廓を厚クしたる物也、土御番所後ハ小廓也、鶴御丸ハ馬屯ハ枚戸ハ馬出也、右之方茂馬出也、

一、河北一ノ御門左之方懸断下御石垣ハ火矢台也、御土蔵之方懸断少残シ其余者長打廻懸取除御幕

也、此所にも天明有べし、火矢台・大筒台ハ地面より上迄栗石詰ニシテ上ニ土置、芝付不申筈ニ候。
子細ハ若枯草ニ相成芝ニ火つり申故、芝状申義者無用、しかし御好なれば格別、

一、河北御門升旗御石垣折廻シねり扉之中御石垣、隠シ石垣と申候、隠シ石垣ハ御城中此所々所に御座候、

一、同所等一ノ御門々々鉄炮打出等之義者略仕候、

一、御櫓々々大筒小筒打出申義者同断、

一、河北一ノ御門右之方土塀取除御まく火矢打出ス所歟、

一、土御番所後釣かね者御城中火事之節、且御出陣之時御相因之かね歟、

②「高石垣等之事」など

一、宝暦十年橋爪足輕番所横切合御石垣繕り、同十年ハ河北御門台両方積直十一年出来、同十二年五拾間御長屋下石垣崩御普請同十三年出来、

(中略)

一、河北御門台本切合、是等茂手初之御普請ニ候、其節繩張大キニ六々敷候、町石屋敷人御雇ニ候内法船寺町ニ石屋長左衛門と申者有之、是ハ水まはり違者ニ候、此者御扶持人石切と申談繩張出来也、当時ニて町石や杯示談ニ而致出来候ハ世上風聞可有之、其時分ハ人氣宜何之さたもなく相济候、右御門台手切ニハ宜出来ニ候、悪敷所も有之候得共初而之事夫程之事ハ可有之候、角石長サハ其程ヲ考極べし、長キ石ヲ用ると平積石配あしく相成候、此所会得可仕候、薄キ石ハ果而不宜其程考極べし、

(中略)

一、河北御門と云ハ方角之郡之名也、河北ハ北向北ハ河北郡也、雖然此内郷庄入交り居可申歟、其所ハ未承候。末ニ郷庄之事調査候、

一、往古ハ三ノ御丸等并河北御門外等土屋敷也、其後不残御城外江移さる、此御人々之事別絵図ニ調査べし、

一、石川御門と云ハ浅野川ヲ限東南西ハ石川、其内石川等色々分り有之、浅野川之外ハ河北郡大略如此。右両御門ハ郡之名也、

一、土橋御門と云ハ御門外左右之御堀掘切石垣ヲして土橋ニ相成居候故土橋御門と名付、

一、西丁口御門ハ西丁と云町名有、此町口に御門口付有之故西丁御門といふ、

一、橋爪御門ハ橋ノ爪ニ御門有之故、橋爪御門といふ、

一、南御門ハ三ノ御丸ハ方角南ニ当り候故鶴御丸南御門といふ、此御門昔末森之大手之門と承、鶴丸入口八枚戸有之、土番所後ニ早かね有之、やねなし、

(中略)

(5) 文化10年「国格類聚」にみえる河北門史料

①国格類聚卷之二

年中御城向御作法之部

此部文化八年年頭御作法附ヲ以テ書シ、猶巨細ニシテ事ヲ識ニ便ナラシム、

年頭御作法

正月元日

一、御殿等江罷出候人々都而鬘斗目布上下着用之事

一、御城中御門々々開之、御飾藁并御飾松有之^{但御門ハ相屋}、河北御門・石川御門下警固足輕三人、同升形之内江も足輕兩人罷出^{合紋羽織袴着用}、同所御門外江も兩人出る、右両御門為御御先手物頭三人^{御少之時ハ}、^{物頭持録ニ御番所拱之、割場}割場奉行一人充、与力御番所江相詰^{奉行持録ニ御門内者不入候事、}橋爪御門右同様、御先手物頭

等ハ御馬廻番所江相詰、但御門之下江御歩横目一人罷出但年寄衆等登城之節迄、且未明ニ候得共、同所分提灯前ニ罷、此外住御所望等相詰候無之、一之御門下同外橋之端及雁木坂高等警固足輕兩人充罷出、夫才表御式台前九拾間御長屋並ニ足輕十人計、御玄関及裏御式台向腰掛前江も足輕十人程充警固罷出但、三ヶ日同様御規式相濟次第、御門方平日之通、

②河北・石川両御門内召連候従者御定

- 一、若党 御年寄中五人 御家老役四人
若年寄役三人 人持并組頭三人
物頭以下式人 前田木工並式人
平士壹人

但御奥小將并御城中御帳付ハ式人

- 一、右之外年寄衆扶箱二当时省略ニ由部西ニツ充被為持候・草履取式人、人持并組頭扶箱一・草履取式人、物頭以下扶箱一・草履取壹人、
一、人数定之外夜中ハ提灯持壹人、雨降候刻ハ傘持一人不苦候、
一、御城中 御番人ハ長道具并供之者幾人ニ而も不苦、槍者横ニいたし為持候事、

橋爪御門内召連候従者

- 一、若党 年寄中式人 御家老役式人 若年寄壹人 人持以下都而一人、
一、右之外ハ一統扶箱一・草履取一人但御用番ハ扶箱ニツ召連、但年寄衆等外小道之者兩人召連候事、
一、扶箱橋爪御門内江為持候而々、

人持役掛 諸頭 平士役懸 御奥小將 御表小將 御大小將

但小松御城番并兼役無之御先手物頭ハ不罷候、都而無役之通三 御丸迄、

③火事御定之部

此部其要例ヲ爰ニ挙ク、其他御城中御定及従前々被 仰出等之品繁多ニシテ不記之、尚其書記ニ就テ研究スヘシ、

(中略)

○御留守中火事之節御定

- 一、御本丸 定番頭
但二御丸并同所御奥方、且又金谷御殿御式江も打廻り可指引
定番御馬廻御番頭 定番御馬廻
定番御歩小頭

- 一、二御丸 御小將頭 新番頭 御歩頭
金沢御留守居番 御使番 御小將
割場奉行一人 新番組御歩 御歩之者

但但本文之通ニ候得共、御小將・新番并御歩ハ先河北・石川両御門外江手寄次第罷出、追而頭得指図候而、二 御丸江も罷出候、但此分私ニ記之

- 一、二御丸奥方 足輕一人付札 高島安右衛門
足輕五拾人 小者三拾人
一、三御丸橋爪 当番人足輕共 御小將横目一人
御歩横目一人

但御門之外ニ有之、供之下々御定之通相違無之様内江召連、其外者道明二

行ニ有之、作法能候様可申付事

割場奉行一人

但三 御丸迄罷出、所々足輕番所見廻可申事

一、河北御門

廣瀬武大夫組附与力并組足輕供

外足輕頭一人〔付札 音地清左衛門〕

御小將横目一人 御歩横目一人

足輕十人

但御門外ニ有之、御城中出入仕者不作法無之様可申付事

一、石川御門

中村才兵衛元組附与力并組足輕共

外足輕頭一人〔付札 〔白道、御供儀〕 茨木源五左衛門〕

〔付札 〔白道、御供儀〕 中村才兵衛元組附与力・組足輕迄 罷出候様可指引 茨城源五左衛門〕

御小將横目一人 御歩横目一人

但御門外有之、御城中出入仕者不作法無之様可申付事

一、土橋御門

足輕頭一人〔付札 〔久野、御供儀〕 仙石兵馬〕 足輕一人

一、九拾間御長屋并四拾間御長屋

御持方頭与力并組足輕共

吉田彦兵衛 山路忠左衛門

廣瀬武大夫 堀万兵衛 御射手

御異風 御鉄炮掃除足輕共

一、薪丸

表御納戸奉行御土藏番人〔但當番・非番 共可能出候〕

一、金谷御殿

小幡雅菜助 横山織部

④ ○御在國中火事之節御定

一、御本丸 定番頭

但二 御丸并同所御奥方且又金谷御殿御広式江も打廻り可指引

定番御馬廻御番頭 定番御馬廻

定番御歩小頭

一、二御丸

大年寄中 年寄中 御家老中 若年寄中

御奏者番 定番頭 御近習頭 御用人

御小將頭 新番頭 御歩頭

金沢御留守居番 御使番 御小將横目

御小將 割場奉行一人 御近習番非番共

諸役人 三十人組頭 新番組御歩

御歩横目當番人 御歩者

定番御歩小頭非番之御歩召連可罷出

〔但私ニ記之〕 本文之通ニ候得共、先一統越後屋敷前ニ相揃候、

一、二御丸御奥方 足輕頭一人

足輕五十人 小者三拾人

一、三之御丸橋爪

足輕頭二人 御小將横目一人

御歩横目四人 足輕十人

但御門之外ニ有之、供々下々御定之通無相違内江召連、其外ハ道を明二行

二作法能有之様可申付

割場奉行一人

但三之御丸迄罷出候、所々足輕番所見廻可申事

一、河北御門

広瀬大夫組附与力并組足輕共

外足輕頭一人 御小將横目一人

御歩横目四人 足輕十人

但御門外有之云々〔但橋爪御門同様
之但書ニ付略之〕

一、石川御門

中村才兵衛元組附与力并組足輕共

外足輕頭一人

〔但此外も河北御門同様ニ付略之〕

一、金谷御門

庄田要人組附与力并組足輕迄

外足輕頭一人

御徒横目一人 足輕十人

一、七拾間御長屋御門 林十左衛門組附与力并組足輕共

〔但此外金谷御門同様ニ付略之〕

一、七拾間御長屋

組外御番頭 組外二組

一、土橋御門

足輕頭一人 足輕十人

一、薪丸

表御納戸奉行 御土蔵番人但當番、非番
共可能出候

一、金谷御殿

小幡雅楽助 横山織部

一、金谷御屋敷御文庫

青山将監等〔此外名前去年御
留守之通ニ付略之〕内式人

組外御番頭 組外二組 本組
明組与力

一、九拾間御長屋并四拾間御長屋

吉田彦兵衛組附与力并組足輕共

吉田彦兵衛等〔此外名前去年御
留守之通ニ付略之〕

一、堂形

御馬廻四組頭共

一、御算用場

御馬廻二組頭共

遠田誠摩等〔此外名前去年御
留守之通ニ付略之〕

一、新堂形

奥村兵部等「同斷」

一、御算用場続薪蔵 前田木工等「同斷」

一、公事場 中川清六郎等「同斷」

一、会所 同所奉行

一、割場并下御台所 同所奉行

一、御普請会所 同所奉行

一、御細工所 同所奉行

一、越後屋敷前 御馬廻二組頭共

⑤ ○大組足輕等火事之節建場

大組 河北御門外 神田十郎左衛門組

石川御門外 玉川七兵衛組

金谷御門外 庄田故要人組

中組 河北御門外 中村宗兵衛組

石川御門外	戸田五左衛門組
九十間御長屋	堀万兵衛組
金谷御門外	中泉七大夫組
七拾間御門外	渡辺久兵衛組

但残二組者寄場無之、依而_レ其組々稽古場江相詰、江戸御供詰_ニ而明所次第其跡江出、繰々ニ相勤之、故ニ_レ定り候建場_ニ而者無之候得共、当時之趣を以書之、

定番 土橋御門横

二御丸御広式口

但御本丸御殿有之候得者、鉄御門前ニ守衛之御定、其時者二御丸者無之

御留守居 金谷

⑥御免駕 御帰城之節御作法

一、文化九年三月廿八日 御帰城之節御次第を以記之、

一、御免駕・御着城共御当日御府内一統服沙小袖^{但上}詰_{詰也}・布上下着用、御城向御門詰も有之、但御門者不開、

一、御通筋江者都而所々奉行人等其外町方・村方役人共夫々御先規之通罷出候、

但魚津在住・今石動支配支配所御通行被遊ニ付、踳踳之節槍伏不申候、是其警衛之所を重せられ候故也、且右在住等當時ハ御通之節支配所江不罷越

一、支配境江所々御郡奉行尤罷出候事、

一、御先之三品者三御丸ニ列建罷在候、御筒・御弓者五十間御長屋ヲ後ニ建、御長柄者打廻し下馬之方を後ニ仕建並、尤夫々押之頭御道具之次ニ罷在、御着迄建成之事、

但御筒者御鉄地所江入、翌日右奉行江相渡、河北御門之高御長屋江入、御弓者同様御弓矢奉行江相渡、五拾間御長屋江入、御長柄者御着後御武具奉行請取之、裏御式台高二為掛之、則^(守門)御在國中御節有之候、

(守門)

〔一、右三品御免駕之節も同様三之 御丸ニ相建、御左右次第御先江押出候事〕

一、町端江御待請 町奉行兩人 町同心

但町役人共御通筋江罷出、其外辻々警固足輕罷出候、

一、河北御門前御石垣下

当時改作奉行ハ 御普請奉行 御作事奉行 会所奉行

越后敷御門ヲ後 御算用場御横目 改作奉行 内作事奉行

にして 外作事奉行 割場道具渡奉行

一、同御門欄際 (式公事場御横目 (宅御預地方御用学校御横目

一、三 御丸横爪 御年寄中 ^{御出通之方}

一、同所引離 寺社奉行 公事場奉行 御算用場奉行

御奏者番 篠原頼母 藤田五郎

^{但近年被御渡有之支配所江}
不行越ニ付此所江罷出

御馬廻頭 御小將頭 新番頭 御歩頭

御用人 大組頭兼役 御持方頭兼役

物頭並^{改作方御用・割場} 間番 組外御番頭

御使番 御台所奉行 御細工奉行

右之面々並居、大抵御馬廻番所之辺迄ニ列居、但御横目者所々指引仕、御通之節者与力番所前ニ罷在踳踳之事、

但無役之御先手物頭者罷出不申候、

- 一、同所中程 但大体御馬廻番所之向
 御射手裁許 御異風裁許
 但頭分以上 御意有之ニ付 御通之節少進出
 少隔
 御弓矢奉行 御鉄炮奉行
 御鉄炮玉葉奉行 御歩横目兩人
- 一、同所ニ河北御門を後ニ 但橋爪御門之方ニ向
 割場奉行 同所御横目 但御免馬之御
越後屋敷前
- 一、橋爪御門御番所際 御馬奉行
- 一、表御式台前 定番頭 御留守居番 御広式御用之頭
 定番御馬廻御番頭
 御前様御使者駿斗目者用 関屋長大夫
 貞州院様御使者駿斗目者用 永井貢一郎
- 一、裏御式台前江 御歩小頭 定番御歩小頭
 当番之御歩并御小人頭

引離候而三十人頭罷在、但下馬之際ニ者三十人小頭罷出候事、

(6) 森田平次著『金沢古蹟志』(明治24年刊 34巻本)

河北門

此の門は、追手の正門にて、此の門外は新丸といへり。慶長四年、新丸に取囲なき以前は、河北門外は武士・町人等雜居して、家屋連櫓すと云ふ。三州志来因概寛附録に云ふ。河北・石川二門名は、河北・石川二郡に各向ふ門と云ふ義成るべし。河北門の名は、天正十一年高德公、能州七尾より当城へ移り給ふ時、小坂口を正門となすとまで有りて、此の時未だ門名は無かりきと見ゆ。翌年十二年、能州末森後援の時、河北門より出馬し給ふとあるもの、是其の門名を云ふ初めなるか。是より後の書には多しといへり。平次按ずるに、能州鳳至郡粟藏村彦三郎由緒書に、四代先彦十郎、七尾の城に相詰居候処、末森城江佐々内藏助被寄付。早速御注進申度、浦通りは往来成り難く、羽咋へ出て、浜辺を這ひ行き、金沢御城へ懸け付け、河北御門迄来て申上ぐ。依而為御褒美錢一貫文被下、と見江、田畑兵衛の由緒書には、城主助右衛門殿書状を被添、金沢御城御玄関へ直に馳せ着き、右杖箱指上げ、御注進申上ぐと。とあり。さて河北門の名は、此の時より稱し初めたるには非ず。利家卿入城の初めより稱し来る門名なるべし。綱紀卿の時、三州輿地図撰定の事件ありて、加賀・能登两国郡名の儀に付進達書に、加賀郡・能登郡と申儀者上古之儀、いつ頃河北郡・鹿島郡と相改候哉、其段且而相知不申候。大納言利家時分之証文などにも、河北郡・鹿島郡と有之。金沢城門なども、河北郡に向申を則河北門と申候。尤其以前之城主より唱来申儀に候哉、其段は相知不申と云々。按ずるに、若しくは佐久間氏以来稱し來れるにやあらん。

升形門

此の門は河北門の外なり。升形に建てたる門なるにより、升形に建てたる門なるにより、升形門と呼べり。拾纂名言記に云ふ。利長卿の時、河北門の先き升形をば、利常卿仰上げられ築かじめ給ひ、大形出来せし処へ、篠原出羽、上方御使を濟し帰り来て申上ぐる。此所は、御城の大手なり。石小くて見苦しく候とて、打崩し築き直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗すべしと思入つて居。家督拝領して思ふは、出羽程の者、又持つ事かたし、成敗は思ひもよらずと。神戸清庵杯へ御物語被成と云ひ伝ふ。とあり。されば慶長年中、利常卿未だ世子たりし頃築かれし石垣也。柴野美啓の龜尾記に、戸室石は藩士の歩役人を出して其用を勤む。今河北門・升形門の石垣に、色々の合紋あり。諸士の役夫、己が主人の相験を彫り付けたるもの也。中にも〇〇は長氏の合印なりといへり。又

今枝直方筆記に、家藏曰、於小松微妙院殿御咄衆を被喚て、筑前此地へ越えて、城の様子、何々をば肝要に被嘗候哉と御尋ね有りしに、日外御入被成候節、就中三之丸石垣を殊の外御警め被成候と申上げければ、左あるべし。筑前ならでは、此の虎口合点参るまじきと仰せられ、御満足被成ける云々。とあり。今按ずるに、右は少将光高御、寛永十六年六月利常御の譲りを請け給ひ、同年閏十一月入部し給ひ、利常御は翌十七年六月小松へ入城し給うて後の御尋ねなるべし。筑前ならでは此の虎口合点参るまじきとの仰せにても、光高御は儒学のみならず、兵学にも上達し給ふ事知られり。当城大手の升形なるがゆゑに、虎口とは宜ひたるなるべし。又可観小説に、微妙公小松の城に隠居し給ふ後に、陽広公東都御在府中、或時金沢大手櫓台石垣の内なる大石一つ小松御城に御入用とて、御使者の者、人夫召具し取りに来れり。執政本多安房守政重・横山山城守長知承り、御城石垣石の儀は、不在寄次第也。何程御用にても、少将公の御指図無之内は難成とて、其の趣を東都へ言上しけるに、少将公御自筆にて、黄門公御年寄せたれば、如何やうの事にても、御心に障らぬやうに致し可然よし仰せ下され、其の端書に、

芦の葉を落とせば雁の声ぞする

すなほなき子は親のわづらひ

と載せ給ひたり。扱其後、兩人を小松へ召され、御饗応有りて、右石の事仰せられ、頼母數思よし御意ありといへり。今按ずるに、微妙公夜話録に、本丸に有之石の内、庭石に御入用とて、取りに被遣、少将公へ伺ひけるに、假令大手石垣の角石にても、櫓を壊ちて可差上管の由、御書被成下。とあり。是を過聞し、前廻の如く載せたるなるべし。

石川門

此の門は搦手の正門にて、此の門より右方なる堀を蓮池堀と称し、左方なる堀をば白鳥堀と呼べり。両堀の間は、所謂土橋といふべし。有沢武貞の「金沢細見図譜」に、承応・明暦の頃までは、三ノ丸河北・石川兩門を無滞貴賤老少男女共往来せし處、白鳥堀へ往来の女身を投げけるにより、普通の往来停止と成りたり。といへり。「三州志来因概覽附録」に云ふ。石川門の名は、石川郡に向ふ門と云ふ義成るべし。此の門名の初見は、承応の頃白鳥堀へ溺婦あるより、石川門内安りに往来を禁すと見ゆれば、此の頃よりの事ならんといへり。平次按ずるに、此の門名はさる晩年の事に非ず。「慶長の古図」に、既に石川門と載せられたれば、河北門と同じく藩祖利家御入城の初めより称し来れる門名なるべし。

(7) 明治9年の河北門石垣撤去再利用願書【明治10年2月「陸軍省大日記砲兵工兵之部」】

河北門等之基礎石ヲ採用之儀伺

送第三千九百拾七号十一月廿八日付ヲ以御達之金沢歩兵一大隊營増築之儀、取調へ候處、地方之儀ハ木石ヲ採ル不便ニシテ、基礎堅石者戸室山ヨリ出シ候處、城ヲ距ル大凡三里許ニシテ、道路踞距、或ハ石ヲ採ル為メニ新道修築ヲ要スルケ所も有之、旁代価相嵩ミ、且山石工乏布、隨而裁出シ遷延、粗取調ラへ候處、入用之石數皆輸入ハ、來十年春、雪解後より大雪前迄被延引可申見込ニ有之、依而城内河北門・橋詰門枳形及ヒ三ノ丸・鶴ノ丸トノ經界之土塀ヲ解除ケ、其基礎古堅石ヲ採用候時ハ、考案ニも差出置候通、入費も入用之石數ニ而半額ヲ減シ、進歩も諸工事着手、即日より相運ヒ、旁採用仕度奉存候、抑金沢城之儀ハ城内狹隘、空隙之地ニ乏敷、河北門ハ新營地ヲ圧迫シ所用少ク障碍多ク、橋詰門枳形并ニ經界之土塀ヲ解除、⁽⁹⁾ 蹶沿堀之濠ヲ埋メ、枳形より両丸ヲ一円平坦ノ地ト成候時ハ、二ノ丸假營及ヒ新築營之便利、地形之体裁ヲ成シ、往々三大隊平生之執銃手續キ、新兵仕込ミ場、其他非常急呼之整列場ニ相充候時ハ、一挙兩宜有之、尤兩丸合併之儀ハ素より連隊長より之屢協議有之、左候而城内之儀ニ候ハ取除ケ候而も宜、城之体裁ニも不閑儀ト奉存候、依而図面相添、此段同候也、

明治九年十二月十五日

工兵第三方面提理陸軍中佐 品川氏章 (印)

陸軍卿山県有朋殿

〔^(朱書)伺之趣、兵營増築見合候条、書面下戻候事

十年二月一日 』

(石野友康)

註

- (1) 後藤彦三郎「高石垣等之事」(後藤文庫、金沢市立玉川図書館所蔵)の「御城中御門々名目并御長屋間敷等之事」(『金沢城郭史料』323頁)のなかで、「三御門と云ハ、河北御門・石川御門・楯爪御門を云也」とある。このほか、湯浅祇庸「国略類聚」でも、三御門の通行儀礼に関する諸規定がみえる(後掲史料選5)。
- (2) 森田柿園著「金沢古蹟志」は、鳳至郡の「十村栗藏村彦三郎由緒書」を典拠とするが、貞享2年の「加能越里正由緒記」は「彦十郎、七尾御城相詰罷有候所、末守御城へ佐々内蔵助殿御寄之由、早速御注進ニ金沢御城へ懸付申候二付、為御褒美銭壹貫文拝願仕」とするのみで「河北門」の語はみえない。しかし、「白井氏見聞雜記」に、栗藏彦十郎の功績として、佐々軍が末守へ攻め寄せたことを、注進したことを記し「金沢城へ懸着、河北門迄来て申上」と記す(『加賀藩史料』1)。
- (3) 照円寺文書の「加賀国金沢御坊由緒之覚」の中で「御城門之名所承及候覚」として「石河門・河北門は右両郡の御門徒より寄進仕由之事」と記す。照円寺は西末寺の敷地内にあって浄土真宗西方の触頭を勤め、「表末寺」と称し藩主に御目見している(『加越能寺社由来』)。
- (4) この逸話は、利常が藩主に就任していない時期で、利常が政權を握っている頃という状況が前提となっているので、利家が死去した慶長4年から利常が富山城に隠居した慶長10年までが該当する。しかし富山に隠居した利常は慶長16年頃まで実権をもち藩政をリードしたので、慶長16年頃までを下限とする逸話とみることもできる。
- (5) 絵図リスト①-2については、森田による写(石川県立図書館森田文庫等)があり、詳細な考証を付す
- (6) 「拾墓名言記」は天和2年9月に毛利半之助(詮益)によって著わされた利常に関する行状記録である。半之助は寛永18年、13歳で利常の子小姓となり、以後、利常の死去した万治元年、彼が30歳になるまで身辺に近侍し、仄聞したことを記す。ここで「先構形」と述べたのは、寛永8年大火による再建で変化した、彼が現認していた河北門ではなく、寛永8年以前の河北門という意味で「先」を付けたと解釈すべきだろう。森田は、「先」を空間的な意味とみて、河北門の先にある門と解したのかもしれない。
- (7) 『加賀藩史料』8、田中徳英「宝暦大火後の金沢城再建における造営組織について」(『日本建築学会計画系論文集』480号、1996年)など。
- (8) 岡田茂弘「図書館蔵の明治天皇巡幸等写真について」(『学習院大学資料館紀要』13号、1998年)
- (9) 平成8年「金沢城址公園 金沢大学教育学部第2教棟(旧陸軍第7連隊兵舎)解体工事による記録保存調査報告書」(石川県、1996年)。
- (10) 木越隆三「元和～寛文期の金沢城修築について」(『金沢城研究』創刊号、2003年)。
- (11) 「金沢城公園菱櫓・五十間長堀・楯爪門続櫓等復元工事報告書」第3章復元設計(石川県土木部営繕課、2003年)
- (12) 「明治の日本 一宮内庁書陵部所蔵写真一」(吉川弘文館、2000年)に収録。前掲註(8)論文。なお学習院大学所蔵と同じ焼付写真が、宮内庁書陵部ほか、イタリア公使バルボラーニが明治14年3月に日本から持ち帰ったとされる写真帖に掲載されている(『大日本全国名所一覽』平凡社、2001年)。
- (13) 真柄家所蔵の絵図3点とは、表4掲載の「河北御門絵図」ほか「竹沢御殿図」(彩色 100×100cm)、「金沢城石垣地割図」(彩色 50×50cm)である。

執筆者紹介

木越隆三	金沢城研究調査室長
正見泰	金沢城研究調査室室員
石野友康	金沢城研究調査室室員
加藤克郎	金沢城研究調査室室員

研究紀要金沢城研究第5号

平成19年3月発行

編集・発行 石川県教育委員会事務局文化財課

金沢城研究調査室

〒920 0962

石川県金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎2号館

電話 076 223 9696 FAX 076 223 9697

E mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoku/bunkazai/kanazawajo/indochin>

